

第 6 期川西市地域福祉計画 (案)

かわにし^立新時代へ
川 西 市

■障害者の「害」の表記について

本市では、障害者の「害」の表記について、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を示す場合は、「害」の字を平仮名で表記することとしています。ただし、法令の題名や固有名詞等で「害」を漢字で表記しているものは、漢字のまま表記しています。

■本文中の用語について

本文中で※を付けている用語については、資料編において内容を説明しています。

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 地域福祉に関する近年の動向.....	4
4 計画の期間.....	4
第2章 川西市の地域福祉に関する状況.....	5
1 統計資料からみる現状.....	5
2 地区福祉活動の現状.....	17
3 アンケート及びワークショップの結果からみる現状.....	18
4 第5期地域福祉計画の取組と課題.....	34
第3章 計画の基本的な考え方.....	37
1 基本理念.....	37
2 施策体系.....	38
3 基本目標.....	40
4 重点施策.....	43
第4章 施策の展開.....	46
基本目標1 つながり支えあう共生の地域づくり.....	46
1. 誰もが役割を持てる地域づくり.....	46
2. 地域福祉を推進する人材づくり.....	51
3. 地域を支えるネットワークづくり.....	54
基本目標2 誰もが安心して生活できる基盤づくり.....	56
1. 総合相談支援体制の構築.....	56
2. 安全安心に暮らすための環境づくり.....	63
基本目標3 誰にでもやさしく自分らしく暮らせる地域づくり.....	68
1. 福祉サービス利用者等の権利擁護.....	68
2. 生活困窮者自立支援対策等の推進.....	72
3. 自殺防止対策の推進（自殺対策計画）.....	75
4. 再犯防止の推進（再犯防止推進計画）.....	85
5. バリアフリーのまちづくり.....	87
第5章 計画の推進.....	90
1 計画の推進体制.....	90
2 計画の進行管理.....	90
資料編.....	91
1 計画の策定経過.....	91
2 川西市社会福祉審議会規則.....	92
3 川西市社会福祉審議会委員名簿.....	94
4 用語解説.....	95

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の日本では、人口減少、少子高齢化が急速に進展していく中で、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化等もあいまって、地域社会において家庭や人と人のつながりが希薄になっています。

更に、生活困窮者や自殺者の増加、孤立・孤独、虐待[※]等の多様化・複雑化した社会問題に対し、公的なサービスだけで適切に対応することは難しく、いわゆる「制度のはざま」と呼ばれる課題に対応するための仕組みづくりが求められています。

こういった多様で複雑化した課題に対応し、地域に暮らす誰もが、その人らしい生活を送ることができるよう、社会福祉法の改正が行われ、地域福祉を推進する上での国及び地方公共団体の責務が定められました。この中で市町村は、住民の身近な圏域で、地域のつながりや支えあいを再構築して地域力を強化するとともに、多機関が協働[※]して課題を受け止める体制による包括的な支援体制を整備するよう努めるものとされました。

このためには、「支え手側」「受け手側」というこれまでの固定された役割分担意識を超え、住民が地域の課題を我が事としてとらえ、地域の関係団体等とつながりながら、福祉の領域を超えて、地域全体が直面する課題を共有し、解決に向けた仕組みづくりを進める必要があります。

本市では、平成14（2002）年度に「川西市地域福祉計画」を策定し、平成17（2005）年度から平成30（2018）年度にかけて、計画の見直しを行いながら、市社会福祉協議会[※]をはじめ、民間事業者やNPO[※]法人、そして地域住民との連携・協働のもと、各地区の地域特性や福祉ニーズに沿った取組を推進してきました。

このたび、第5期川西市地域福祉計画の期間が令和5（2023）年度で終了することから、同計画に位置づけた施策の進捗状況や、市民アンケートや市内14地区で開催した地区別ワークショップ[※]等で把握された課題を踏まえ、地域福祉の更なる推進を通じた地域共生社会の実現をめざし、「第6期川西市地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

「第6期川西市地域福祉計画」(以下「本計画」という。)は、社会福祉法第107条の規定による市町村地域福祉計画であるとともに、市の独自の取組を加えた計画で、川西市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

また、成年後見制度^{*}の利用の促進に関する法律第14条に規定される成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画、自殺対策基本法第13条に規定される市町村自殺対策計画、及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定される地方再犯防止推進計画を包含する計画です。

●社会福祉法(抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

●成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋)

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。(以下略)

●自殺対策基本法(抜粋)

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 (略)

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

●再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋)

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

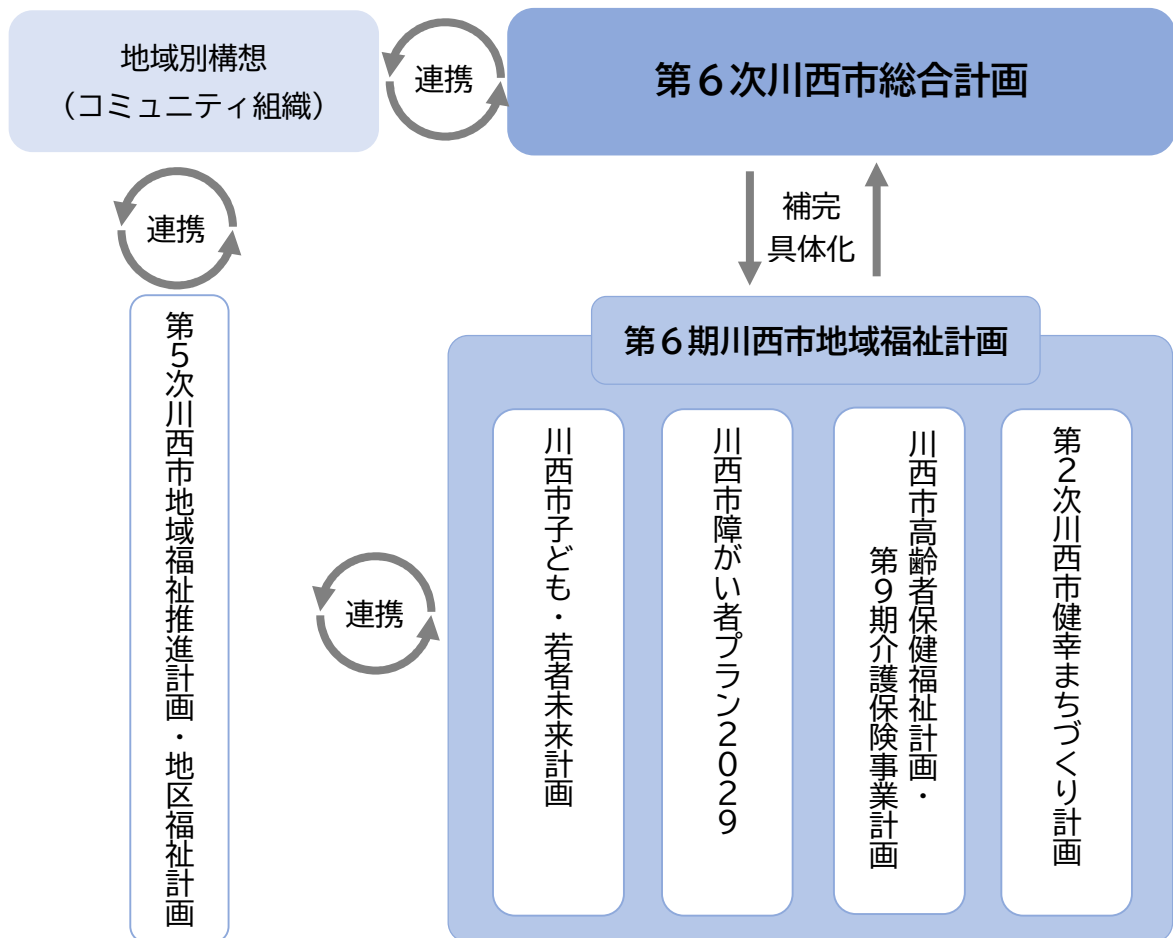
(2) 各個別計画との関連

本計画の内容は、市民の生活に密着した保健福祉サービスの提供体制の基盤づくりを、幅広い市民の参画をベースに、福祉関係機関や市民活動団体、行政が連携・協働することにより推進していく際の基本的指針となるものです。

本計画は、上位計画である「第6次川西市総合計画」を補完し、具体化するものであるとともに、「川西市子ども・若者未来計画」「川西市障がい者プラン2029」「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」及び「第2次川西市健幸まちづくり計画」等の各個別計画と理念を共有し、整合性及び連携を図った地域福祉計画として、幅広い市民の参加を得ながら策定し、高齢者、障がい者、児童の各福祉分野及び健康づくりの分野等の地域課題に対し、総合的な保健福祉サービスを提供していくことをめざします。

また、市社会福祉協議会の「第5次川西市地域福祉推進計画」や、地区福祉委員会の「第5次地区福祉計画」、そして本市の地域分権政策に基づく、各コミュニティ組織での「地域別構想」とも連携する計画となっています。

●他の計画との関連図



3 地域福祉に関する近年の動向

国においては、地域共生社会を実現するため、平成 29（2017）年度から社会福祉法の地域福祉に関する規定の改正を行い、令和 2（2020）年度にも更なる改正を行い、生活課題を抱える住民を支援する体制や、住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的に支援することができるよう、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

●福祉に関する国の主な動向

年度	国の動き
平成 28 年 (2016)	・「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会」（地域力強化検討会）設置
平成 29 年 (2017)	・地域包括ケアシステム強化法成立（⇒社会福祉法改正：地域福祉推進の理念の規定の改正（現行法第 4 条第 2 項 3 項）。包括的支援体制整備が位置づけられる。地域福祉計画の充実等）
平成 30 年 (2018)	・改正社会福祉法施行 ・地域共生社会に向けた包括的な支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会「最終とりまとめ」（断らない相談・参加支援・地域づくり）
令和 2 年 (2020)	・地域共生社会の実現のため社会福祉法等の一部を改正（地域福祉推進の理念の規定（現行法第 4 条第 1 項追加）、重層的支援体制整備事業）
令和 3 年 (2021)	・改正社会福祉法施行

4 計画の期間

本計画は、令和 6（2024）年度を初年度とし、令和 13（2031）年度までの 8 か年計画とします。

●計画の期間

計画名	年度	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)	令和 12 年 (2030)	令和 13 年 (2031)	令和 14 年 (2032)
	川西市総合計画	第 6 次								
川西市地域福祉計画	第 6 期									次期

第2章

川西市の地域福祉に関する状況

1 統計資料からみる現状

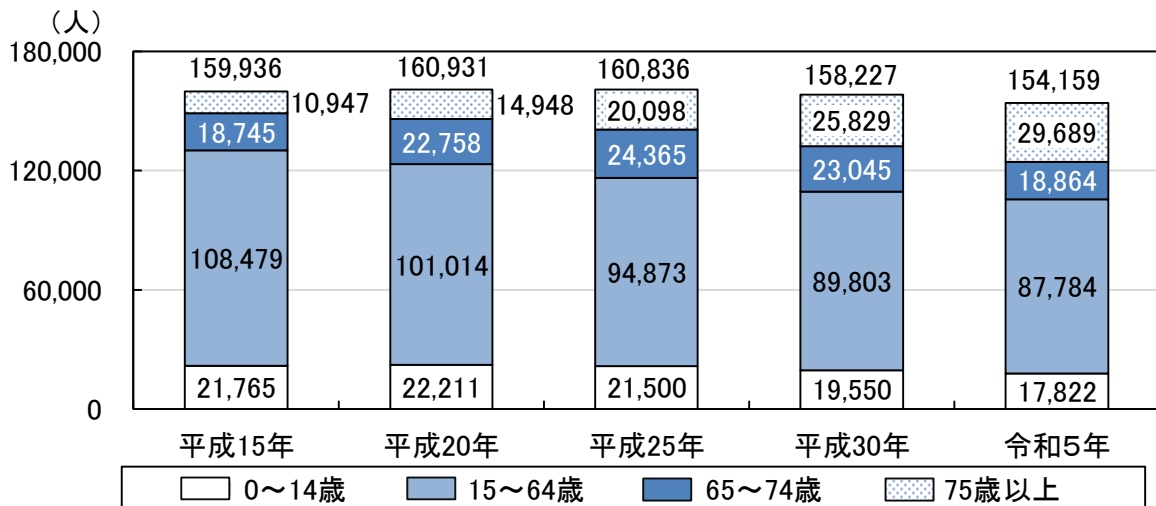
(1) 人口と世帯の状況

①人口の推移

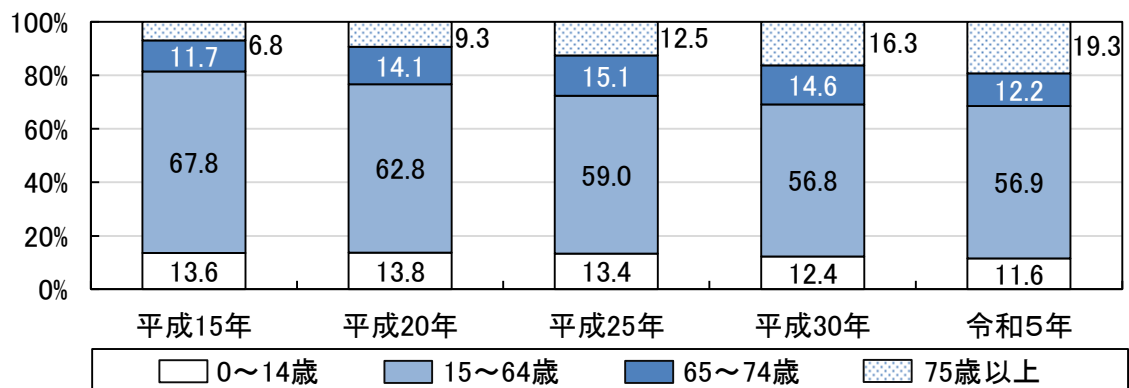
年齢4区分別人口の推移をみると、減少傾向となっており、総人口は平成20（2008）年以降減少傾向となっています。年齢4区分別にみると、0～64歳は減少傾向、75歳以上は増加傾向となっています。

年齢4区分別人口割合の推移をみると、75歳以上の高齢者の割合が高くなっています。

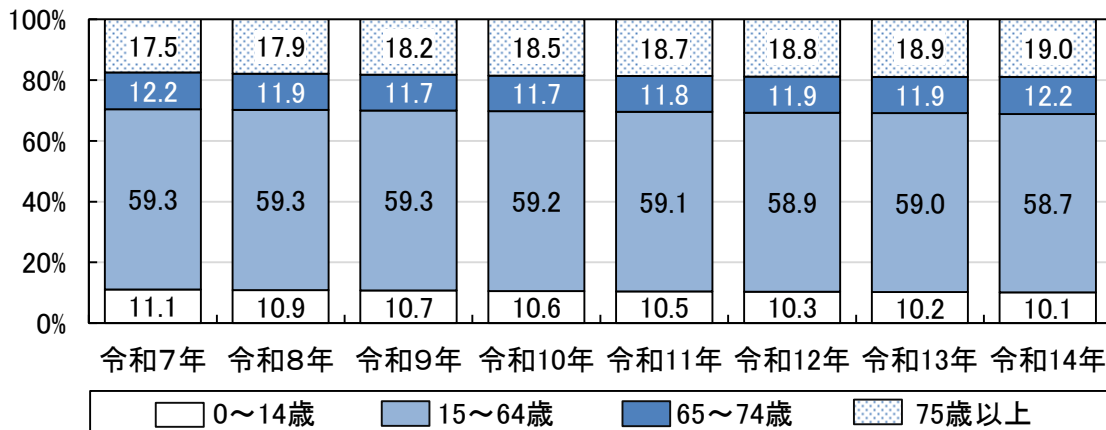
● 図表 2-1 年齢4区分別人口の推移



● 図表 2-2 年齢4区分別人口割合の推移

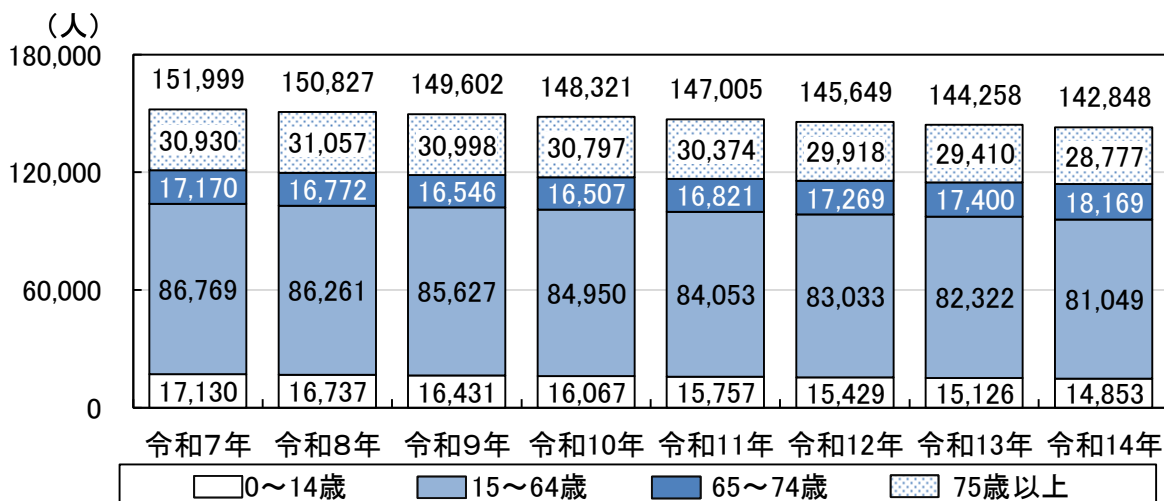


● 図表 2-3 【参考】全国の年齢4区分別人口割合の推計



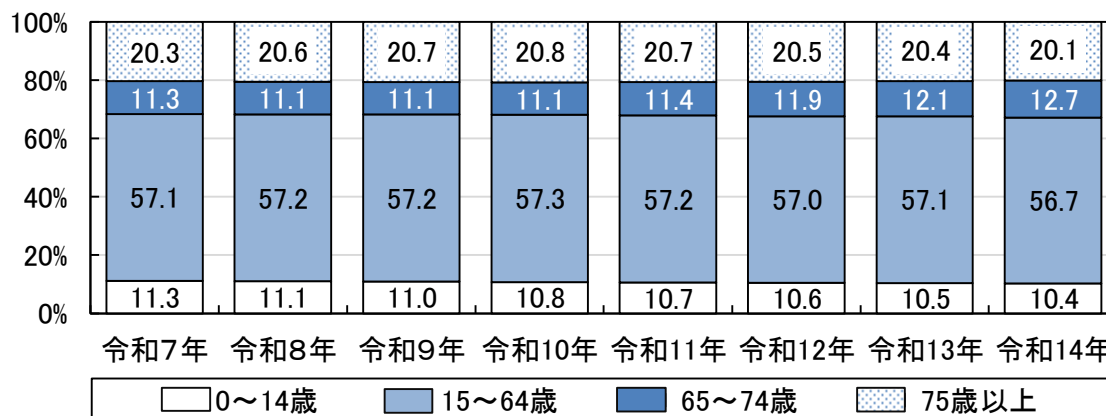
資料：国立社会保障・人口問題研究所 出生中位(死亡中位)推計

● 図表 2-4 【参考】本市の年齢4区分別人口の推計



資料：住民基本台帳(各年9月末)を基にコーホート変化率法で算出

● 図表 2-5 【参考】本市の年齢4区分別割合の推計



資料：住民基本台帳(各年9月末)を基にコーホート変化率法で算出

②世帯数の推移

世帯数の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にあり、令和2（2020）年では63,272世帯となっています。核家族世帯は平成27（2015）年まで増加傾向で推移していましたが、令和2（2020）年は減少しています。

また、一般世帯数に占める割合の推移をみると、高齢夫婦世帯、65歳以上単身世帯の割合が上昇しています。

●図表2-6 世帯数の推移

単位：世帯

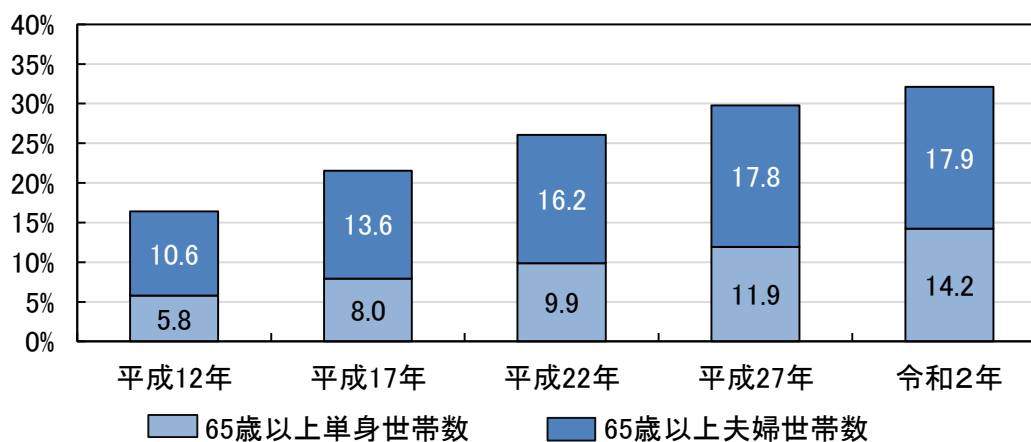
区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	54,701	58,492	60,520	62,634	63,272
核家族世帯	40,114	42,115	43,032	43,602	42,899
高齢夫婦世帯	5,808	7,948	9,779	11,170	11,306
65歳以上単身世帯	3,167	4,653	5,981	7,468	9,008

※核家族：「夫婦のみの世帯」「夫婦と子どもから成る世帯」「男親と子どもから成る世帯」「女親と子どもから成る世帯」。

※高齢夫婦世帯：「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯」。

資料：国勢調査

●図表2-7 一般世帯数に占める割合の推移



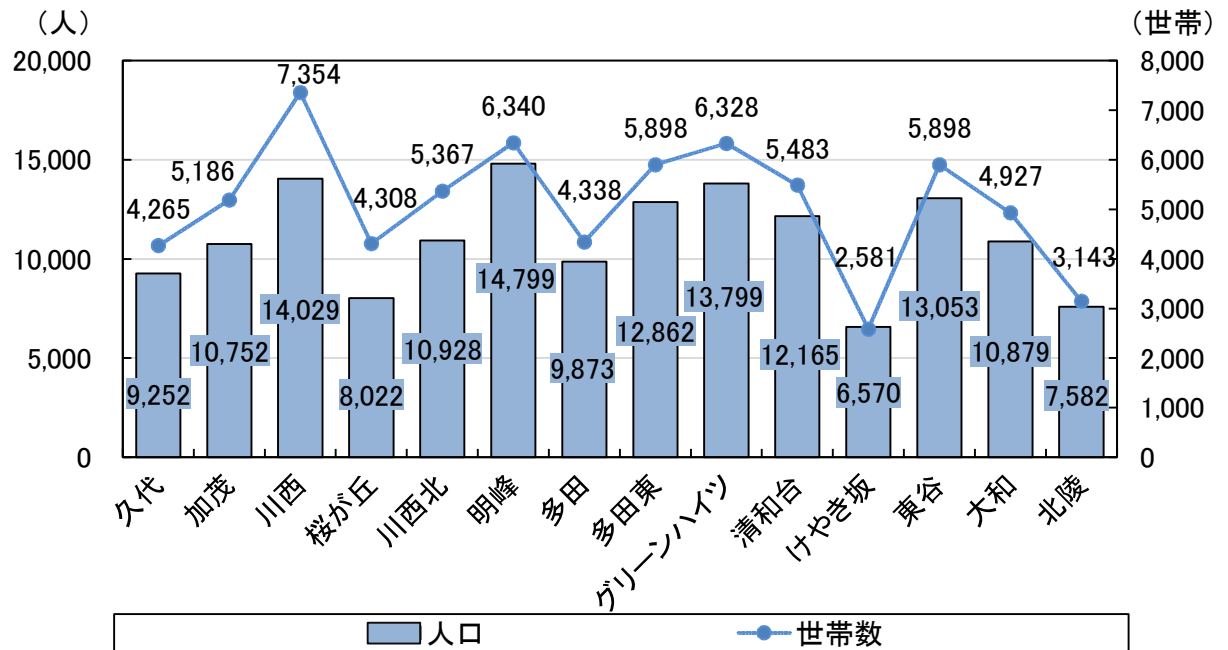
資料：国勢調査

③地区別人口の状況

地区別人口及び世帯数をみると、総人口は明峰地区が14,799人で最も多く、次いで川西地区が14,029人、グリーンハイツ地区が13,799人と続いています。世帯数は川西地区が7,354世帯で最も多く、次いで明峰地区が6,340世帯、グリーンハイツ地区が6,328世帯となっています。

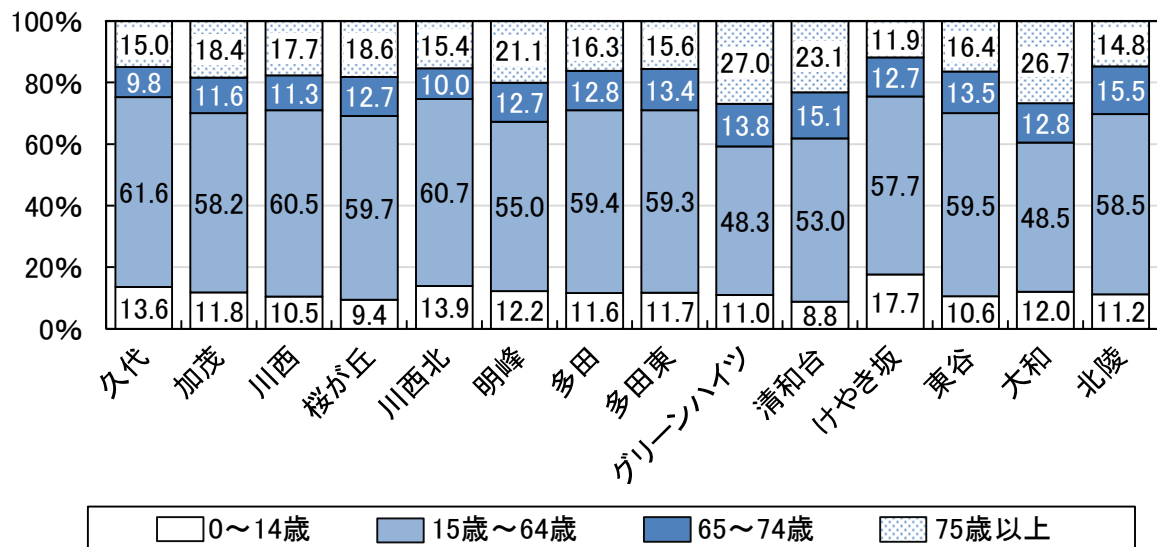
地区別年齢4区分別人口割合をみると、グリーンハイツ地区と大和地区は65歳以上の高齢化率が高く、特に75歳以上の割合はともに25.0%を超えています。一方、けやき坂地区では高齢化率が24.6%と低く、0～14歳人口割合が17.7%と最も高くなっています。

●図表 2-8 地区別人口及び世帯数（令和5年3月）



資料：住民基本台帳（令和5年3月時点）

●図表 2-9 地区別年齢4区分別人口割合（令和5年3月）



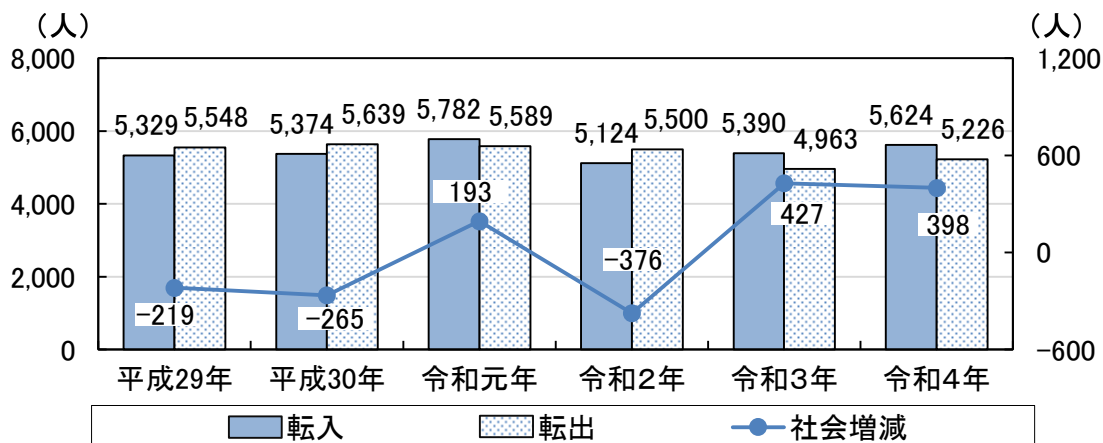
資料：住民基本台帳（令和5年3月時点）

④人口動態の推移

社会動態※の推移をみると、平成 28（2016）年から平成 30（2018）年までは転出超過となっており、以降は令和 2（2020）年を除き転入超過となっています。

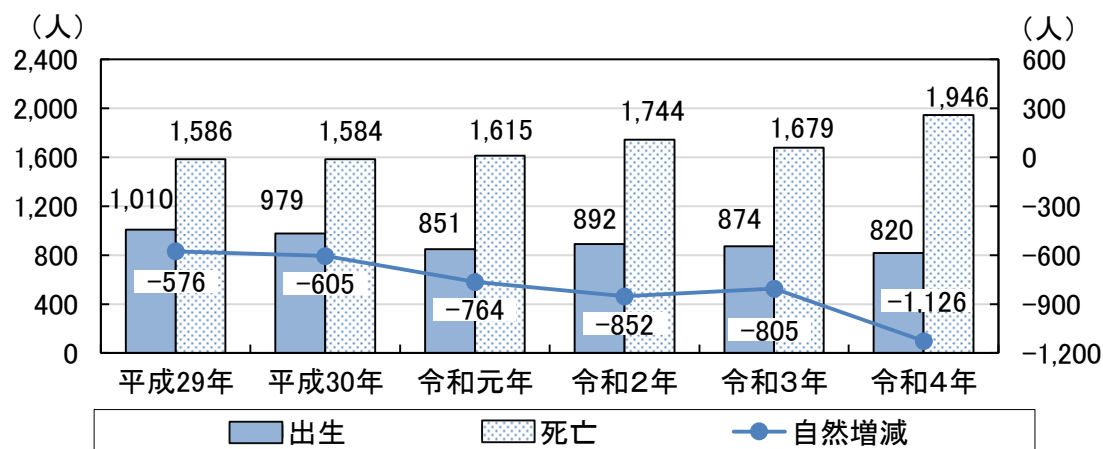
自然動態※の推移をみると、死亡が出生を上回っており、令和 4（2022）年では死亡が出生を 1,126 人上回っています。

●図表 2-10 社会動態の推移



資料：市統計要覧を基に算出

●図表 2-11 自然動態の推移



資料：市統計要覧を基に算出

【本市の人口と世帯数の推移からみる課題】

少子高齢化が進んでおり、65歳以上単身世帯や65歳以上夫婦世帯が増加しています。

また、グリーンハイツ地区や大和地区の高齢化率が約40.0%と高くなっている一方で、けやき坂地区においては、25.0%未満と低く、状況が大きく異なる地域があります。

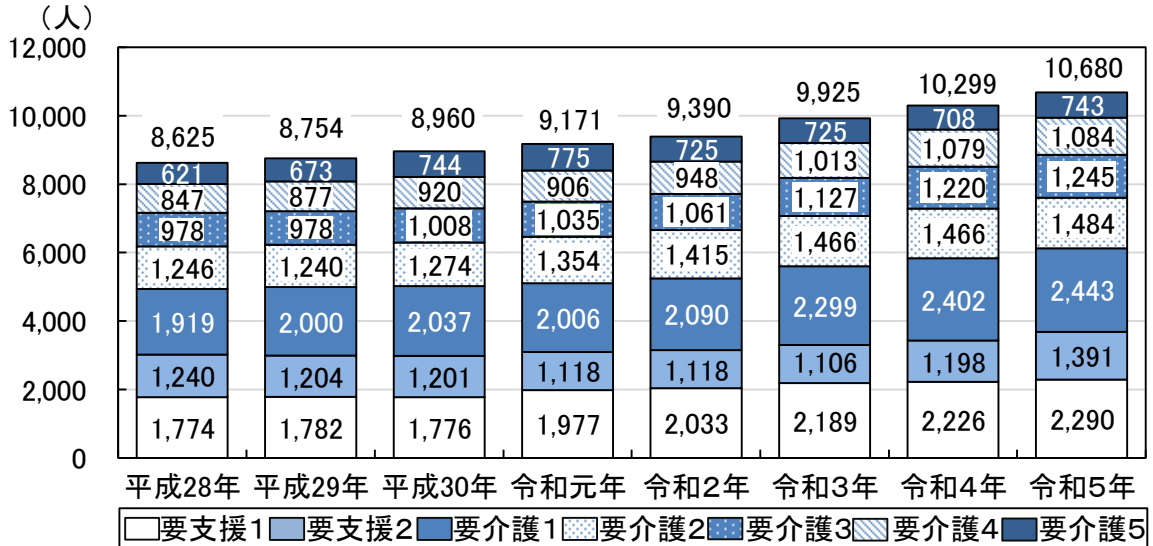
本市においては、人口の状況や年齢層、生活環境、地理的状況（坂が多いなど）等それぞれの地域の実情に即した支援が必要です。

(2) 福祉制度等の利用状況

①要支援・要介護認定※者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成28（2016）年の8,625人から令和5（2023）年の10,680人と、2,055人増加しています。

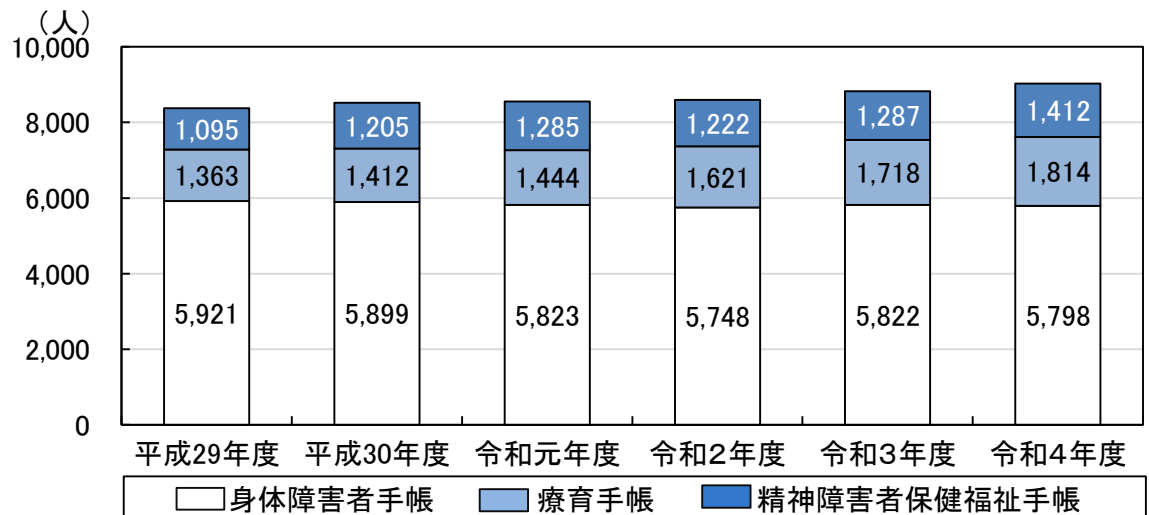
●図表 2-12 要支援・要介護認定者数の推移



②障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成29（2017）年度から令和2（2020）年度にかけて減少傾向にありましたが、令和3（2021）年度には増加に転じています。療育手帳所持者数は一貫して増加傾向で推移しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は全体で見ると増加傾向で推移しており、令和2（2020）年度に減少したものの、令和3（2021）年度には再び増加しています。

●図表 2-13 障害者手帳の所持者数の推移

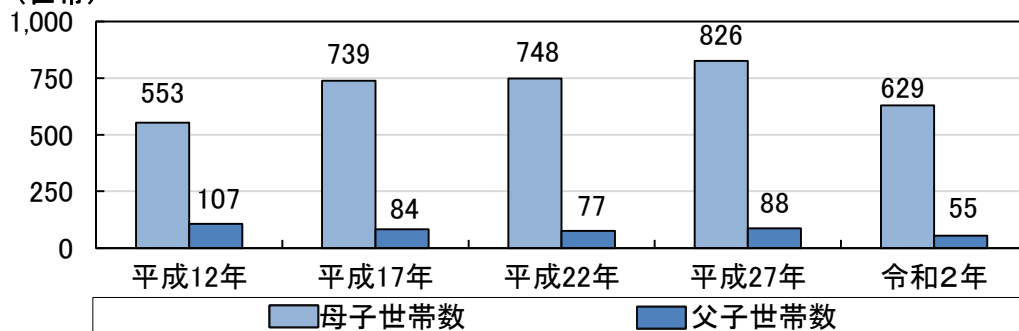


③母子世帯と父子世帯の推移

母子世帯数と父子世帯数の推移をみると、母子世帯数は平成 27（2015）年にかけて年々増加傾向にありましたが、令和 2（2020）年には減少しています。父子世帯数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和 2（2020）年では 55 世帯となっています。

●図表 2-14 母子世帯数と父子世帯数の推移

(世帯)



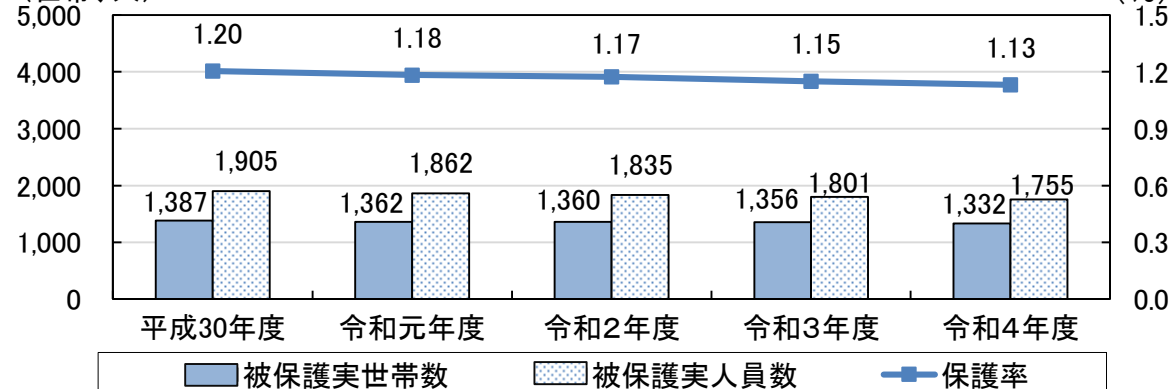
資料：国勢調査

④生活保護の状況

生活保護の状況をみると、被保護実世帯数と被保護実人員数は、ともに平成 30（2018）年度以降減少傾向にあります。

●図表 2-15 被保護実世帯数及び被保護実人員の推移

(世帯、人)



資料：市統計要覧を基に算出

保護率は被保護人員を総人口（各年9月末）で除した数

【福祉制度等の利用状況からみる課題】

要支援・要介護認定者数、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。一方で、生活保護受給者数は減少傾向にあり、母子世帯は増加傾向にありましたが、令和 2（2020）年に減少しています。

要支援・要介護認定者数の増加については、本市の 75 歳以上人口の増加による影響と考えられます。また、療育手帳所持者数の増加については、発達障がいへの認知度が広がったことが原因と考えられます。精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加については、認知症患者の増加や生活不安等のストレスの増加が原因と考えられます。

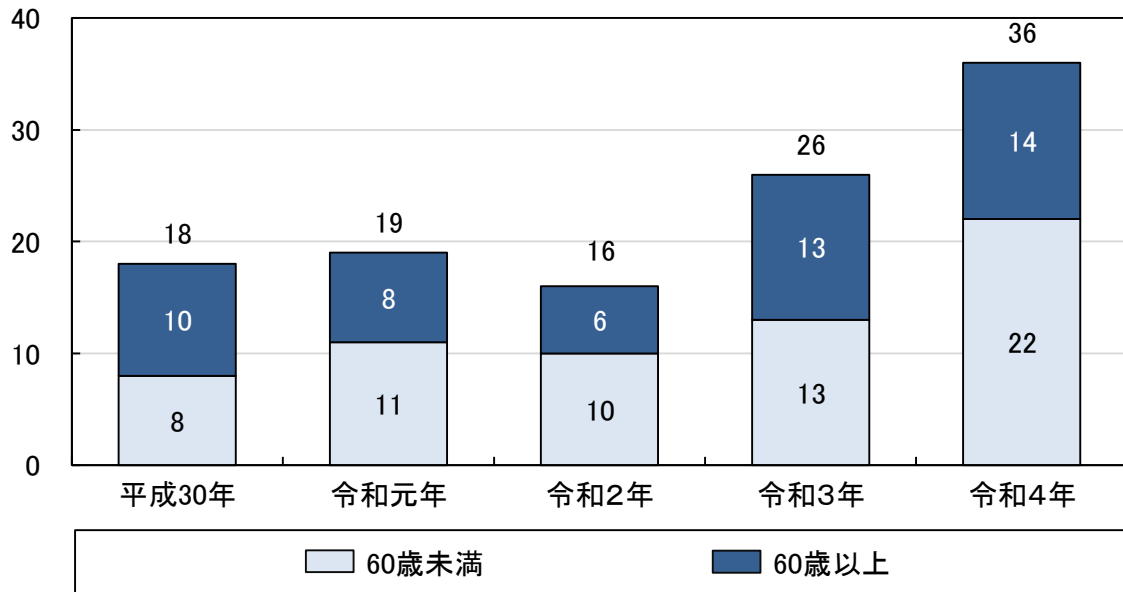
本人のニーズに沿った公的サービスの提供、また、暮らしている地域での支援、ともに安心して暮らしていける地域コミュニティの形成がより一層求められています。

(3) 自殺者の状況

自殺者数は令和2（2020）年以降増加しており、令和4（2022）年には過去5年間で最も高い36人となっています。年齢別にみると、60歳未満及び60歳以上でともに増加傾向となっており、特に60歳未満については、令和4（2022）年には22人と平成30（2018）年の3倍近い人数となっています。

また、年齢別自殺死亡率をみると、60歳以上が市全体及び60歳未満を上回っています。一方で、60歳未満の自殺死亡率は令和2（2020）年以降急増しており、令和4（2022）年には60歳以上に近い数値となっています。

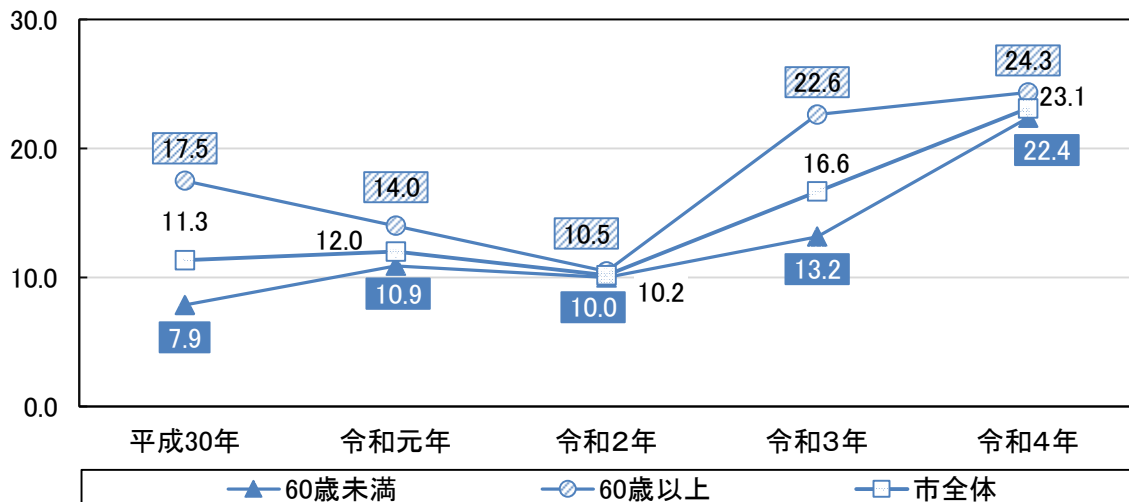
● 図表 2-16 年齢別自殺者数の推移
(人)



資料：地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)

● 図表 2-17 年齢別自殺死亡率の推移

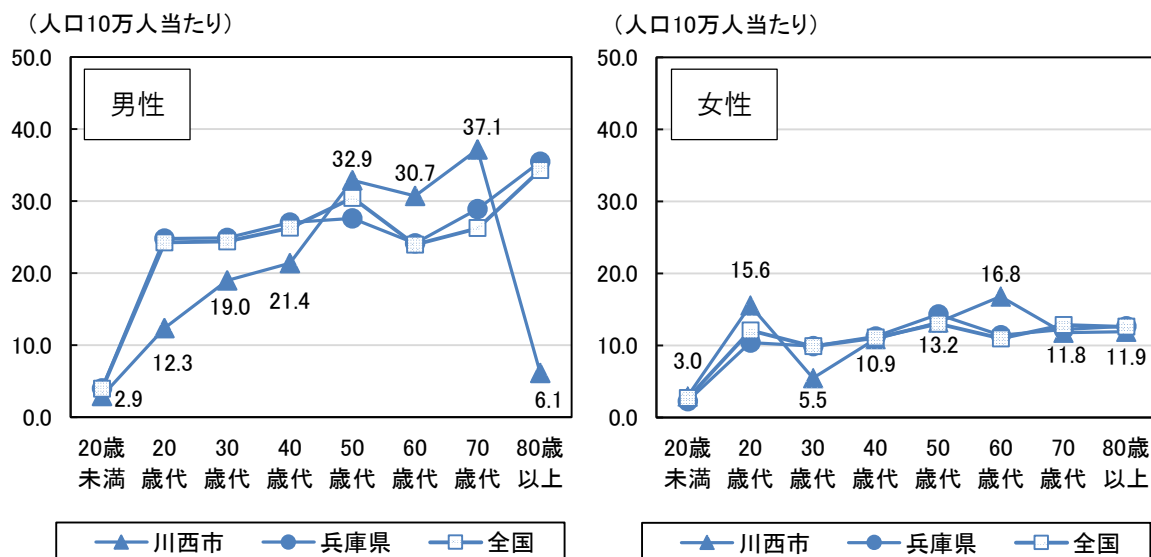
(人口10万人当たり)



資料：地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)
住民基本台帳(各年1月1日時点)

性・年齢別で自殺死亡率をみると、男性の場合は兵庫県及び全国の合計値を50歳代から70歳代では上回っています。女性の場合は20歳代及び60歳代において兵庫県及び全国の合計値を上回っています。

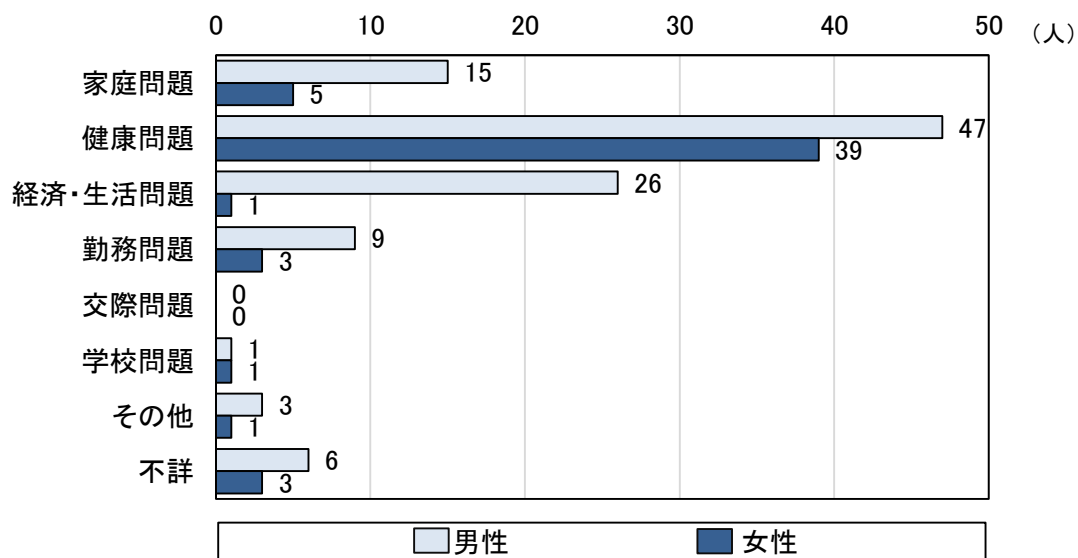
●図表 2-18 性・年齢別でみた川西市、兵庫県、全国の自殺死亡率



※平成30年(2018年)～令和4年(2022年)の合算値より算出
資料:地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)
住民基本台帳(各年1月1日)

性別で自殺の原因や動機をみると、男性、女性ともに「健康問題」が最も多くなっています。また、男性の場合は、「経済・生活問題」も多くなっています。

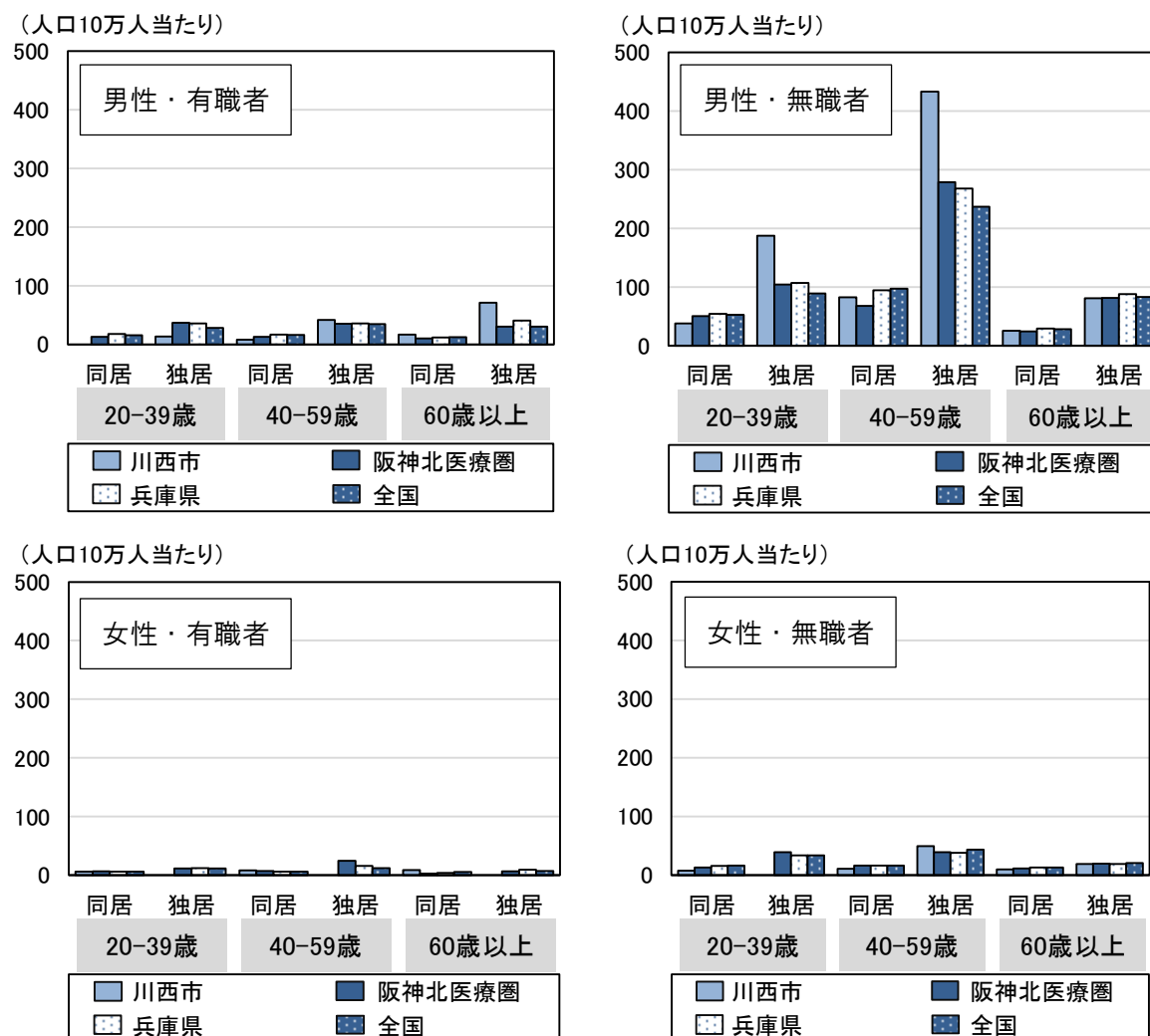
●図表 2-19 性別でみた自殺の原因・動機



※平成30年(2018年)～令和4年(2022年)の合算値を掲載。
資料:地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)

職業の有無及び同独居別で自殺死亡率をみると、男性は20-39歳の無職・独居者及び40-59歳の有職・独居者と無職・独居者及び60歳以上の有職・同居者及び有職・独居者、女性は40-59歳及び60歳以上の有職・同居者と40-59歳の無職・独居者が兵庫県及び全国の合計値と比べて高くなっています。

●図表 2-20 性別・年齢・職業の有無・同独居別でみた川西市、兵庫県、全国の自殺死亡率



※平成29年(2017年)~令和3年(2021年)の合計値を掲載。

※「阪神北医療圏」には川西市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町が含まれる。

資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール【2022】」

●図表 2-21 参考：図表 2-20 の数値

①男性・有職者

単位：(人口 10 万人当たり)

	20～39 歳		40～59 歳		60 歳以上	
	同居	独居	同居	独居	同居	独居
川西市	0.0	13.5	8.3	41.5	16.9	70.9
阪神北医療圏	13.0	37.1	12.7	35.1	10.2	30.5
兵庫県	17.9	35.9	16.6	35.5	12.1	40.6
全国	15.9	28.2	16.1	34.8	12.4	30.2

②男性・無職者

単位：(人口 10 万人当たり)

	20～39 歳		40～59 歳		60 歳以上	
	同居	独居	同居	独居	同居	独居
川西市	37.8	187.3	82.5	433.3	25.3	80.7
阪神北医療圏	50.5	104.1	67.7	279.0	24.1	81.5
兵庫県	54.0	106.9	94.7	268.0	29.3	87.8
全国	52.4	89.0	97.0	237.0	28.4	83.2

③女性・有職者

単位：(人口 10 万人当たり)

	20～39 歳		40～59 歳		60 歳以上	
	同居	独居	同居	独居	同居	独居
川西市	5.9	0.0	8.3	0.0	8.6	0.0
阪神北医療圏	6.7	11.8	7.2	24.5	2.6	6.7
兵庫県	6.0	12.0	6.3	16.1	3.9	9.2
全国	6.0	11.6	5.9	12.2	5.6	7.4

④女性・無職者

単位：(人口 10 万人当たり)

	20～39 歳		40～59 歳		60 歳以上	
	同居	独居	同居	独居	同居	独居
川西市	7.3	0.0	10.8	49.5	9.5	18.7
阪神北医療圏	12.8	38.7	16.2	39.1	11.4	19.6
兵庫県	15.3	33.3	15.9	38.1	13.1	18.9
全国	15.9	33.4	16.3	43.3	12.8	20.4

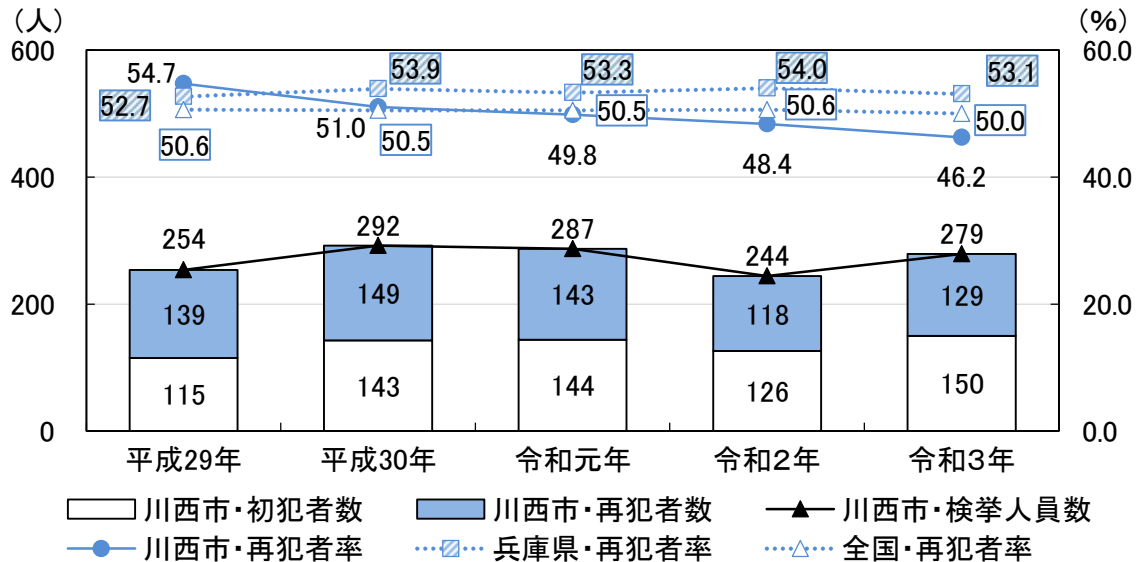
【自殺者の状況からみる課題】

自殺者数は長期的には減少傾向ですが、令和 2（2020）年以降増加傾向で推移しており、特に 50～70 歳代の男性の自殺死亡率が高くなっており、40 歳代以上において健康面や経済面で悩みを抱えている人や孤立している人がいることが考えられるため、孤独・孤立を防ぐためのいつでも相談できる体制づくりに取り組む必要があります。

(4) 再犯者の状況

再犯者の状況をみると、川西警察署の刑法検挙人員数は244人から292人までの間で推移しており、再犯者率は減少傾向で推移しています。令和元（2019）年以降は再犯者率が兵庫県及び全国を下回っています。

●図表 2-22 刑法犯検挙人員中の再犯者数・再犯者率の推移



資料：法務省大阪矯正管区からのデータを基に川西市で作成

※1 「再犯者」とは刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

※2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

※3 このグラフで示す「川西市」とは、川西警察署での検挙数であり、川西市民以外の数も含まれる。

【再犯者の状況からみる課題】

再犯者率は年々減少しており、令和元（2019）年以降は兵庫県及び全国を下回っています。また、一方で再犯者数は令和2（2020）年に減少したものの、令和3（2021）年には増加しており、引き続き、犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないよう指導や支援を行う必要があります。また、実際の雇用に結びつけるための就労支援への取組を進める必要があります。

2 地区福祉活動の現状

本市では、昭和 57（1982）年頃から概（おおむ）ね小学校区ごとに地区福祉委員会が組織されてきました。地区福祉委員会では各地域の特色に合わせた住民主体の地域福祉活動が展開されています。

コロナ禍では、地区福祉活動の柱の一つである「住民同士のつながりづくり」が断たれかねない危機に直面しましたが、これを機に SNS[※]等の ICT[※]を活用した新たなつながりづくりが進むとともに、コロナ禍以前のつながりを取り戻そうと各種イベント等の再開に取り組まれています。

また、課題を抱える住民への個別支援や各地区特有の課題について、地域住民や専門機関等の多様な主体と連携を図りながら支援を進めています。

● 図表 2-23 地区福祉活動の取組

取組	内容	参画団体
つながり	サロン、カフェ、子ども食堂、フードパントリー等の活動や囲碁や将棋といった趣味活動等、住民同士が交流し、つながりをつくる活動です。 つながりづくりだけでなく、地域住民の困りごとを把握する場でもあります。	各地区福祉委員会／民生委員・児童委員 [※] ／地域住民／当事者やその家族 等
みまもり	生活の安心のために、訪問や電話等の直接的な見守り、郵便物や雨戸の開閉等の間接的な見守りを実施しています。 異変を察知した場合は必要な機関につないでいます。	民生委員・児童委員／各地区福祉委員会／地域住民 等
支えあい	庭の草抜きやゴミ出し等、地域住民の生活課題を住民同士で支えあう活動です。本市では「訪問型助けあい活動」という名称で全市的な展開をめざしています。	各地区福祉委員会／自治会／ボランティア 等
その他	○広報 広報紙、SNS等で地区ごとに地域福祉活動の周知啓発を行っています。 ○協議の場づくり 地域組織間の連携、専門機関との連携等、多様なネットワークの構築に向けて取り組んでいます。 また、多様な団体の参画のもとに地域課題を共有し、必要な資源開発につなげています。 ○福祉教育 福祉講座や福祉委員研修等、地域の福祉課題や地域福祉活動の意義、制度理解等の学びを深める活動を行っています。	各地区福祉委員会／民生委員・児童委員／コミュニティ組織／自治会／ボランティア／当事者団体／教育関係者／福祉事業者／社会福祉法人／NPO 等

3 アンケート及びワークショップの結果からみる現状

(1) 市民アンケート結果の概要

①調査概要

| アンケートの目的

本計画の策定にあたり、福祉に関する市民の考えや意見を広くお聴きし、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

| アンケートの対象者等

調査対象者 : 18歳以上の市民

対象数 : 3,000人(無作為抽出)

調査期間 : 令和5(2023)年1月30日(月)～令和5(2023)年2月17日(金)

調査方法 : 郵送配布・郵送回収による本人記入方式又はWEBによる回答方式

| 回収結果

調査対象者数(配布数)	有効回収数	有効回収率
3,000件	1,616件 (うち、WEB回答224件)	53.9%

| 調査結果の見方

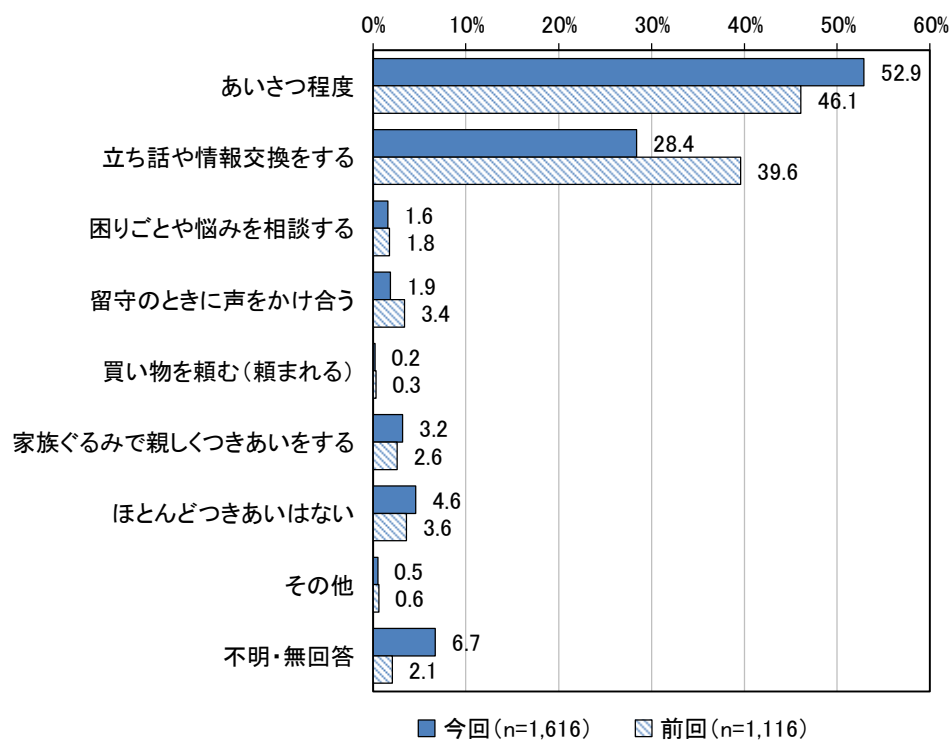
- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- ・複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- ・図表中の「n(number of case)」は、集計対象者の総数(あるいは回答者を限定する設問の限定条件に該当する人の総数)を表しています。
- ・本文中の設問の選択肢は、簡略化している場合があります。

②調査結果の概要

住民同士の交流

◆近所づきあいの程度

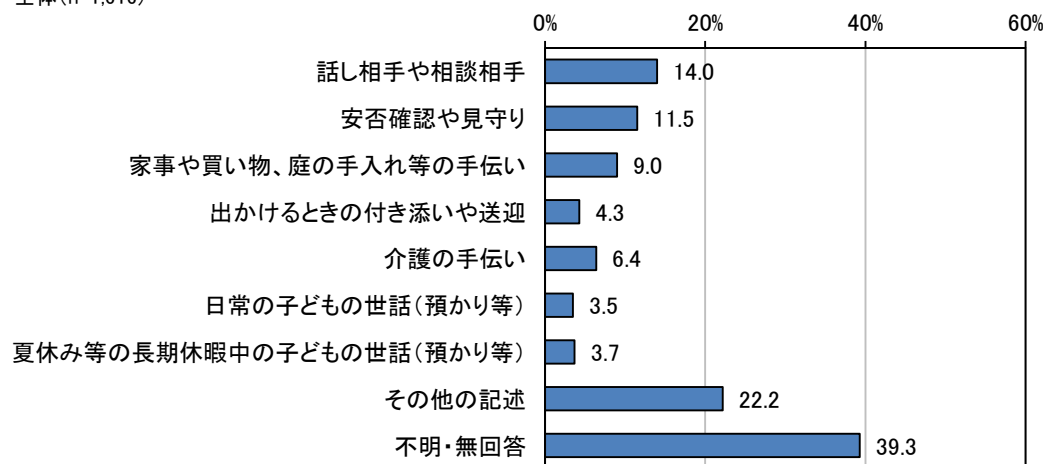
「あいさつ程度」が52.9%と最も高く、次いで「立ち話や情報交換をする」が28.4%、「ほとんどつきあいはない」が4.6%となっています。前回調査と比較すると、「立ち話や情報交換をする」の割合が低くなり、「あいさつ程度」の割合が高くなっています。



◆地域で暮らす中での困りごと

「話し相手や相談相手」が14.0%と最も高く、次いで「安否確認や見守り」が11.5%、「家事や買い物、庭の手入れ等の手伝い」が9.0%となっています。

全体(n=1,616)



【調査結果からみる課題】

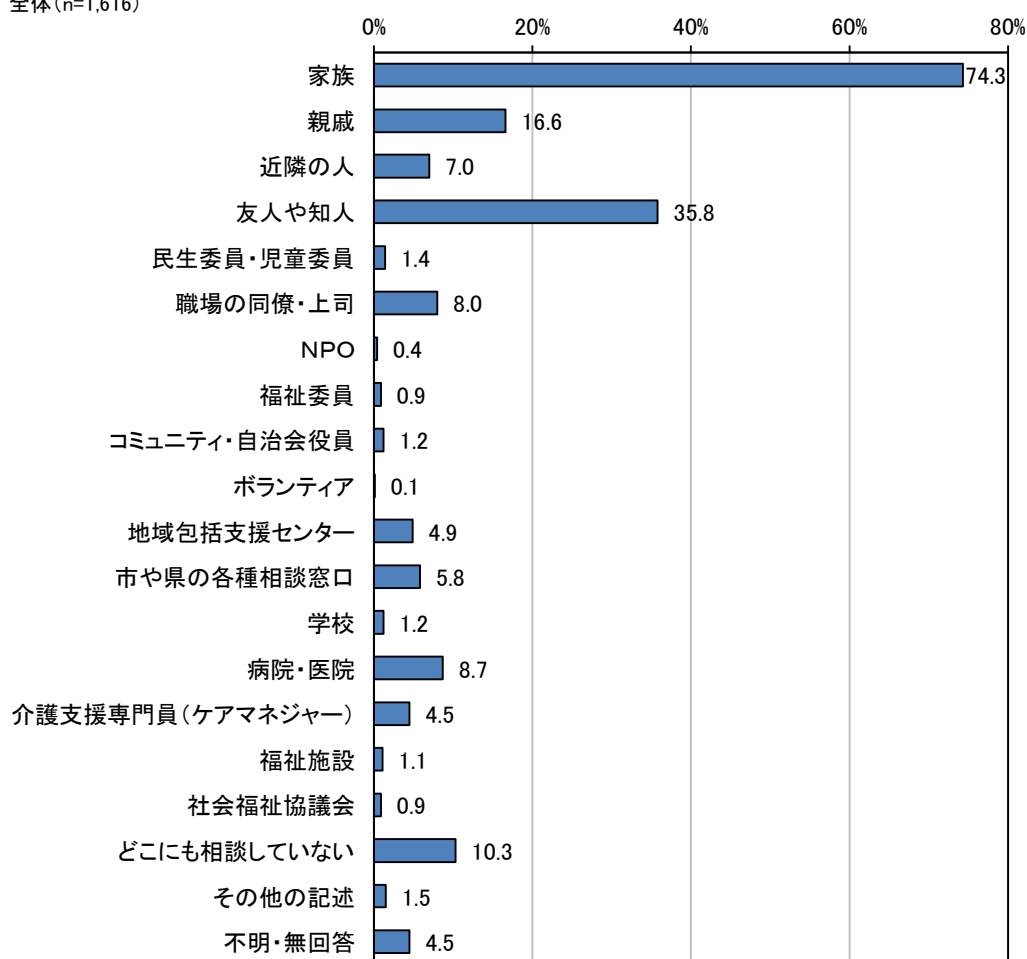
近所づきあいの程度については、「あいさつ程度」「立ち話や情報交換をする」といった簡単なつきあいの割合は高くなっており、「困りごとや悩みを相談する」「買い物を頼む（頼まれる）」といった個人的なつきあいの割合は少なくなっています。地域で暮らす中での困りごとについては、「話し相手や相談相手」「安否確認や見守り」の割合が高く、安否確認等はふだんのあいさつ等でできるものの、悩みごとの相談等を十分にできていない人がいることが考えられます。

困ったときの相談先や情報の入手先

◆困ったときの相談先

「家族」が74.3%と最も高く、次いで「友人や知人」が35.8%、「親戚」が16.6%となっています。

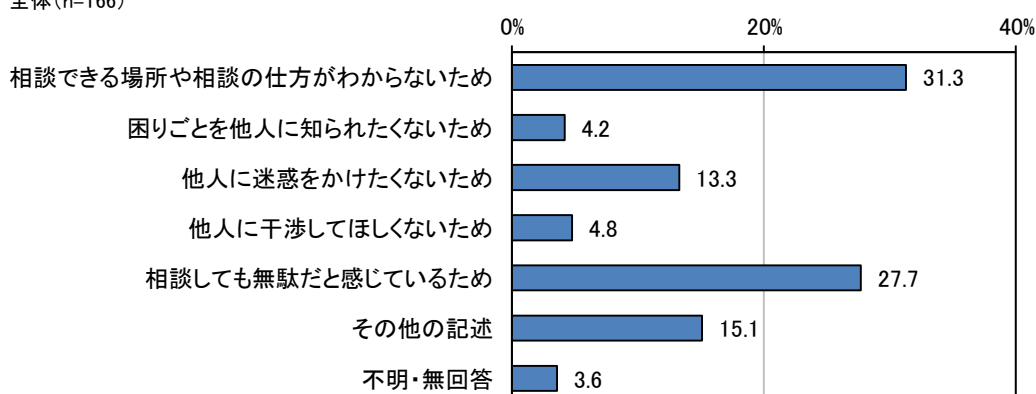
全体(n=1,616)



◆相談していない理由

「相談できる場所や相談の仕方がわからないため」が31.3%と最も高く、次いで「相談しても無駄だと感じているため」が27.7%、「その他」が15.1%となっています。

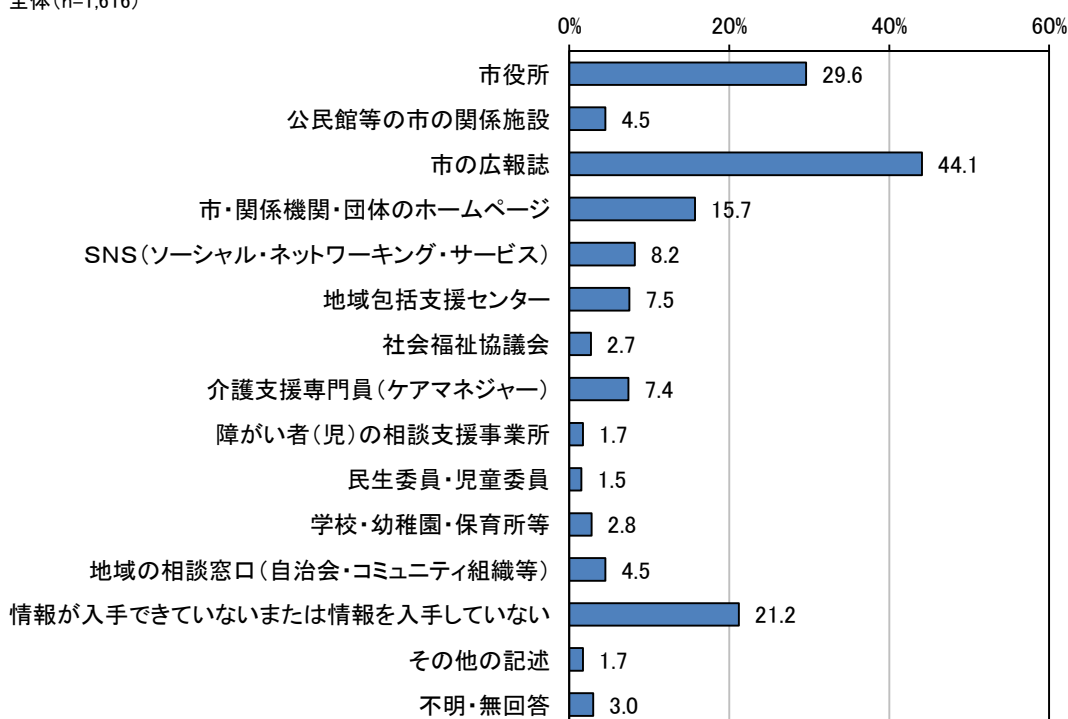
全体(n=166)



◆福祉の相談窓口や福祉サービス等についての情報の入手先

「市の広報誌」が44.1%と最も高く、次いで「市役所」が29.6%、「情報が入手できていないまたは情報を入手していない」が21.2%となっています。

全体(n=1,616)

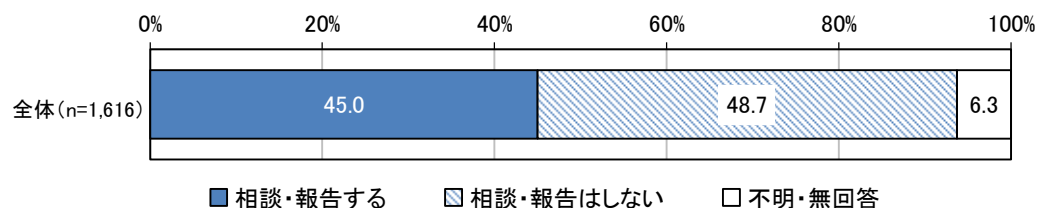


【調査結果からみる課題】

困ったときに、家族や親戚、友人に相談する人の割合が高く、「どこにも相談していない」と回答した人の理由として「相談できる場所や相談の仕方がわからないため」が最も高くなっており、家族以外に地域で相談できる人のいる割合が低いことがうかがえます。また、情報の入手先としては、「市の広報誌」「市役所」が高く、「情報が入手できていないまたは情報を入手していない」が2割近くとなっています。広報誌等での情報発信が一定の効果が見込める一方で、既存の発信方法では相談先にたどり着けない人がいることが考えられます。

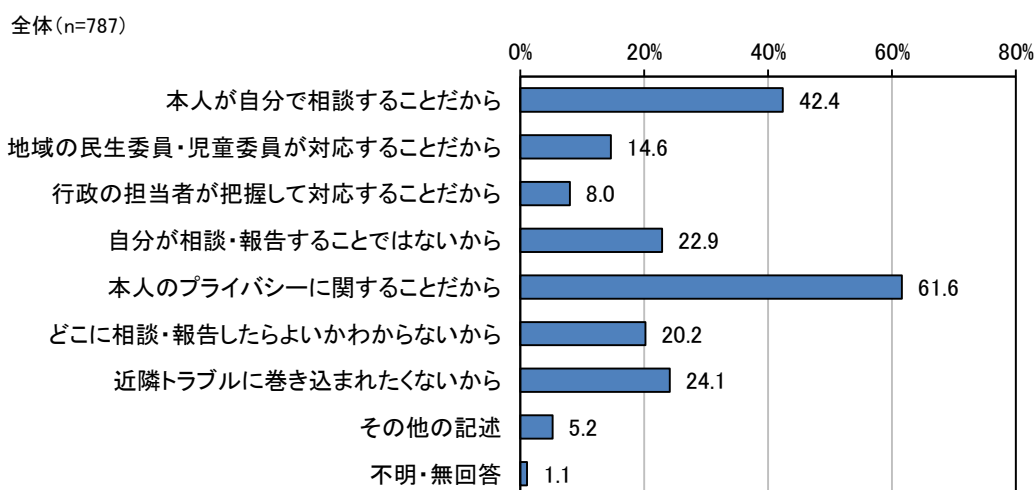
助け合い・支えあいの意識の醸成

◆生活の困りごとを抱えた方がいた場合、市や支援機関の窓口等に相談や報告を行うか
「相談・報告する」が45.0%、「相談・報告はしない」が48.7%となっています。



◆「相談・報告はしない」理由

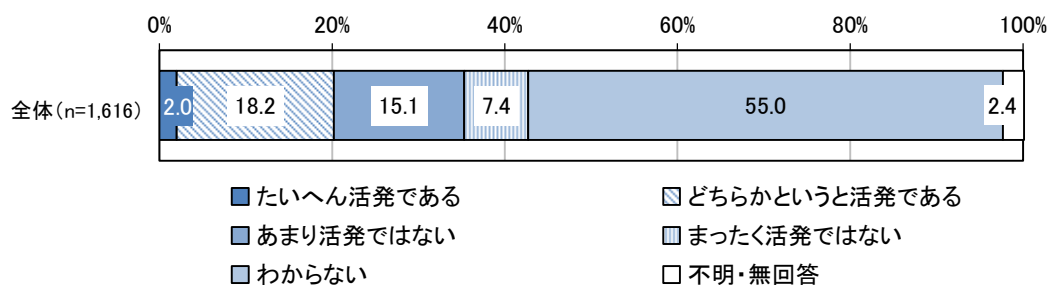
「本人のプライバシーに関することだから」が61.6%と最も高く、次いで「本人が自分で相談することだから」が42.4%、「近隣トラブルに巻き込まれたくないから」が24.1%となっています。



◆地域で住民主体の福祉活動が活発に行われているか

「わからない」が55.0%と最も高く、次いで「どちらかというと活発である」が18.2%、「あまり活発ではない」が15.1%となっています。

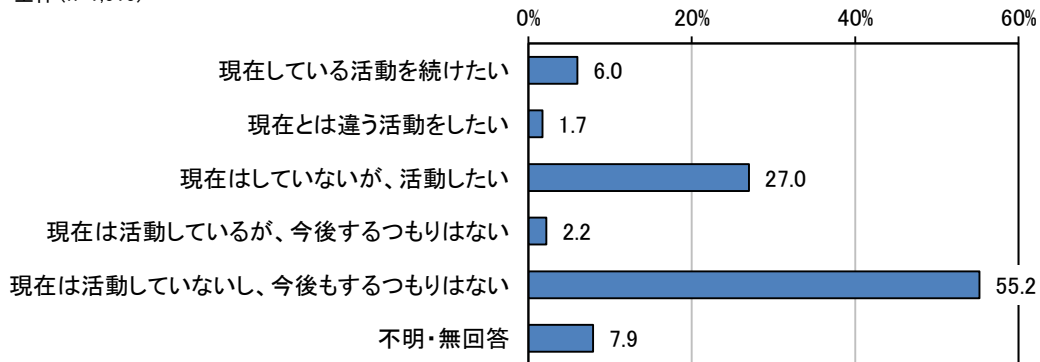
「わからない」と「あまり活発でない」「まったく活発でない」をあわせると77.5%になります。



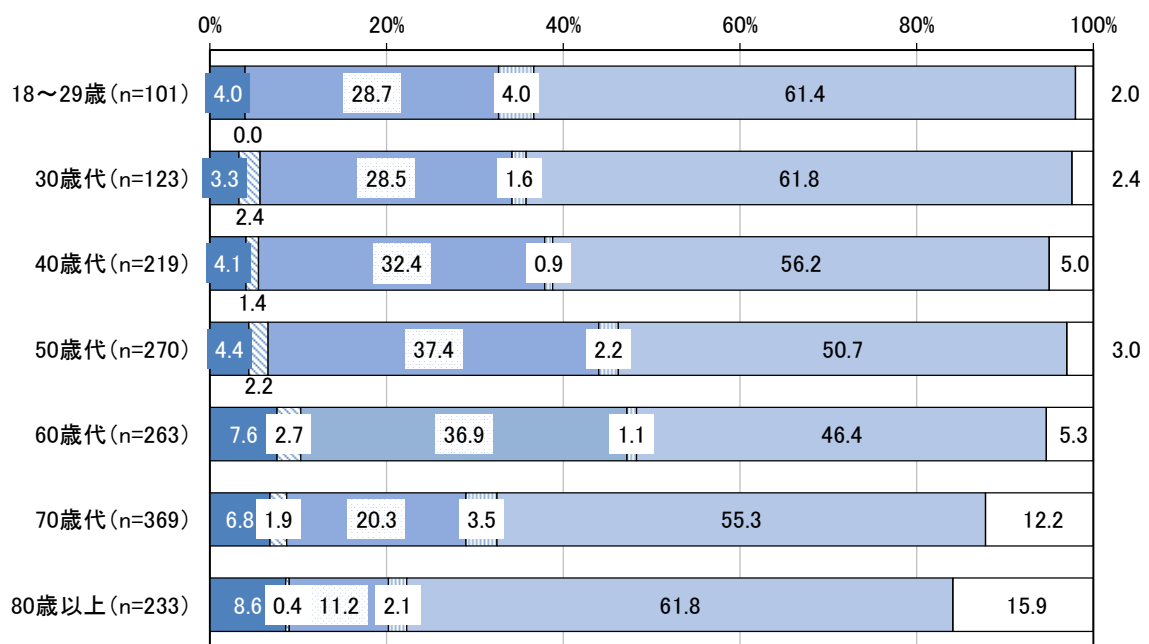
◆今後、福祉に関する活動をしたい（続けたい）と思うか

「現在は活動していないし、今後もするつもりはない」が55.2%と最も高く、次いで「現在はしていないが、活動したい」が27.0%、「現在している活動を続けたい」が6.0%となっています。年代別でみると、全ての年代で「現在は活動していないし、今後もするつもりはない」が最も高くなっています。

全体(n=1,616)



【年代別】

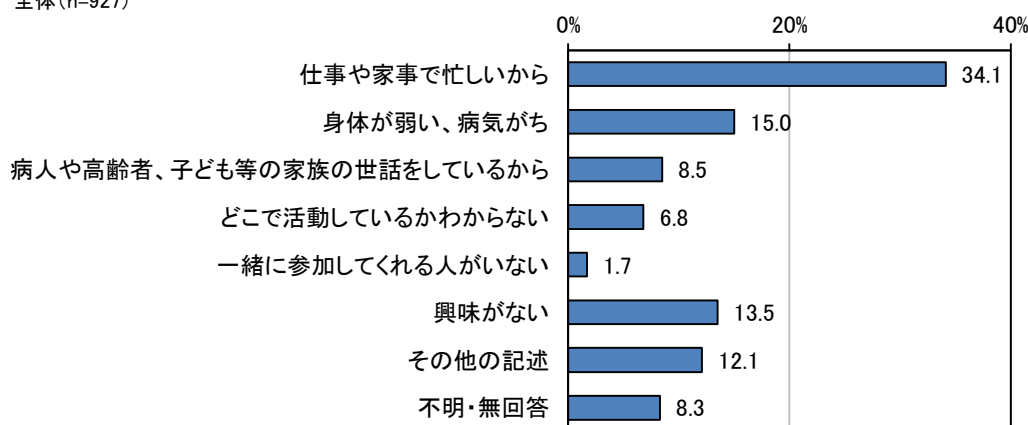


- 現在している活動を続けたい
- ▨ 現在とは違う活動をしたい
- 現在はしていないが、活動したい
- ▨ 現在は活動しているが、今後するつもりはない
- 現在は活動していないし、今後もするつもりはない

◆今後、福祉に関する活動をするつもりはない理由

「仕事や家事で忙しいから」が34.1%と最も高く、次いで「身体が弱い、病気がち」が15.0%、「興味がない」が13.5%となっています。

全体(n=927)



【調査結果からみる課題】

生活の困りごとを抱えた人について、「相談・報告はしない」が5割近くとなっており、その理由として、「本人のプライバシーに関することだから」「本人が自分で相談することだから」の割合が高くなっています。困りごとを抱えた人を発見しても、相談・報告を行うか判断できないことが考えられるため、それぞれのケースに関する情報を発信する必要があります。

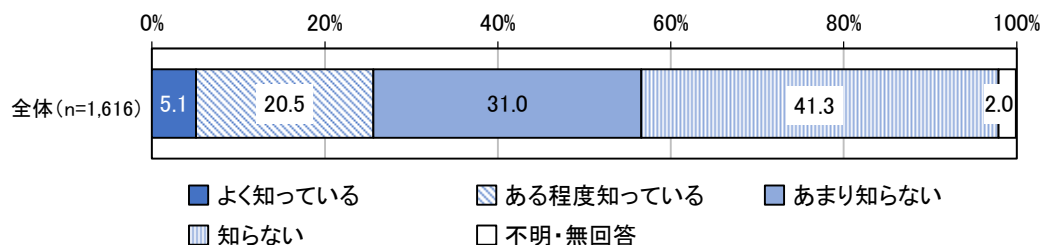
地域における福祉に関する活動が活発かどうかについては、「わからない」が半数以上「活発でない」と感じている人を合わせると7割以上となっています。また、今後福祉に関する活動をしたいかどうかについて「現在は活動していないし、今後もするつもりはない」が半数以上となっており、年代別にみると、60歳代以下では年代が若くなるにつれて「現在は活動していないし、今後もするつもりはない」の割合が高くなっています。また、活動をするつもりはない理由として「仕事や家事で忙しいから」が3割以上となっています。

地域の福祉に関する活動への関心が決して高くないことがうかがえ、特に若い世代の地域活動への関心が低く、活動している年代が固定化していることが考えられるため、活動周知や参加の促進をどのように進めていくか、更には活動の担い手の確保が課題であると思われます。

成年後見制度・避難行動要支援者制度の情報の周知

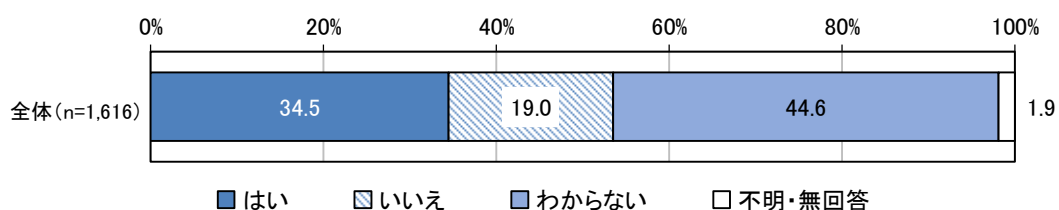
◆自力で避難行動が困難な方々を地域で安否確認を行う制度（避難行動要支援者支援制度）があることを知っているか

「知らない」が41.3%と最も高く、次いで「あまり知らない」が31.0%、「ある程度知っている」が20.5%となっています。

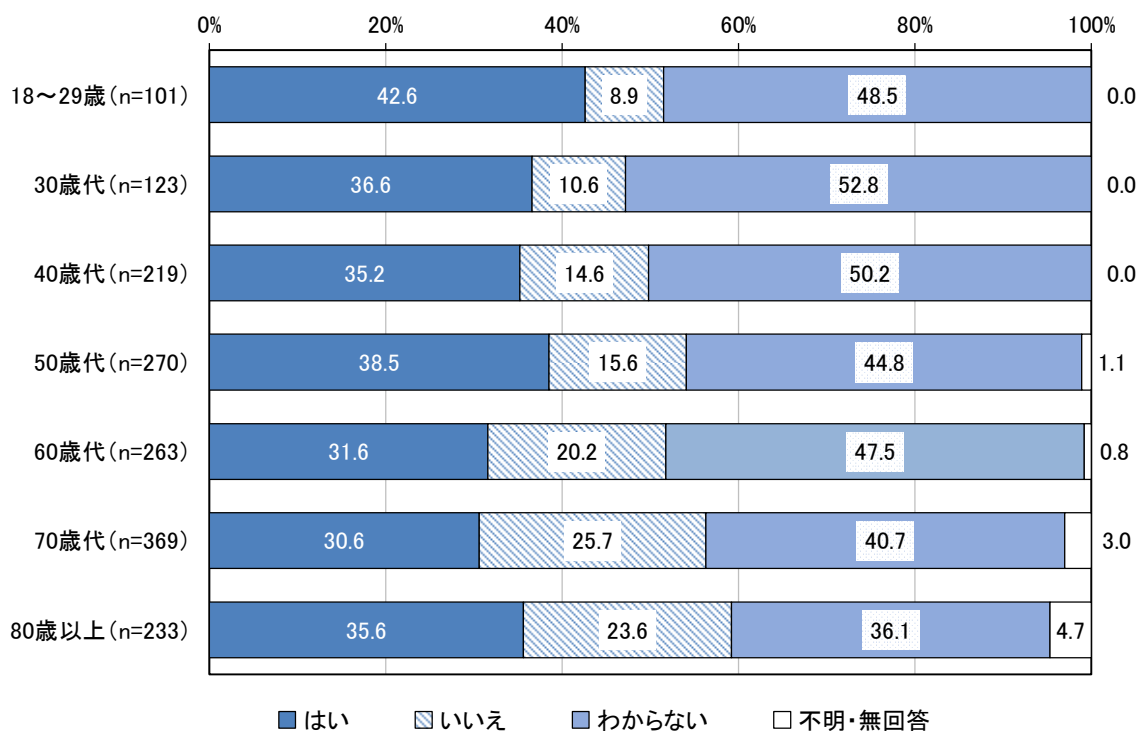


◆認知症等により判断が十分にできなくなったとき、成年後見制度を利用したいか

「わからない」が44.6%と最も高く、次いで「はい」が34.5%、「いいえ」が19.0%となっています。



【年代別】



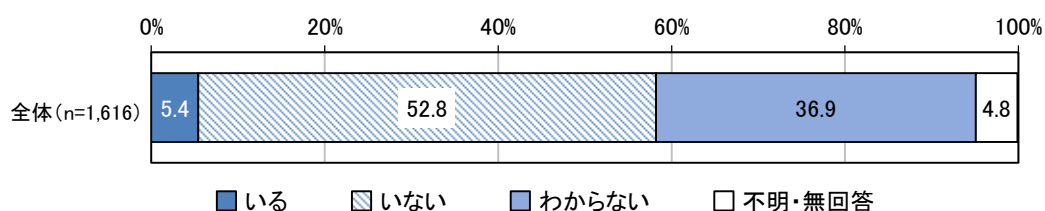
【調査結果からみる課題】

制度について知らない人や制度の内容がわからないことが理由で利用が進んでいないことがうかがえるため、制度についての情報の周知や理解を進めることが必要です。特に成年後見制度については、利用意向を年代別にみると、制度が必要となる60歳代、70歳代の利用意向が低いため、制度利用の促進に向けた啓発が必要です。

ひきこもり状態の人についての知識・理解の普及

◆あなたの周囲に6か月以上続けて自宅にひきこもっている人はいるか

「いない」が52.8%と最も高く、次いで「わからない」が36.9%、「いる」が5.4%となっています。



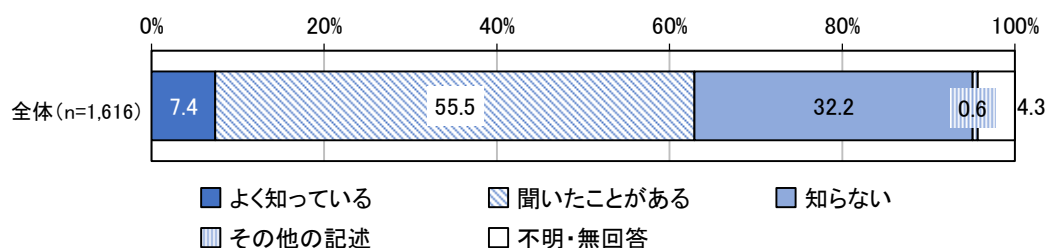
【調査結果からみる課題】

「周囲にひきこもり状態の人がいる」と回答した人が全体の約5%となっているため、ひきこもり状態にある人やその家族への支援の充実を図る必要があります。また、ひきこもり状態にある人を適切な支援につなげられるよう、相談窓口の周知が必要です。

刑務所等を出所した人についての知識・理解の普及

◆犯罪や非行を繰り返す人の中には、生活に困っている人がいることを知っているか

「聞いたことがある」が55.5%と最も高く、次いで「知らない」が32.2%、「よく知っている」が7.4%となっています。



【調査結果からみる課題】

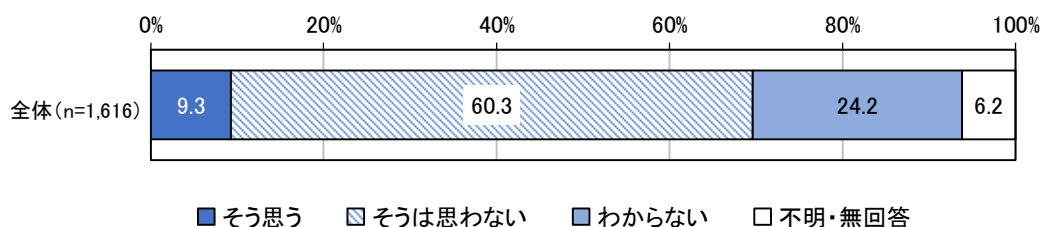
犯罪や非行をした人の立ち直りに関する情報についてあまり知られていないことがうかがえます。刑を終えた人の社会復帰に向けた更生支援や再犯防止について広報啓発が必要です。

自殺対策に関する市民意識

◆自殺対策に関する①～⑥の考え方についてそれぞれで特に近いものはどれか

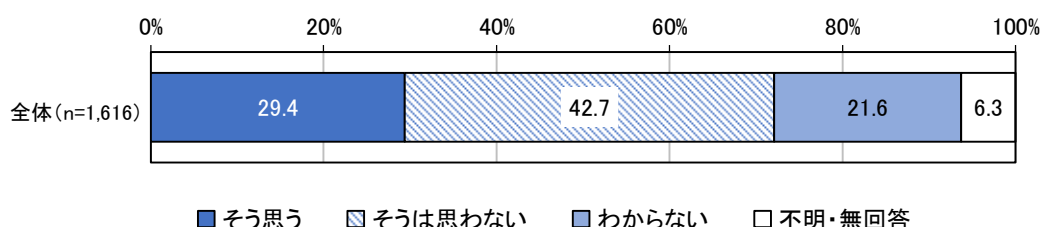
①自殺は個人の問題であり、自由だと思う

「そうは思わない」が60.3%と最も高く、次いで「わからない」が24.2%、「そう思う」が9.3%となっています。



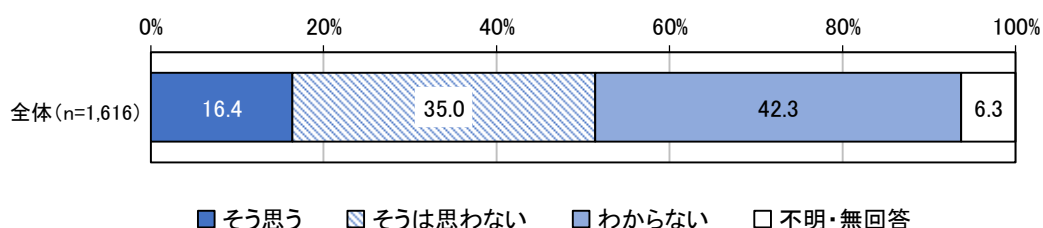
②自殺はなんの前触れもなく、突然に起きる

「そうは思わない」が42.7%と最も高く、次いで「そう思う」が29.4%、「わからない」が21.6%となっています。



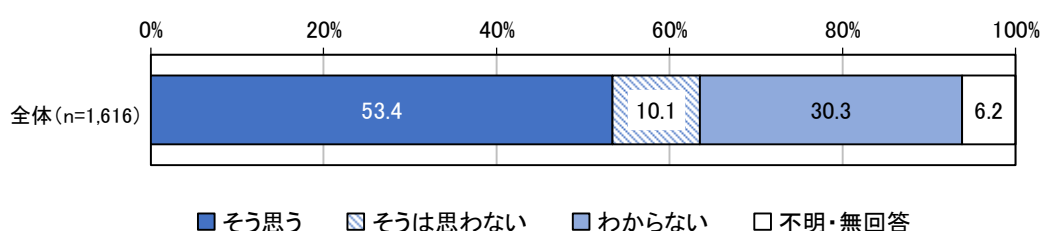
③自殺を口にする人は、本当は自殺しない

「わからない」が42.3%と最も高く、次いで「そうは思わない」が35.0%、「そう思う」が16.4%となっています。



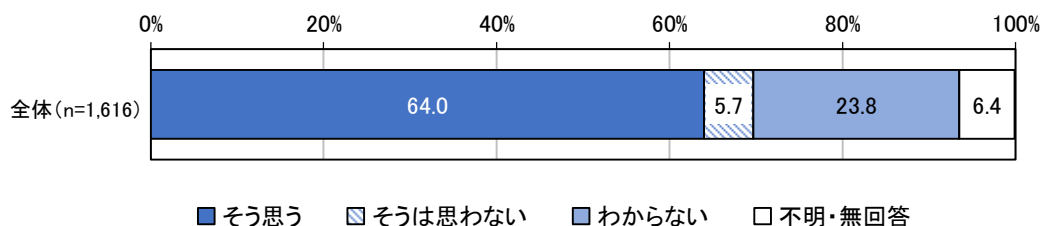
④自殺は防ぐことができるものであると思う

「そう思う」が53.4%と最も高く、次いで「わからない」が30.3%、「そうは思わない」が10.1%となっています。



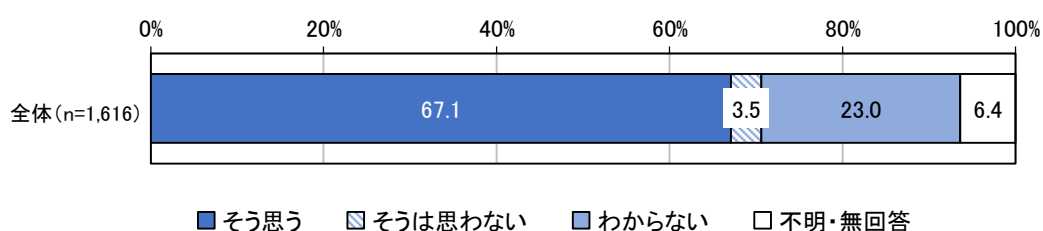
⑤自殺は社会的に取り組むべき課題だ

「そう思う」が64.0%と最も高く、次いで「わからない」が23.8%、「そうは思わない」が5.7%となっています。



⑥自殺対策は生きることの包括的な支援として重要であると思う

「そう思う」が67.1%と最も高く、次いで「わからない」が23.0%、「そうは思わない」が3.5%となっています。



【調査結果からみる課題】

「⑤自殺は社会的に取り組むべき課題だ」において、「そう思う」と答えた人が6割以上、「①自殺は個人の問題であり、自由だと思う」において、「そうは思わない」と答えた人が6割以上となっており、自殺が個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死であり、社会的な問題であるという共通認識が浸透してきています。

また、「④自殺は防ぐことができるものであると思う」において、「そう思う」答えた人が半数以上となっていることに加え、「⑥自殺対策は生きることの包括的な支援として重要であると思う」において、「そう思う」と答えた人が6割以上となっており、自殺は社会の努力で防ぐことのできる死であるとともに、地域全体で自殺対策に取り組むことが重要であると考える人が多いことがうかがえます。

一方で、「②自殺はなんの前触れもなく、突然に起きる」と答えた人が約3割となっていることに加え、「③自殺を口にする人は、本当は自殺しない」と答えた人が1割以上となっており、自殺の危機を示すサインを見逃してしまう可能性が考えられるため、市民一人一人が自殺の危機を早い段階で察知し、適切な対応ができるよう、自殺の予防に向け正しい知識の普及を図る必要があります。

(2) 地区別ワークショップの概要

①実施概要

地区福祉委員会の御協力を得て、令和5（2023）年5月から7月にかけて、福祉ネットワーク会議のメンバーを中心に、福祉関係者や当事者等の地域にお住まいの方に参加いただき、14地区においてワークショップを開催しました。

●地区別実施状況

地区名	開催日	開催場所	参加人数
久代小地区	7月14日（金）	久代会館	25人
加茂小地区	7月11日（火）	加茂ふれあい会館	29人
川西小地区	7月5日（水）	川西小学校体育館下会議室	23人
桜小地区	6月27日（火）	交流室さくら	29人
北小地区	6月25日（日）	北小コミュニティプラザ	21人
明峰小地区	7月4日（火）	明峰公民館	28人
多田地区	7月24日（月）	多田公民館	34人
多田東地区	6月19日（月）	多田東会館	25人
グリーンハイツ地区	5月19日（金）	第2自治会館	23人
清和台地区	6月27日（火）	第2自治会館	33人
けやき坂小地区	6月18日（日）	けやき坂公民館	25人
東谷地区	6月8日（木）	プラザ東谷	28人
大和地区	7月12日（水）	第2自治会館	36人
北陵地区	6月3日（土）	北陵集会所	24人

②実施結果の概要

地区別ワークショップでは、「地域づくり」「高齢者」「障がい者」「子ども」の4分野について地区ごとにテーマを決め、「よりよくできること」と「そのための取組」について話し合いました。ワークショップで出された御意見を整理し、次のとおり集約しました。

地域づくり

よりよくできること	そのための取組
地域交流・コミュニケーションの促進	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域のつながりが薄くなっている ○地域や隣近所での交流の機会が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の催しやイベントによる世代間の交流の促進 ○学校行事への地域住民の参加と児童と地域住民との交流の促進 ○高齢者が集まる場所を運営し、収益化する ○公園を活用したイベントの開催 ○声かけや見守り、隣近所との助け合い

よりよくできること	そのための取組
環境整備・公共施設の活用	
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者の移動が困難になっている ○地域交流や放課後等の子どもの居場所が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアとしての学校への参加や協力 ○子育て支援の充実 ○児童館の施設・設備の充実と有償スタッフの雇用 ○高齢者の外出促進と支援 ○居場所づくり（コミュニティ会館等の提供） ○既存施設・設備の有効活用（空き家、跡地等） ○バスの便数や路線の改善
地域の情報共有・発信	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動等の情報が若い世代等に届いていない ○情報の発信方法がわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のハード面（施設）とソフト面（コミュニケーション）の充実 ○地域の活動内容についてわかりやすい情報発信 ○行政との協力と情報共有の整備 ○SNS・ネット配信を活用した情報伝達
地域活動と組織の連携・活性化	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動がそれぞれで展開されており、つながりがない ○担い手が不足している ○地域だけで活動を継続していくことが難しい ○地域活動に関わっていない人のニーズを把握することが難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ○趣味や特技を活かしたグループづくり ○子どもが大人になっても住みたいと思える地域のつながりづくり ○一人一人の負担を減らす仕組みや、参加しやすい仕組みづくり ○コミュニティと自治会の一体化 ○NPOやイベントグループとの協働 ○行政の参加と支援 ○無関心層の意見の吸い上げの場
地域課題の解決・支援	
<ul style="list-style-type: none"> ○災害時等における情報伝達を行う体制が不十分である ○防災に関する情報が十分に広まっていない ○災害時の避難に支援を要する人の把握や対応が十分にできていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災の視点から自治会に入るメリットを伝える ○避難や助け合い、安否確認等を近隣の人々で行う仕組みづくり ○防災の体制、活動があるとよい ○避難訓練や防災に関する学習機会の提供 ○災害時の連絡先や相談窓口を増やし、安全対策を強化する ○避難場所の確保 ○災害時の対応と見守り登録 ○自治会の組織強化と緊急連絡データベース化

高齢者

よりよくできること	そのための取組
地域の健康維持・支援	
<ul style="list-style-type: none"> ○健康維持に向けた活動の場が少ない ○認知症に関する知識が十分でない ○医療機関が近くにない 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり、趣味の集まりや特技を活かした活動 ○運動や活動の機会の増加 ○医療機関の充実 ○認知症に対する学びの機会

よりよくできること	そのための取組
高齢者の居場所づくり・交流促進	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域や隣近所との交流がなく孤立している人がいる ○高齢者の居場所が少ない ○子どもと触れ合う機会が少ない ○生きがいが不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の居場所に関して、場所や機会を増やし、コミュニケーションを図る機会をつくる ○広報紙やポスター、チラシ等でグループ活動のPRを行う ○孤立しがちな人への声かけと仲間づくり ○声かけ、あいさつ、見守り等の近隣のつながりづくり ○高齢者と子どもとの交流 ○行事やイベント、近隣の居場所へ誘い合って参加する ○趣味や特技の活かせる場の提供
孤立している人や困難を抱える人への支援	
<ul style="list-style-type: none"> ○孤立している人や困難を抱えている人の把握が難しい ○ボランティアの数が少ない ○家族介護者同士で悩みや情報の共有を行う機会が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ○有償ボランティア、学生ボランティアの仕組みづくりや、取組内容の発展 ○近隣の出来事や助け合い活動について共有する場を提供 ○Zoom等のオンライン会議を活用し、情報交換を進める ○家族介護者の集まる場づくり ○家族介護者への見守り・声かけ ○認知症の人の見守りと支援
移動支援	
<ul style="list-style-type: none"> ○買い物難民の人がいる ○移動に困難を抱えた人がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ○有償ボランティアや送迎ボランティアの確保と拡充 ○バス等の交通手段の交通費支援 ○コミュニティバス等の立ち上げ ○イベントの開催場所の確保 ○移動販売

障がい者

よりよくできること	そのための取組
地域との交流・理解促進	
<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が地域の行事や活動に参加できていない ○障がいのある人との交流の機会が少なく、困りごと等が十分に把握できない ○障がい者に対する正しい理解が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域との交流機会（イベント、話合いの場、交流の場）を持つ ○障がい者の現状、実態をよく知る機会を増やす ○関係機関、グループ等の情報を公開する ○垣根のない交流や活動の機会を設け、関わりを持っていく ○学校でも交流の場を設ける、支援学校との交流、一緒に授業を受ける ○地域住民の手話会を広げる ○地域の作業所との交流促進
障がい者の活躍の場づくり	
<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの種別や程度に応じて活躍できる場を設ける必要がある ○障がい者が将来活躍する場面を具体的に考えるための機会が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ○作業所やグループホームを見学したり、学べたりする機会を設ける ○様々な人が活躍できる場の創出（社会貢献による「やりがい」の創出）

よりよくできること	そのための取組
偏見や差別のない社会づくり	
<ul style="list-style-type: none"> ○子どものうちに障がいのある人と交流する機会が少ない ○地域で障がいのある人と関わる機会が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様性を理解するため、学校教育等で幼いころからの教育を大切にする ○地域での活動で相互に参加する ○地域で受け入れられる体制の構築や取組を実施する
相談・支援体制の構築	
<ul style="list-style-type: none"> ○相談の場、機会が少ない ○親や子どもが話し合うことができる場が少ない ○当事者やその家族同士の交流機会が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ○困難を抱えている人に関する情報を集約し、必要なときに共有できるシステム（体制）をつくる ○必要に応じて相談に乗る仕組みづくり ○当事者やその家族が悩みや話をできる地域の間づくりと、その周知を行う

子ども

よりよくできること	そのための取組
子どもの安心できる居場所づくりと交流	
<ul style="list-style-type: none"> ○親同士のコミュニケーションの機会が少ない ○放課後等の子どもの居場所が不足している ○子どもを対象にしたイベントが少ない ○地域での見守りが必要 ○見守りを行う担い手が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども食堂を親同士のコミュニケーションの場にする ○児童館や幼稚園、公園、会館等を活用し、放課後や休日等に子どもたちが定期的に通える場所やその中で地域の方と交流ができるような居場所をつくる ○子どもが楽しめるイベント、子ども主体の取組 ○有償ボランティア等で、地域住民が登下校時等に子どもを見守り、必要なときに注意を行い、地域で子どもを育てる
子育て世代への支援	
<ul style="list-style-type: none"> ○共働き世帯が増えており、負担を軽減する必要がある ○地域で子どもを支えようとしても関わり方が難しい ○子育て世代が過ごしやすい地域をつくる必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動等を通じて、地域と保護者、子どもが自然に関われる機会をつくる ○子ども会活動を整理し、自治会も協力していく
子どもと多世代との交流	
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者と関わってほしい ○部活動の地域移行に備える必要がある ○子どもたちに関する情報が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ○多世代での交流の機会をつくる ○地域の大学生、高校生との交流の場 ○中学校の部活動に地域で協力する ○学校から子どもたちの様子を発信する ○高齢者との交流（昔の遊びや勉強を教える場）

(3) 地域福祉市民フォーラムでの御意見の概要

アンケートに記載いただいた御意見を整理し、次のとおり集約しました。

つながり、支えあう地域

- お互いさまの精神で生活をしていきたい
- 日頃の生活そのものがいろいろな課題となっており、地域で解決が必要となっている
- お互い負担にならない関係性を保ちながら、地域で助け合いや見守りを行う必要がある
- どの団体でも同じような方々の参加が目立つため、いろいろな年代の人のお手伝いが必要である
- あらゆる福祉がまだ一部の関係者にしか知られていないため、もっと住民一人一人まで広く知ってもらう必要がある
- 近隣の大切さをもっと定着させる必要がある
- 人とのつながりの大切さをしっかり育んでいく必要がある
- 誰もが、いつ弱者の立場になってもおかしくないため、自分事として考える機会がもっと増えるとよい
- 地域で活動している団体間のつながりができるような相互の話が聞けるような企画があるとよい

ボランティア参加者の拡大

- はじめは趣味から、次に福祉やボランティアへと進んでいくことが大切である
- ボランティアの継続に向けて、経済的な支援があるとよい
- ボランティア活動に関心のない人が多いため、実例を挙げてボランティアの大切さをアピールし、担い手を発掘する必要がある
- 40～60代の方の活動希望者をどう見つけ、参加してもらうか考える必要がある
- もっと若い人が地域福祉に関心を持ってほしい

困難を抱える人と地域との関わり

- 障がいのある方々と普通に常に接していく
- イベントのときに地域と連携するため、障がい者も御一緒にどうぞお越してくださいというタイトルを作成するとよい
- 高齢で車椅子に乗っている人が安全に通行できるよう、歩道の段差等をなくしていけるとよい
- 認知症、障がい者等についてのニーズが地域福祉に入っていないため、認知症や障がいのある人本人やその家族の意見を聞く必要がある

居場所づくり

- 親の面倒をみている子どもや子どもの貧困等、今の若者にとっての居場所の確保が必要である
- 誰もが気軽にイベントに参加できる体制づくりが必要である
- 誰もが気軽に集まれる居場所づくりが必要である

4

第5期地域福祉計画の取組と課題

第5期地域福祉計画は、「連携と協働で、福祉をデザインするまち・かわにし」との基本理念のもと、「市民主体の「福祉のデザインひろば」づくり」、「協働で推進する地域福祉の基盤づくり」、「誰にでもやさしい福祉のまちづくり」の3つの基本目標を掲げ、数々の取組を進めてきました。

ここでは、第5期地域福祉計画における主な取組と課題をまとめています。

基本目標1 市民主体の「福祉のデザインひろば」づくり

1. 地域福祉を支える人のつながりの強化

取組

- 福祉ネットワーク会議を令和4（2022）年度では9地区で11回開催し、行政を含めた多様な団体の間で、地域の課題解決に向けた情報共有を行いました。
- 公共施設や空き家を活用した居場所が立ち上がりました。
- コロナ禍で訪問が難しい状況にあっても、民生委員・児童委員が電話訪問等による相談を実施し、市民の不安の解消に努めました。

課題

- コロナ禍で関係者間の情報共有が難しくなっており、困難を抱えた人の孤立化が進んでいます。
- 自治会の加入率が低下しているため、多様な主体との連携・協働を図り、地域の中の横のつながりを構築していく必要があります。
- 民生委員・児童委員の高齢化が進んでいることに加えて、コロナ禍で新任の民生委員・児童委員に対する研修が十分に実施できていない状況です。

2. 地域福祉力の育成

取組

- 人材確保に向けて、地域ごとに工夫していることを情報共有したり、認知症サポーター※養成講座の実施に取り組みました。
- 実際に活動している人を講師に位置づけ、グループワーク等の手法を取り入れたボランティア講座を実施しました。

課題

- 地域福祉の担い手の高齢化が進んでおり、後継者が不足しています。
- これまでにない様々な地域生活課題への対応が求められる中で、地域福祉力を高めていく必要があります。

基本目標2 協働で推進する地域福祉の基盤づくり

1. 地域を中心としたケアシステムづくり	
取組	<ul style="list-style-type: none">○福祉と医療の総合情報サイト「かわにしサポートナビ」や子育て応援アプリ「かわにし子育てNavi」を運営し、タイムリーで正確な情報発信に努めました。○関係機関と連携し、複合的な課題を抱える人への対応や相談支援における相互支援体制の構築を図りました。○パンフレットやハンドブック等の配布を行い、虐待を発見した際の対応や高齢者、障がい者の抱える問題について市民の理解を深めるための情報発信を行いました。
課題	<ul style="list-style-type: none">○ボランティア活動等に関する情報提供や地域活動の参加者増加に向けたアイデア出しはできているものの、具体的な活動につながっていない状況です。○相談内容が複合化、多様化しています。○専門機関に地域の助け合い活動や居場所活動が浸透していない状況です。○新型コロナウイルス感染症の影響により、災害時の安否確認や避難行動支援における課題の整理、各社会福祉法人における避難所のマニュアルの作成に向けた働きかけが十分にできていない状況です。
2. 地域福祉を支える専門機関や団体との連携	
取組	<ul style="list-style-type: none">○キセラかわにしプラザで児童福祉、障がい福祉、高齢福祉における相談窓口や交流スペースの充実に取り組みました。○市社会福祉協議会と連携し、ボランティア人材の育成に向けた研修や講座の開催、研修修了者へのアプローチを図りました。○市内各地区で有償ボランティアによる生活支援等の取組が広がりを見せています。
課題	<ul style="list-style-type: none">○福祉従事者やボランティア等の活動者に対する取組の継続が必要です。
3. 協働のまちづくり	
取組	<ul style="list-style-type: none">○地域連携支援チーム会議で困難事例を協議するとともに、庁内連絡会で関係所管の情報共有を図りました。○地域福祉計画の進捗状況を社会福祉審議会で評価し、会議録をホームページ上で公表しました。
課題	<ul style="list-style-type: none">○庁内連携、機関連携、地域との連携等を更に深めていく必要があります。

基本目標3 誰にでもやさしい福祉のまちづくり

1. 福祉サービス利用者等の権利擁護*
取組 ○福祉サービスの要望に関する相談窓口の周知や虐待の早期発見、迅速な対応に取り組みました。 ○川西市成年後見支援センター“かけはし”が中核機関となり、地域つながりネット協議会を立ち上げるなど、総合的な権利擁護体制の整備に取り組みました。 ○成年後見制度や日常生活自立支援事業といった権利擁護支援を一体的に進めました。
課題 ○権利擁護に向けて、関係機関や団体との連携体制が十分に行えていない状況です。 ○社会貢献活動としての市民後見人の活動の場を広げていく必要があります。
2. 生活困窮者自立支援対策等の推進
取組 ○生活困窮者の自立支援に向け、支援プランの作成や給付金の支給を行いました。就労準備支援事業においては、様々なプログラムを用意したことにより、利用者数が増加しています。 ○子どもの貧困対策*では、ひとり親家庭の親への支援や子どもの学習活動場所の確保に取り組みました。加えて、要保護児童の早期発見に向け、学校や保育所、民生委員・児童委員との連携を強化しました。
課題 ○新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、生活困窮者からの相談件数は依然高い水準となっています。 ○複合的な課題を抱える相談が増加しており、関係機関が連携して取り組む必要のあるケースが増えています。 ○スクールソーシャルワーカー1名当たりの担当校数が多く、全ての事案に十分に対応することが困難となっています。
3. 自殺防止対策の推進
取組 ○自殺防止対策に向けて、市内の中学校で「いのちの授業」を実施するとともに、Zoomや対面による講演を実施しました。 ○地域連携支援チーム会議において、必要に応じて関係所管課と連携し、当事者への支援を行いました。
課題 ○自殺防止対策への関心を高め、啓発講座等の参加者を増やすことや相談窓口の更なる周知を図ること等が必要です。
4. バリアフリー*のまちづくり
取組 ○バリアフリーのまちづくりに向け、公共施設の整備を行うとともに、放置自転車の撤去や歩道の段差解消、道路の点字ブロックの設置等を行いました。 ○市ボランティア活動センター登録グループによる小学校での車いす、手話、点字の福祉学習を実施しました。 ○障がい者との意思疎通が図れるよう、障害福祉課窓口の情報機器を備え付けました。
課題 ○移送サービスについての要望が増加しており、地域の実情も踏まえて、検討していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第5期川西市地域福祉計画では、「連携と協働で、福祉をデザインするまち・かわにし」を基本理念として、地域における福祉力の育成、行政や関係機関・団体のネットワークの強化、権利擁護やバリアフリーのまちづくりに取り組んできました。

一方、この間、本市においても高齢化や人口減少が進んでおり、高齢者支援の充実や労働力の減少に対応するための多様な働き方や就労支援に取り組むことが急務となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響や地域活動の担い手の高齢化により、地域のつながりの希薄化や困難を抱えた人の孤立化が進んでおり、複合化、多様化する地域課題への対応や次代に向けた地域活動の見直しが必要となっています。

これらの課題を解消し、いくつになっても、困難を抱える人も住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる川西市を実現するため、本計画では、第6次川西市総合計画で掲げるめざす都市像「心地よさ 息づくまち 川西 ～ジブンイロ 叶う未来へ～」を踏まえ、基本理念を「誰もが自分らしく住み続けられる地域共生社会の実現」と定めます。

基本理念

誰もが自分らしく住み続けられる
地域共生社会の実現



基本目標1 つながり支えあう共生の地域づくり

1. 誰もが役割を持てる地域づくり
2. 地域福祉を推進する人材づくり
3. 地域を支えるネットワークづくり

基本目標2 誰もが安心して生活できる基盤づくり

1. 総合相談支援体制の構築
2. 安全安心に暮らすための環境づくり

基本目標3 誰にでもやさしく自分らしく暮らせる地域づくり

1. 福祉サービス利用者等の権利擁護
2. 生活困窮者自立支援対策等の推進
3. 自殺防止対策の推進
4. 再犯防止の推進
5. バリアフリーのまちづくり

- (1) 市民主体の地域福祉活動への支援
- (2) 福祉活動拠点の確保と誰もが参加できる共生型居場所の推進
- (3) 地域による福祉コミュニティ活動の展開

- (1) 地域福祉活動を担う人材の発掘・育成
- (2) 地域福祉に関する学びの機会の創出

- (1) 福祉、保健、医療に関する総合的な情報提供
- (2) 重層的支援体制の構築
- (3) 横断的な支援を可能にする仕組みの構築

- (1) 地域におけるケアシステムの充実
- (2) 避難行動要支援者支援の取組
- (3) 地域の多様な主体との連携

- (1) 本人の意向に沿った地域生活に対する支援
- (2) 成年後見制度の普及啓発と利用促進

- (1) 生活困窮者に対する自立支援
- (2) 子どもの貧困対策の推進

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 啓発と周知 | (5) 子どもが安心して生活できる環境づくり |
| (2) 人材の育成 | (6) 女性の自殺対策 |
| (3) ネットワークの強化 | (7) 高齢者の自殺対策 |
| (4) 自殺予防の支援 | (8) 生活困窮者及び無職者、失業者の自殺対策 |

- (1) ハード面のバリアフリー化の推進
- (2) ソフト面のバリアフリー化の推進

3

基本目標

基本目標1 つながり支えあう共生の地域づくり

高齢化と人口減少が同時に進行する中で、地域福祉を支える人のつながりや支えあいを強化し、多様な主体の参画によるネットワークづくりを進めます。また、地域福祉活動に取り組む担い手の確保や育成を図り、地域の誰もが役割を持ち、自分らしくいきいきと生活できる共生の地域づくりをめざします。

評価指標

項目	方向性	基準値 (R4)	中間目標 (R9)	目標値 (R13)
見守り協力事業者ネットワーク事業協力事業者数	↗	36	46	56
「住民が高齢者や障がい者・子どもなどを見守る仕組みやネットワークがある」と思う市民の割合（市民実感調査より）	↗	32.3%	36.0%	40.0%
「高齢者が生きがいを持って生活できるような環境が整っている」と思う市民の割合（市民実感調査より）	↗	18.8%	21.9%	25.0%
自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOなどの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合（市民実感調査より）	↗	40.5%	43.0%	45.0%
福祉ボランティア数	↗	4,831人	5,600人	6,300人

基本目標2 誰もが安心して生活できる基盤づくり

地域で支援を必要とする人を誰一人見逃さず、適切に支援が提供されるセーフティネットの構築を図るため、行政機関と関係機関・団体とのネットワークによる包括的な相談支援体制を構築するとともに、地域におけるケアシステムの充実を図ります。

評価指標

項目	方向性	基準値 (R4)	中間目標 (R9)	目標値 (R13)
必要な市の情報が入手できると感じている市民の割合（市民実感調査より）	↗	58.6%	62.5%	66.0%
「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合（市民実感調査より） ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象	↗	49.1%	64.5%	80.0%
地震や火災などの災害に対する備えをしている市民の割合（市民実感調査より）	↗	42.2%	47.0%	52.0%
地域における訓練や防災講座への参加者数（総合計画指標より）	↗	4,250人	10,000人	13,000人
避難行動要支援登録者の個別避難計画策定数	↗	700人	750人	790人
福祉避難所※指定数	↗	15か所	18か所	20か所

基本目標3 誰にでもやさしく自分らしく暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援体制の充実を進めるとともに、生きづらさを抱えている人を支援する体制を強化します。また、安心・安全な生活環境を整備するため、バリアフリーのまちづくりを推進します。

評価指標

項目	方向性	基準値 (R4)	中間目標 (R9)	目標値 (R13)
「現在の居住地に住み続けたい」と思う市民の割合（市民実感調査より）	↗	74.5%	77.0%	80.0%
権利擁護サポーターによる出前講座の開催数	↗	0回	15回	15回
市民後見人登録者数	↗	3人	7人	11人
社会と関わりのある生活をし、充実していると感じる市民の割合（市民実感調査より）	↗	60.3%	65.0%	69.0%
自殺者数	↘	36人	30人	25人
「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合（市民実感調査より）	↗	62.1%	66.0%	70.0%

4 重点施策

社会福祉法改正により、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携による解決が図られることをめざすという「地域福祉の方法」が明記されました。

また、市町村の責務を具体化し、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定され、地域福祉計画は地域共生社会の実現をめざした計画であるとの基本的な考えのもとに取組を進めることとなりました。

本計画では、以下の5つの事業を重点施策として、地域福祉の推進と地域共生社会の実現に向けて取り組めます。

①世代や分野を超えた地域活動の創出

「高齢者」「障がい者」「子ども」等、これまでの分野別の福祉ではとらえきれない課題に対応するためには、世代や分野を超えた地域活動が求められます。

地域共生社会の実現に向け、地域住民をはじめ、様々な機関や団体等の多様な主体と協働し、従来の地域活動には参加することが難しかった人々も含め、誰もが参加できるような地域活動を創出していきます。

(47 ページ)

②生きがい就労事業の実施

地域共生社会は、その地域に住む個々の人たちの課題を解決するとともに、地域の課題を地域で解決できるよう、地域経済や資源等を地域で循環させ、持続可能となる地域づくりをめざすものです。このため、高齢者をはじめ、障がい者や生活困窮者等、誰もが役割を持ち、住み慣れた「地域で働く」ことによって「地域で生きがいを持ってともに生きていく」ことをテーマとした「生きがい就労事業」を実施します。

(47 ページ)

③共生型居場所機能を有する相談支援の実施

産前からの子育て支援、不登校やひきこもり状態の人がおられる家庭の学習や就労支援等、制度上の相談にはつながりにくい様々な課題を持った人たちに対する相談支援を、子ども食堂や学習支援、就労（準備）支援等の居場所機能と併せて実施し、支援と支援の合間を埋めながら、利用者目線で支援につなげる仕組みづくりを行います。

(48 ページ)

④重層的支援体制の構築

複雑で複合的な課題に対応できるよう、世代や分野を問わない包括的な支援体制構築に向けて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援等を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を令和6（2024）年度からスタートします。

(58 ページ)

⑤横断的な支援を可能にする仕組みの構築

重層的支援体制整備事業で、相談支援の横断的な支援を進めることとなりますが、相談支援以外でも、分野別で縦割りの支援となっている就労支援（高齢者、障がい者、生活困窮者、就職氷河期世代等）等が横断的に実施できるよう、官民が連携した支援のプラットフォーム※をつくり、支援が必要な人に寄り添った横断的な支援が可能となる仕組みづくりを進めます。

(62 ページ)

包括的な支援体制の構築に向けて

○本計画では、

- ①住民の身近な圏域での地域社会の主体的な課題解決力を強化する。
- ②分野別・縦割りの相談支援ではなく、課題を丸ごと受け止め、多様な専門職が地域と協力しながら課題解決を担っていく。

以上の2本の柱からなる、包括的な支援体制の構築を進めます。

(重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を実現するための事業です。)

○包括的な支援体制は、その人の生活全般の課題に対応し、生活の自立につながる支援と制度を横断して提供できるようにするとともに、地域社会とのつながりを回復させ、孤独・孤立状態を解消していくことをめざしています。

○例えば、いわゆる「ゴミ屋敷問題」を例にすると・・・

- ・ゴミ屋敷については、そのゴミを既存の制度の中で誰が片付けるかということが問われてきましたが、物理的にゴミを片付けても、またゴミ屋敷になってしまうこともあり、ゴミ屋敷に住む「ゴミを出す人」に着目した対応が必要であることがわかってきています。
- ・更に、ゴミ屋敷の住人やその家族は、困窮、障がい、介護、ひきこもり等様々な課題を持ち、また、地域から孤立している状況にある人が多いことがわかってきました。
- ・ゴミ屋敷の住人やその家族に対しては、まず、相談支援に関する専門的な資格を持つ支援員が、本人に寄り添い信頼関係を築きながら、生活上の困りごとを見出し、解決に向けた様々な支援を丸ごと包括的に提供すると同時に、ゴミの片付けについては、地域の方々が片付けやゴミ出しを手伝うことで、ゴミ屋敷の住人と地域住民との間に、これまでなかった緩やかな関係ができ、孤立に陥ることなく生活することが可能になります。

○このように、専門職による支援と地域の方々による支援があいまって提供されることで、生活の自立と孤立の解消がなされ、その人が地域の中で、その人らしく生活していく基盤ができることとなります。

○更に進んで、その人の参加の場や役割を持てる場、「働ける」場所を地域の中に見出すことができるようになれば、本人も支える側にもなり、やがて地域の活性化に向けた担い手にもなります。

○こういった体制づくりが進むよう、本計画では包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業）を進めていきます。

第4章 施策の展開

基本目標 1 つながり支えあう共生の地域づくり

1. 誰もが役割を持てる地域づくり

(1) 市民主体の地域福祉活動への支援

地域住民や関係機関・団体の活動を支援するとともに、誰もが参加できる地域活動への取組を進めます。

現状と課題

- 市内の全地域で定期的に福祉ネットワーク会議が開催されており、市を含めた様々な団体が参加し、情報交換や福祉課題の抽出・解決に向けた検討を行っています。
- 市民アンケートの結果では、特に20歳代から30歳代で地域活動への関心が低く、参加も低調であるほか、80歳以上の高齢者がこれから増加していく中で、高齢が理由で地域活動に参加できない方も増えてきています。
- 同じく市民アンケートでは、障がい者が生きがいを持ち安心して暮らせる環境が整っているかという設問に対しては、他の項目と比較しても「わからない」と答えた人が多く、「整っている」と答えた人が最も少ない結果となっており、地域福祉活動の中で障がい者に対する関心を高め、相互理解が進むよう取り組んでいく必要があります。
- 地区別ワークショップでは、高齢者や障がい者等、移動や買い物に困難を抱える人への支援が必要との意見が多くあり、具体的な取組が求められています。
- 「高齢者」「障がい者」「子ども」等、これまでの分野別の福祉ではとらえきれない多様化・複雑化した課題に対応するためには、世代や分野を超えた地域活動が求められます。
- これまで「支えられる側」であった高齢者や障がい者等が居場所に参加し、役割を担い、生きがいづくりに参加するなど、多様な主体を地域活動の担い手に取り込んでいく仕組みづくりを検討する必要があります。

市の主な取組

	施策	内容	担当課
①	世代や分野を超えた地域活動の創出【新規】	世代や対象者で分け隔てられることのない、誰もが参加できるような地域福祉活動を創出していきます。	地域福祉課
②	民生委員・児童委員活動の推進	住民に最も近い立場で、子どもから高齢者まで幅広く、地域の見守りや相談支援活動、情報提供等を行う民生委員・児童委員の活動を総合的に支援します。	地域福祉課
③	生きがい就労事業の実施【新規】	高齢者や障がい者のほか、生きづらさを抱える人等、誰もが自分らしく参加できる就労の場を創出する「生きがい就労事業」を実施します。	地域福祉課
④	見守り協力事業者ネットワーク事業の実施	通常業務において定期的な訪問活動を行う事業者の協力を得て、日常的な見守り活動を行うことにより、高齢者や障がい者等の支援が必要な人の異変を早期に発見し、必要な支援につなげます。	地域福祉課
⑤	認知症行方不明者SOSネットワーク※の構築	認知症の人とその家族が安心して生活できるよう、地域住民等の協力を得て、日常の見守り体制を整備します。	介護保険課

(2) 福祉活動拠点の確保と誰もが参加できる共生型居場所の推進

地域における福祉活動拠点について、安全・安心に利用できるようハード面の充実を図るとともに、それらの拠点を活用した集いや交流の場づくり等の地域住民が活動しやすいソフト面での環境づくりにも取り組みます。

現状と課題

- 本市では、コミュニティ組織や地区福祉委員会の区域は、概（おおむ）ね小学校区を基本として設定しており、それぞれの活動が行われています。
- これまで、地域における福祉活動拠点として、自治会館やコミュニティプラザ、空き事務所や民家等を活用し、居場所や子育てサロン、生活支援等、住民主体の地域福祉活動が展開されています。
- 今後も、多世代交流の場や、障がいの有無にかかわらず誰もが参加でき、多様性を認め合える共生型の居場所としての活用が期待されます。
- また、こうした居場所を通して、社会から孤立しがちな人や世帯が地域とつながり、必要に応じて支援につながるような仕組みづくりが重要です。
- 地区別ワークショップでは、地域交流や放課後の子どもの居場所が不足していることを受け、「居場所づくり（コミュニティ会館等の提供）」「既存インフラの有効活用（空き家、跡地等）」といった既存施設を活用した居場所の確保について意見が挙げられています。

市の主な取組

施策	内容	担当課
① 地域交流スペースの設置、拡大	既存の公共施設や民間施設を有効活用し、地域の福祉活動に利用できる「地域交流スペース」の設置、拡大に努めます。	地域福祉課
② 障がい者と地域住民等との「交流スペース」に対する運営支援	地域において、障がい者と地域の様々な人たちが集い、交流することのできる場所を設置、運営する者に対し、その経費の一部を補助します。	障害福祉課
③ 通いの場への支援【新規】	介護予防に資する住民主体の様々な通いの場に対して、活動の継続と活性化に必要な支援を実施します。	介護保険課
④ 共生型居場所機能を有する相談支援の実施【新規】	公的な相談機関だけでは十分に対応できないはざまの相談支援ニーズに対して、民間法人との連携により、居場所機能を併せ持った相談支援を実施します。	地域福祉課

(3) 地域による福祉コミュニティ活動の展開

市民が安心した暮らしを送る上で、地域における日頃の見守りや生活支援、防災・防犯体制の整備を進めることは必要不可欠です。

市民をはじめ関係機関・団体が「お互いさま」の意識を持ちながら、地域による支えあい・助け合いを広げられるよう、福祉コミュニティ活動の促進を図ります。

現状と課題

- 市民アンケート調査結果では、隣近所とのつきあいの程度について、前回調査と比べても「あいさつ程度」が増加している一方、それ以上のつきあいをしている割合が減少しており、近所づきあいが希薄化していることがうかがえます。
- 地区別ワークショップでは、「地域のつながりが薄くなっている」「地域や隣近所での交流の機会が不足している」といった意見が挙げられています。また、「地域活動がそれぞれで展開されており、つながりがない」という意見も挙げられています。
- 地域共生社会の実現に向けて、日頃からあいさつや声かけが飛び交い、市民同士の顔が見える関係が築かれ、いざというときにお互い助け合うことができる、つながり、支えあう地域づくりが重要です。
- また、「高齢者」「障がい者」「子ども」といった分野にとらわれず、誰もが役割を持ち、お互いに認め合い、支えあう地域づくりをめざしていく必要があります。

市の主な取組

施策		内容	担当課
①	地域福祉市民フォーラムの開催	広く市民に対し、地域福祉活動に関する理解や参加促進を図るとともに、地域における先進事例の普及、展開を推進するため、「地域福祉市民フォーラム」を開催します。	地域福祉課
②	地区福祉委員会活動への支援	市社会福祉協議会の地域組織である地区福祉委員会は、誰もが安心して暮らせる地域（福祉コミュニティ）づくりをめざして多彩な活動を行っています。委員会の活動が円滑に行われるよう、支援していきます。	地域福祉課
③	友愛訪問活動の推進	民生委員が、一人暮らしの高齢者等を訪問し、対話を通じた安らぎの提供や各種の相談対応を行います。	地域福祉課
④	地域防災活動の推進	地域において防災・減災の重要性について啓発するとともに、防災活動の支援を充実し、地域で安心して安全に暮らすことができる環境の整備に努めます。	危機管理課
⑤	防犯活動への支援	「地域のことは地域で守る」との考えのもと、生活安全推進連絡協議会における情報共有や防犯協会との連携等、地域や各種団体と協力し、市民が地域において自主的に行う防犯活動を支援します。	生活安全課

2. 地域福祉を推進する人材づくり

(1) 地域福祉活動を担う人材の発掘・育成

地域福祉を推進するためには、地域福祉活動に取り組む担い手の確保や育成が重要です。地域住民が持っている知識や経験を活かすことのできる機会を増やすとともに、気軽に参加できる講座や研修会の開催等、地域の一員として役割を担うことのできる人材の発掘と育成に努めます。

現状と課題

- 市ボランティア活動センターにおいて、ボランティア団体の支援や、新たなボランティアの育成を行うことで、地域におけるボランティア活動の拡大を図るとともに、福祉活動の担い手の確保に努めています。
- 認知症行方不明者SOSネットワークの充実や認知症サポーター[※]養成講座の開催等を通して、福祉人材の確保や育成に努めています。
- 市民アンケート調査結果では、今後の福祉に関する活動の意向について、「現在は活動していないし、今後もするつもりはない」が半数を超えています。また、地区別ワークショップでは、福祉活動の担い手の確保や育成に関する意見があり、地域福祉の担い手の高齢化・固定化がうかがえます。
- 地域福祉の担い手が高齢化・固定化する中、地域共生社会を実現するためにも、新たな担い手の確保とその活動を支援するための体制づくりが必要です。
- 地区別ワークショップでは、担い手の不足に対し、「一人一人の負担を減らせる仕組みや、能力のある人が参加しやすい仕組みづくり」といった地域福祉活動への参加の促進に関する意見が挙げられています。また、「無関心層の意見を吸い上げる場」といった地域福祉活動に関わっていない人のニーズの把握に関しても意見が挙げられています。

市の主な取組

施策		内容	担当課
①	ボランティア活動の推進	市社会福祉協議会への補助により、市民のボランティア活動の拠点として「川西市ボランティア活動センター」を設置し、ボランティアに関する相談やあっせん、ボランティアグループへの支援、広報啓発や人材育成等を行います。	地域福祉課
②	生きがい就労事業の実施（再掲）	高齢者や障がい者のほか、生きづらさを抱える人等、誰もが自分らしく参加できる就労の場を創出する「生きがい就労事業」を実施します。	地域福祉課
③	生活支援サポーターの養成	介護予防・日常生活支援総合事業において、生活援助に特化した基準緩和型訪問サービスに従事できる「生活支援サポーター」の資格を取得するための研修を実施します。	介護保険課
④	認知症サポーター等の養成	認知症に対する正しい知識を持ち、地域における当事者や家族の温かい応援者となる認知症サポーター養成講座等を実施します。	介護保険課
⑤	自殺予防ゲートキーパーの養成	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を行うことができる「自殺予防ゲートキーパー」の養成について、地域での活動につながるよう取り組みます。	地域福祉課

(2) 地域福祉に関する学びの機会の創出

将来、地域の福祉人材として活躍してもらえるよう、児童・生徒の福祉への理解と関心の向上に向け、学校や地域における福祉教育や学習活動の充実を図るとともに、市民への福祉情報の提供等、地域全体における福祉に対する意識の向上に努めます。

現状と課題

- 市ボランティア活動センターを通じて各種講座を開催し、ボランティアに対する理解と意識の醸成を図っています。また、市内の学校で福祉学習を開催し、若い世代へのきっかけづくりになるよう努めています。
- 各地区においてはボランティアをはじめ、福祉人材の確保に苦慮している状況となっているため、福祉教育の内容や周知啓発方法等の更なる検討が必要です。
- 地区別ワークショップでは、担い手の育成に向けて、「学校運営における住民参画の浸透」といった学校教育を通じた福祉活動の啓発に関する意見が挙げられています。

市の主な取組

施策	内容	担当課
① 福祉教育の推進	若い世代を対象として、ボランティア活動に対する理解促進と意識の醸成を図るとともに、学校等と連携した福祉教育の推進や、身近な地域における参加のきっかけづくりにつながる取組等、将来の福祉活動の担い手となるよう啓発を進めます。	地域福祉課
② 地域福祉市民フォーラムの開催（再掲）	広く市民に対し、地域福祉活動に関する理解や参加促進を図るとともに、地域における先進事例の普及、展開を推進するため、「地域福祉市民フォーラム」を開催します。	地域福祉課
③ 障がい者週間事業の実施	障がい者に対する障壁を除去し、障がい者の社会参加を推進するため、「障がい者1日サロン」を開催するほか、各種の広報啓発活動を実施します。	障害福祉課
④ まちづくり出前講座の実施	市職員が地域に出向き、市が行う事業の内容等についてお話しする「まちづくり出前講座（行政編）」を通じて福祉への関心や、市政への理解を深めていただき、今後の地域福祉について、市民とともに考えていくことのできる環境づくりに努めます。	地域福祉課 障害福祉課 介護保険課

3. 地域を支えるネットワークづくり

超高齢化、人口減少が進む地域を持続可能なものとするためには、住民主体の活動はもとより、ボランティア、NPO法人、企業等多様な主体の参画により、複雑化した地域課題の解決に取り組む必要があります。

また、多様な主体と協働して、地域の中で孤立したり、現行制度では支援が届かない人や家族を見だし、一人の課題から地域の課題へと地域全体で支援していく仕組みづくりに取り組みます。

現状と課題

- 本市では、概（おおむ）ね小学校区単位の地域において定期的に「福祉ネットワーク会議」が開催されています。
- 「福祉ネットワーク会議」では、行政も含め多様な団体が参画し、参画団体間での情報共有と各地区の課題解決に向けた検討を行っています。
- 市民アンケート調査結果では、地域で暮らす中での困りごとについて、「話し相手や相談相手」が最も高く、次いで「安否確認や見守り」、「家事や買い物、庭の手入れ等の手伝い」、「介護の手伝い」、「出かけるときの付き添いや送迎」、「夏休み等の長期休暇中のこどもの世話（預かり等）」、「日常のこどもの世話（預かり等）」となっています。
- 「福祉ネットワーク会議」の開催に至っていない地区があるため、定期的な開催に向けて働きかける必要があります。
- 地区別ワークショップでは、それぞれの地域活動のつながりが薄いことを受けて、「コミュニティと自治会の一体化」「NPOやイベントグループとの協働」といった関係団体同士の協力について意見が挙げられています。
- 一人の生活上の困りごとを地域の課題としてとらえ、「福祉ネットワーク会議」を通じて多様な団体が協働し、地域で解決に向けて取り組む必要があります。
- 地域課題の解決に向けて、これまで参加していない事業者やNPO法人といった多様な団体に参画と協働を呼びかける必要があります。

市の主な取組

施策		内容	担当課
①	福祉ネットワーク会議の開催	概（おおむ）ね小学校区ごとに、地域住民や関係機関等が参画する福祉ネットワーク会議を開催し、地域課題の把握や解決に向けた協議を行っています。市社会福祉協議会と連携し、会議へ参画する関係団体等の拡充を図り、地域プラットフォームの実現をめざします。	地域福祉課
②	生活支援体制整備に係る協議体の設置	地域の実情に応じた支えあいの仕組みや多様な主体との連携による生活支援サービスを創出するため、概（おおむ）ね小学校区ごとの第2層協議体や、川西市介護保険運営協議会生活支援体制整備部会（第1層協議体兼地域ケア推進会議）での協議を通じ、生活支援体制の整備を推進します。	介護保険課
③	認知症地域資源ネットワーク構築事業推進会議の開催	認知症に関する支援関係者相互の情報共有と有機的な連携体制を構築します。	介護保険課

基本目標 **2** 誰もが安心して生活できる基盤づくり

1. 総合相談支援体制の構築

(1) 福祉、保健、医療に関する総合的な情報提供

誰もが必要とする情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報提供を行うとともに、高齢者や障がい者、子育て世帯等、今後、福祉サービスの利用が見込まれる人にも配慮した、福祉、保健、医療に関する総合的な情報の提供に努めます。

現状と課題

- 各福祉制度のガイドブックやチラシを作成し、対象となる人へ案内しています。また、ホームページに福祉関連情報の掲載、更新を行っています。
- 「福祉と医療の総合情報サイト<かわにしサポートナビ>」において、情報の一元化、発信を行っています。
- 子育て、保健、医療に関する「すくすくガイド&マップ」を作成し、母子健康手帳交付時や川西市内の公立民間園所等に配布しています。
- 市民にとっての子育ての身近な相談窓口として子育てコーディネーターを配置し、子育て中の保護者と子どもに対して相談や情報提供を行っています。
- 市社会福祉協議会を通じて、地域の居場所・通いの場、訪問型助けあい活動グループ、子ども食堂等の子どもの居場所づくり活動の一覧を掲載し、市民に対して情報提供を行っています。
- 市社会福祉協議会を通じて、地区福祉委員会活動におけるICT活用や環境整備を促進し、住民間の情報受発信がより効果的なものとなるよう支援しています。
- 地区福祉委員会が広報紙を発行し、身近な地域における情報発信に寄与しています。
- 市民アンケート調査結果では、福祉の相談窓口や福祉サービス等に関する情報の入手先について、「市の広報誌」が最も高く、次いで「市役所」、「市・関係機関・団体のホームページ」、「SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」となっています。また、約2割の人が「情報が入手できていないまたは情報を入手していない」と回答しており、その理由については「入手先がわからないから」が約3割となっています。特に30歳代～50歳代の年代で「入手先がわからないから」の割合が高くなっています。そのため、広報誌やホームページといった従来の広報手段に加え、SNSを使った広報を充実させる必要があります。

市の主な取組

	施策	内容	担当課
①	「福祉と医療の総合情報サイト<かわにしサポートナビ>」の運用	高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な情報が、容易に入手できるよう、医療・介護・生活支援等に関する社会資源を一元化して公開する「福祉と医療の総合情報サイト<かわにしサポートナビ>」を運用します。	介護保険課
②	広報、ホームページ等を通じた情報提供	市民が、必要な情報を必要なときに簡便に入手することができるよう、体系的に整理された情報を適宜適切に発信することで、情報格差の解消に努めます。	地域福祉課
③	市社会福祉協議会による広報活動との連携	人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、市社会福祉協議会が行う様々な活動について、積極的な広報を行うことで、福祉サービスへのアクセス向上や地域福祉活動への理解促進に努めます。	地域福祉課

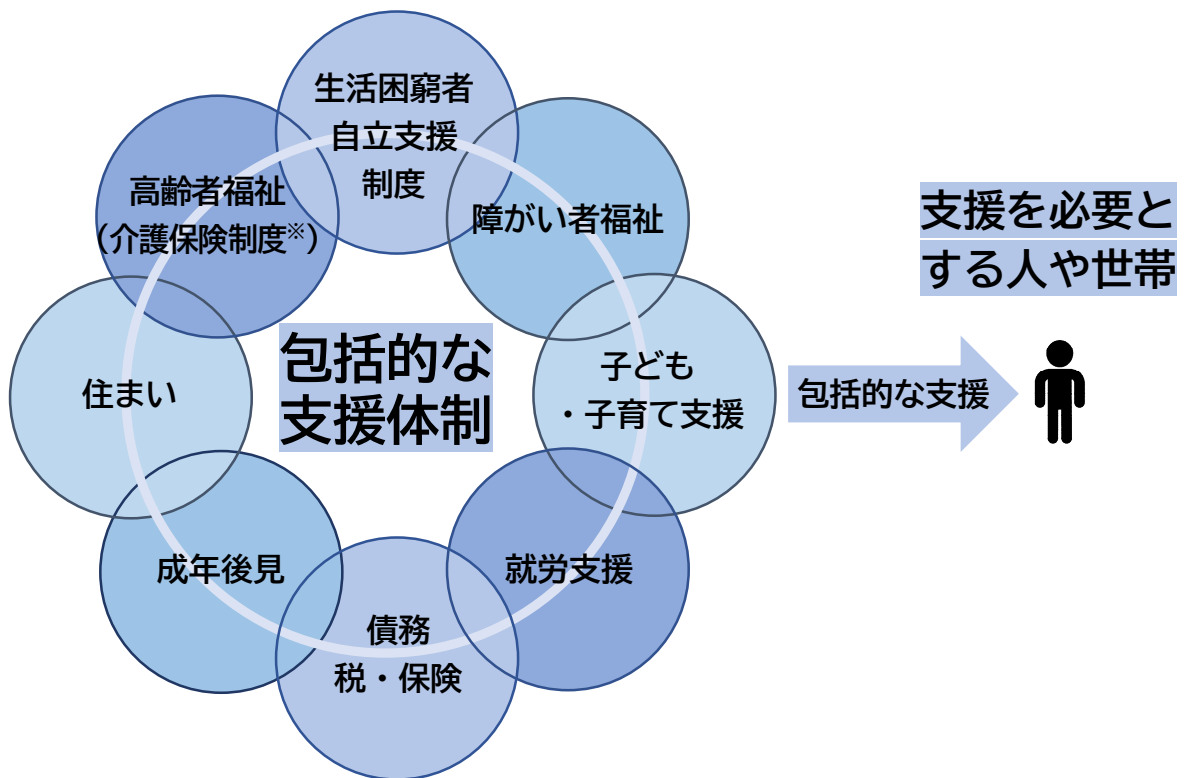
(2) 重層的支援体制の構築

第5期川西市地域福祉計画では、「新しい包括的・総合相談支援体制」をスタートさせましたが、包括的な支援が十分に機能しない部分もあったことから、体制の充実を図り、社会福祉法に基づく包括的な支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」に取り組めます。

この事業は、これまでの「高齢者」、「障がい者」、「子ども」といった対象者別の福祉制度を実施しつつ、それぞれが縦割りを脱して重層的に支援を重ね合いながら、対象者やその家族の生活に関する様々な課題に対して、包括的に支援を組み立てていくものです。

●重層的支援とは

包括的な支援は相互に重なり合う部分を増やしていくことによって可能になります⇔(重層的支援)



重層的支援体制整備事業では、断らない包括的相談支援、社会とのつながりや参加への支援、地域づくりに向けた支援等を一体的に実施し、アウトリーチ*を含む早期の支援、本人との信頼関係を重視した伴走型の継続的な支援、更には支援に関わる全ての機関が協働して支援プランを作成し、支援を行う体制づくり等を実施していきます。(具体的な支援の流れについては、61ページ参照)

本事業は地域の中で居場所をなくした人や世帯の孤立化への対応でもあります。地域社会とともに、その地域に暮らす人々が、地域で居場所や関係を創り出すことで、誰もがその地域で自分らしく生き続けていくことができるよう地域とも協働しながら支援していきます。

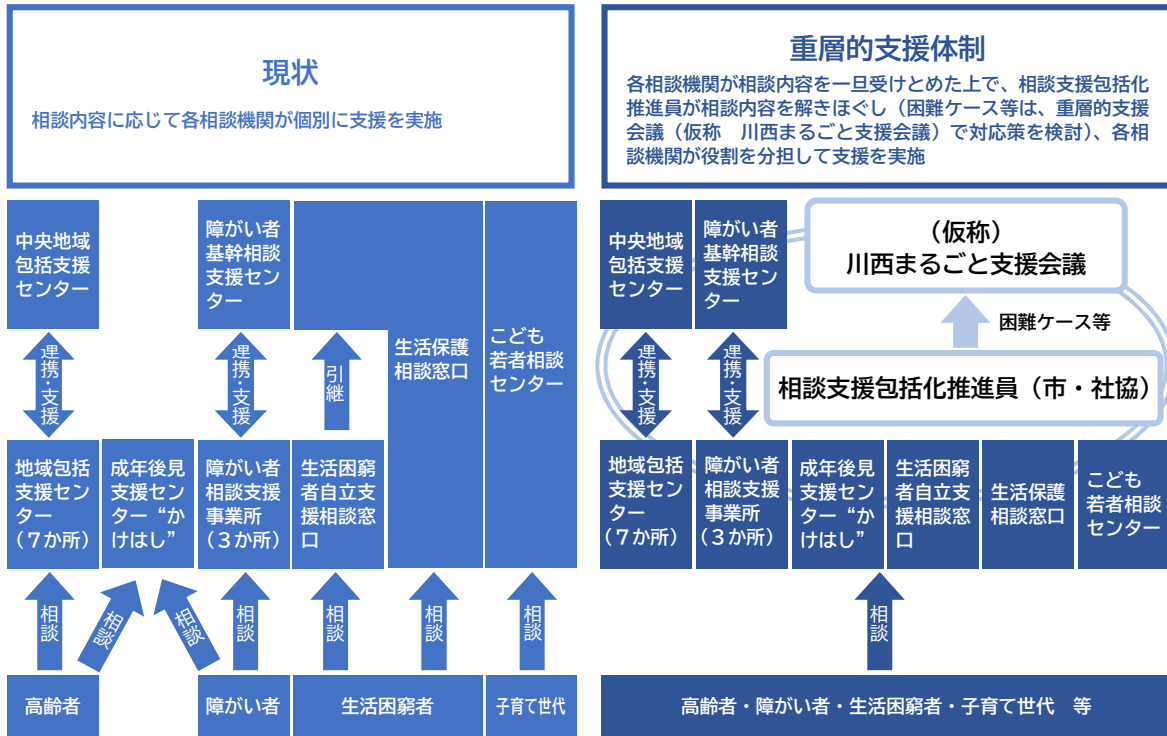
現状と課題

- 相談支援の現場では、ひきこもりや、いわゆる「8050 問題」等、新たな課題への対応が求められるケースが増加しています。
- また、病気、障がい、債務、就労、住まい、困窮等多様で複合的な課題を有する人や世帯に関わるケースも増加してきています。
- これらの新たな課題や複合的な課題を有する人や家族は、地域で孤立している傾向にあります。
- 複合的な課題や制度の挟間の課題に対応するには、これまでの高齢、障がい、子どもといった対象者別福祉で対応するのではなく、課題を包括的に見立てて支援を組み立てていく必要があります。

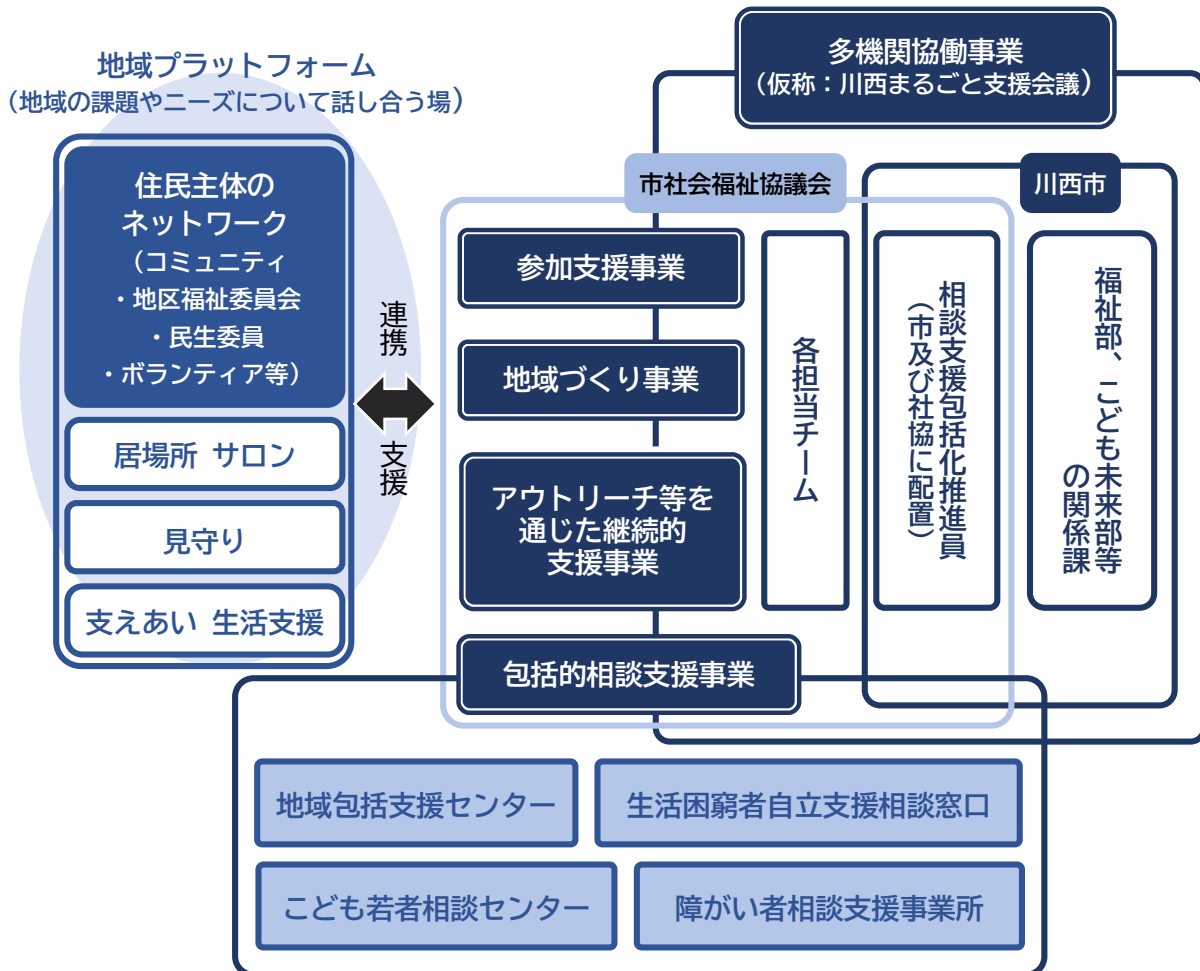
市の主な取組

施策	内容	担当課
① 包括的相談支援事業【新規】	支援機関のネットワークで、世代や分野を問わず包括的に相談を受け止めます。複雑化・複合化した課題は適切に多機関協働事業につなぎます。	地域福祉課
② 参加支援事業【新規】	社会とのつながりをつくるための支援を行うため、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューづくり、本人への定着支援や受入先への支援を行います。	地域福祉課
③ 地域づくり事業【新規】	世代や分野を超えて交流できる場や居場所の整備や、交流、参加、学びの機会を生み出すためのコーディネートにより、地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図っていきます。	地域福祉課
④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】	支援が届いていない人に支援を届けるため、関係機関等とのネットワークを通じて潜在的な相談者を見つけるとともに、本人との信頼関係の構築に向けた支援を行っていきます。	地域福祉課
⑤ 多機関協働事業【新規】	複雑・複合化した困難ケースについて、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し、包括的な支援体制を構築します。	地域福祉課

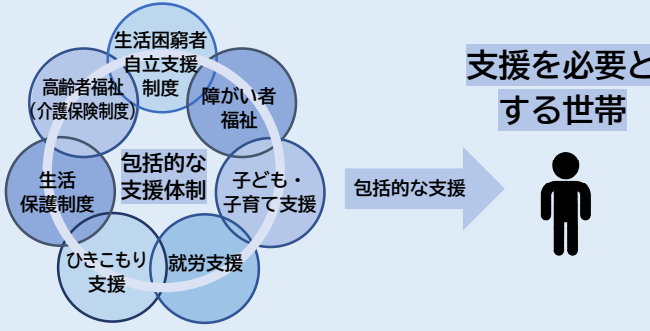
●本市の実施体制について



●本市の事業体系について



重層的支援体制による支援の流れ

- 1 認知症高齢者Aさんについて、地域住民から地域包括支援センターに相談
- 2 Aさん宅に地域包括支援センターの職員が訪問して聞き取り
（「包括的相談支援」）
家族の状況を聞くと
Aさん（本人：80歳） 認知症 夫と死別、年金生活。
息子（55歳）人間関係がうまくいかず ひきこもっていて、働いていない。
孫（28歳）精神疾患で、離婚して最近実家に帰っている。働いていない様子
ひ孫（9歳）小学3年生 不登校状態等の複合的で複雑な課題が見える。
- 3 地域包括支援センターから市社会福祉協議会の相談支援包括化推進員に相談
（「多機関協働事業」）
- 4 相談支援包括化推進員が市の地域福祉課と調整の上、情報を整理した上で、
「（仮称）川西まるごと支援会議」を招集する。
- 5 （仮称）川西まるごと支援会議参加機関
 - ・地域包括支援センター 中央包括支援センター 生活困窮者自立支援相談
こども若者相談センター 障がい者相談支援事業所
 - ・地域福祉課 障害福祉課 こども支援課 生活支援課
 - ・市社会福祉協議会 民生委員・児童委員 小学校
- 6 （仮称）川西まるごと支援会議で今後の支援のあり方や各機関の役割分担等について議論し、支援の方向性等を決め、必要な支援を包括的に進めていくための支援プランを作成する。
- 7 支援内容については、定期的に検証を行うため、川西まるごと支援会議を実施し、支援プランを見直していく。

(3) 横断的な支援を可能にする仕組みの構築

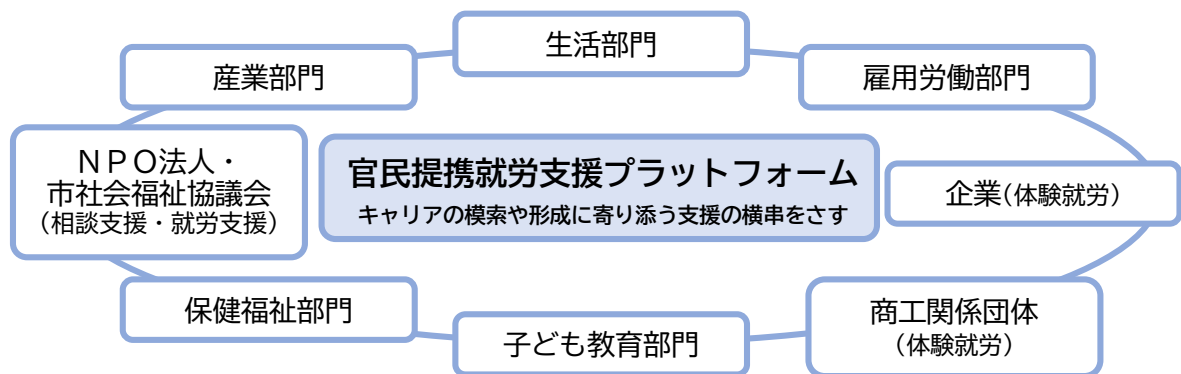
人口減少、高齢化等、地域の人々の暮らしを支える機能が低下し、課題が複雑化・複合化する中、様々な支援の現場で横断的な支援が求められるようになっていきます。

このため、地域の多様な主体と連携し、包括的な支援を行うことのできる新たな仕組みづくりに取り組む必要があります。

現状と課題

- 現在、様々な公的支援は対象者別で支援が実施されていますが、年齢や分野で線引きされた支援が必ずしもその人に適合するとは限らない場合があります。
- 縦割りで実施される支援メニューが限定的であったり、非効率であったり、質量とも不十分であったりして、人と支援がうまくマッチングしないケースもあります。
- 例えば、就労支援では障がい者、生活困窮、若者、就職氷河期でそれぞれ就労（準備）支援のメニューを持っていますが、相互で利用でき、包括的に支援が提供できれば、もっと効率的・効果的な支援が可能になります。
- そのためには、市が庁内関係課はもちろん、民間や地域との連携による包括的な支援が可能となるような横断的な仕組みづくり（支援のプラットフォームの構築）が欠かせないものとなります。

● 就労支援のプラットフォームのイメージ



市の主な取組

施策	内容	担当課
① 官民連携によるプラットフォームの構築	縦割りとなっている就労支援やひきこもり支援等を、早期に適切な支援につなぐことができるよう、官民連携によるプラットフォームを新たに構築するとともに、既存のプラットフォームも複合的な課題に対応できるよう見直しを進めていきます。	地域福祉課

2. 安全安心に暮らすための環境づくり

(1) 地域におけるケアシステムの充実

高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で必要とする福祉、医療サービスを一体的に利用できるように、また、虐待事案に迅速な対応が図れるよう関係機関や多職種の連携を推進し、地域におけるケアシステムの充実を図ります。

現状と課題

- 市民アンケート調査結果では、近所の人とのつきあいの程度について、「あいさつ程度」が 52.9%と最も高く、次いで「立ち話や情報交換をする」が 28.4%となっています。前回調査に比べると「立ち話や情報交換をする」が 39.6%から減少しており、近所づきあいが希薄になっていることがうかがえ、地域における虐待やDV※といった福祉課題が発見されにくくなっている現状があります。
- 地域のキャラバン・メイト※と、地域包括支援センターとの協働で、認知症の正しい理解や本人や家族支援の活動につながることを目的の一つとして、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成しています。
- 第2層生活支援コーディネーターが、福祉ネットワーク会議で情報発信や情報共有を行い、地域の実情把握に努めるとともに、そこで集約したインフォーマルの情報を「かわにしサポートナビ」を通じて専門職と共有できるように努めています。
- 今後も認知症になる高齢者の増加が見込まれることから、認知症サポーター養成講座や認知症の正しい理解の普及啓発のための講演会等を充実させるとともに、地域ケア会議※を活用しながら、認知症になっても安心して生活できる仕組みの構築に努める必要があります。
- 地区別ワークショップでは、障がいのある人やその家族が情報を共有するために、「情報を集約し、必要なときに共有できるシステム（体制）をつくる」「必要に応じて相談に乗る仕組みづくり」といった相談支援体制の整備に関する意見が挙げられています。

市の主な取組

	施策	内容	担当課
①	介護保険サービス基盤の整備	3年を1期として策定する介護保険事業計画に基づき、介護サービス等の見込み量に応じた基盤整備を計画的に実施します。	介護保険課
②	認知症対策アクションプランの推進【新規】	認知症高齢者や要介護認定者数がピークを迎える2030年以降を見据え、認知症の早期発見から家族支援、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを一体的に取り組みます。	介護保険課
③	介護人材確保プロジェクトの推進【新規】	認知症高齢者や要介護認定者数がピークを迎える2030年以降を見据え、介護サービスの充実に直結する介護人材の確保に着実に取り組んでいきます。	介護保険課

施策		内容	担当課
④	障害福祉サービス等の実施	3年を1期として策定する障がい福祉計画に基づき、障害福祉サービス等の見込み量に応じたサービスの提供体制を確保します。	障害福祉課
⑤	障害児通所支援等の実施	3年を1期として策定する障がい児福祉計画に基づき、障害児通所支援等の見込み量に応じたサービスの提供体制を確保します。	こども支援課
⑥	市立川西病院跡地における福祉複合施設の整備	高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活を支援する機能を備えた福祉複合施設を市立川西病院の跡地に整備します。	地域福祉課
⑦	福祉サービスの適正な運営の確保	社会福祉法人や介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者に対する運営指導や監査等の実施を通じて、福祉施設や事業所の適正な運営を確保するとともに、法令基準に基づく質の高いサービスが提供されるよう取り組みます。	地域福祉課 介護保険課 障害福祉課 こども支援課
⑧	地域におけるフォーマルケアとインフォーマルケア※の連携	公的なサービス（フォーマルケア）だけでは対応できない多様な支援ニーズに対し、地域における住民主体の取組（インフォーマルケア）の創出や充実を図るため、市と市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置します。	地域福祉課 介護保険課
⑨	虐待や近親者間暴力（DV）への対応	高齢者虐待や障がい者虐待、児童虐待や近親者間暴力（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談や通報について、市と関係機関が連携して必要な援助を行うとともに、虐待等の防止に向けた周知啓発を行います。	介護保険課 障害福祉課 地域福祉課 こども支援課 こども若者相談センター

(2) 避難行動要支援者支援の取組

一人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者を把握し、自治会や自主防災会、地区福祉委員会、民生委員・児童委員等と連携しながら、平常時からの情報共有体制の整備、充実に努めるとともに、災害時における支援の仕組みづくりに努めます。

現状と課題

- 市民アンケート調査結果では、「避難行動要支援者支援制度を知っていますか」の問いに対し、「あまり知らない」と「知らない」の合計が72.3%で、「よく知っている」「ある程度知っている」の合計25.6%を上回っています。
- 各地区の状況や必要に応じて、各関係機関との連携のもと各地区の取組を支援しました。また、支援者用のマニュアルを作成し、避難行動要支援者名簿とともに配布しました。
- 地区福祉委員会や民生委員・児童委員が実施している日頃の見守り活動を包括的な取組となるよう地域と検討するとともに、見守り活動がより推進されるよう活動支援を行っています。
- 見守り対象者の多くは重複しているものの、事業ごとの整備が進められ、地域の活動が縦割りになっている側面があるため、地域の取組が包括的に進むような仕組みが必要です。
- 自治会等の地域団体や民生委員、市が相互に連携し、避難行動要支援者支援における個別避難計画策定を推進する必要があります。
- 避難所の円滑な運営のための体制整備や資機材の備蓄を進める必要があります。
- 地区別ワークショップでは、高齢者や障がいのある人の災害時の避難支援について、「災害時の連絡先や相談窓口を増やし、安全対策を強化する」「避難場所の確保や地域での組織づくり」「災害時の対応を考える」といった有事に備えたより実効的な体制整備に関する意見が挙げられています。

市の主な取組

施策		内容	担当課
①	避難行動要支援者名簿の整備	一定の要件を満たす避難行動要支援者のうち、希望する人について「避難行動要支援者名簿」を作成し、市と各地域の情報管理団体で共有します。発災時には、地域の避難支援等関係者が中心となって安否確認を実施します。	地域福祉課
②	個別避難計画の作成と検証	自力での避難が難しい一人暮らしの高齢者や障がい者等が、安心して避難所に避難できるよう、対象者の希望に応じて、避難支援等実施者や避難先、避難時や避難所での留意事項等をまとめた個別避難計画を作成していきます。また、地域の防災訓練に対象者や支援者も参加し、計画の検証を行います。	地域福祉課
③	福祉避難所の設置	一般の避難所に滞在することが困難な高齢者や障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人が円滑に利用でき、相談、助言その他の支援を受けることができる福祉避難所について、社会福祉法人や介護・障害福祉サービス事業所等の協力を得て、設置を進めていきます。	地域福祉課
④	友愛訪問活動の推進（再掲）	民生委員が、一人暮らしの高齢者等を訪問し、対話を通じた安らぎの提供や各種の相談対応を行います。	地域福祉課
⑤	見守り協力事業者ネットワーク事業の実施（再掲）	日頃の業務において定期的な訪問活動を行う事業者の協力を得て、日常的な見守り活動を行うことにより、高齢者や障がい者等の支援が必要な人の異変を早期に発見し、必要な支援につなげます。	地域福祉課
⑥	認知症行方不明者SOSネットワークの構築（再掲）	認知症の人とその家族が安心して生活できるよう、地域住民等の協力を得て、日常の見守り体制を整備します。	介護保険課

(3) 地域の多様な主体との連携

地域における福祉活動を推進するとともに、地域課題に柔軟に対応できるよう、社会福祉法人やボランティア、NPO法人等への必要な情報提供や助言、コーディネートの実施等、連携の強化を図ります。

現状と課題

- 地域における障がい者（児）と住民の交流を促進する活動や、障がい者（児）やその家族が互いに悩みを共有したり情報を交換したりすることのできる場を提供する事業者に対し、その経費の一部を補助する「障害者等自発的活動支援事業補助金」を交付しています。
- 障がい者の社会参加の意欲を高め、障がい者についての啓発を行うことを目的に、障がい者週間事業（障がい者1日サロン）を主催する実行委員会に対して、民生委員・児童委員や地区福祉委員の参加を求め、企画段階から協働で取り組んでいます。
- 助成金等を活用した子育てグループの事業に対し、チラシ設置、情報提供、イベントの後方支援等を行っています。
- 各地区福祉委員会ボランティア部会を通じて、生活支援が行われています。
- NPO法人へ市民後見活動推進事業費補助金を支給し、活動を支援するとともに、成年後見支援センター運営委員会で定期的な連携や事業推進のあり方について検討しています。
- 市ボランティア活動センターにおいては、登録団体参画のもと、福祉事業における連携・協働のあり方を検討、助言を行っています。
- 子ども・若者総合相談窓口を設置、運営するとともに、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を連携して支援するため、福祉や保健、教育、雇用等の関係所管や関係団体とのネットワークである子ども・若者支援地域協議会を開催しています。

市の主な取組

施策	内容	担当課
① 民間団体等による福祉活動との連携と支援	地域での福祉活動等の活性化に向けて、新たな連携・協働の役割分担をめざし、市の行政目的と方向を同じくするNPO法人等の民間団体の福祉事業に対して、委託や連携を進めます。	地域福祉課
② 民間連携の推進	民間企業やNPO法人、大学等と連携し、民間企業等が持つ多様なノウハウやアイデア、技術を活用しながら、地域の抱える課題の解決をめざします。	政策創造課

基本目標 **3** 誰にでもやさしく自分らしく暮らせる地域づくり

1. 福祉サービス利用者等の権利擁護

(1) 本人の意向に沿った地域生活に対する支援

自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人が、より適切な決定ができるよう支援するとともに、本人の意向に沿った生活を送ることができるよう、福祉サービスの適正な運営の確保や包摂的（インクルーシブ）な地域づくりに取り組みます。

現状と課題

- 市社会福祉協議会において、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行う日常生活自立支援事業を実施しています。
- 法令基準に基づく適切な福祉サービスが提供されるよう、社会福祉法人や介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者に対する運営指導等を定期的を実施しています。
- 地域生活支援事業や介護保険事業の事業所指定に際しては、申請書の添付書類として、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要の記載を求めています。また、利用者とサービス提供事業者との間で解決が図られない場合は、兵庫県福祉サービス運営適正化委員会の苦情解決制度を案内しています。
- 高齢者や障がい者への虐待に関する相談や通報については、関係機関と連携し、事実確認や対象者の保護等の必要な対応を迅速に行っています。
- 児童虐待については、日頃から児童と接する学校や保育所、地域の民生委員・児童委員等との連携を密にし、早い段階で情報収集できる体制づくりに取り組んでいます。
- 虐待に対する迅速な支援を行うとともに、虐待の発生予防に力を入れていく必要があります。
- 誰もが利用しやすい日常生活自立支援事業の普及啓発が求められています。

市の主な取組

施策		内容	担当課
①	日常生活自立支援事業	関係機関との連携のもと、制度の周知を図るとともに、成年後見制度や関係機関との連携を強化し、利用しやすい制度としての普及を支援します。	地域福祉課
②	福祉サービスの適正な運営の確保 (再掲)	社会福祉法人や介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者に対する運営指導や監査等の実施を通じて、福祉施設や事業所の適正な運営を確保するとともに、法令基準に基づく質の高いサービスが提供されるよう取り組みます。	地域福祉課 介護保険課 障害福祉課 こども支援課
③	障がい者差別の解消に向けた取組	障がい者差別に関する相談に対し、人権相談等の各相談窓口において適切に対応するとともに、障がい者差別解消支援地域協議会の活動等を通じて、障がい者差別のない地域づくりを進めます。また、市長が指導監督権限を有する事業分野については、適切な権限行使に努めます。	人権推進多文化共生課 障害福祉課
④	虐待や近親者間暴力(DV)への対応 (再掲)	高齢者虐待や障がい者虐待、児童虐待や近親者間暴力(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談や通報について、市と関係機関が連携して必要な援助を行うとともに、虐待等の防止に向けた周知啓発を行います。	介護保険課 障害福祉課 地域福祉課 こども支援課 こども若者相談センター

(2) 成年後見制度の普及啓発と利用促進（成年後見制度利用促進計画）

平成 28（2016）年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、成年後見制度の運用改善や権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実等が盛り込まれました。

判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等が、当事者の権利が守られ、必要な援助を受けながら安心して地域で暮らし続けることができるよう、成年後見制度の普及啓発と利用促進に向けて必要な取組を実施します。

現状と課題

- 成年後見制度の利用促進に係る中核機関として、川西市成年後見支援センター“かけはし”を設置し、制度利用に関する相談支援や制度の普及啓発を推進しています。
- 川西市成年後見支援センター“かけはし”が発行する利用の手引きや出前講座等で、市に成年後見開始の審判を申し立てる制度があることを紹介しています。
- 川西市成年後見支援センター“かけはし”において、法律職による成年後見相談を開催しています。
- 市民後見人養成研修の修了者を対象に、フォローアップ研修や交流会を実施するとともに、権利擁護サポーターとしての寸劇による出前講座の実施等の活動に取り組んでもらっています。
- 市民向けの権利擁護フォーラムを随時開催するとともに、成年後見制度の利用支援を行う市内のNPO法人との協働により、成年後見制度の周知啓発を図る出前講座を開催しています。
- 権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの体制強化が必要です。
- 市民後見人待機登録者への継続した活動支援と研修等によるフォローが必要です。
- 市民アンケート調査結果では、「市民後見人」について「知らないし、聞いたこともない」と回答した方が 55.9%だったこと、また市民後見人に「関心はない」と答えた方が 62.4%だったことから、更なる制度の普及啓発が必要です。

市の主な取組

施策		内容	担当課
①	成年後見支援センター“かけはし”の設置	成年後見制度の利用促進に係る中核機関として、市社会福祉協議会への委託により「川西市成年後見支援センター“かけはし”」を設置しています。	地域福祉課
②	包括的な権利擁護支援体制づくり	中核機関として包括的な権利擁護支援体制の構築に向けて、法律や福祉の専門家、医療・福祉関連機関、家庭裁判所と更に連携を深めるため、地域連携つながりネット協議会を設置しています。	地域福祉課
③	成年後見制度の普及啓発	市民を対象とした講演会や出前講座の実施等を通じ、成年後見制度の普及啓発を図ります。	地域福祉課
④	成年後見制度の利用支援	一定の要件を満たす低所得の高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象として、裁判所への申立て費用や後見人等の報酬に対する助成を行うとともに、申立てを行う親族等がいない人については、市長が代わって申立てを行います。	介護保険課 障害福祉課
⑤	市民後見人の養成	親族や専門職以外の第三者後見人として、身近な立場で、本人に寄り添いながら支援を行う市民後見人を養成し、その活動を支援していきます。	地域福祉課
⑥	法人後見に対する支援の検討	法人後見を実施するための体制整備や後見等の業務を行う法人に対する支援のあり方について検討していきます。	地域福祉課

2. 生活困窮者自立支援対策等の推進

(1) 生活困窮者に対する自立支援

複合的な課題を抱えた生活困窮者に対し、生活保護に至る前に自立に向けた包括的な支援を行います。支援にあたっては、本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立等、本人の状態に応じた自立を支援します。

また、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援体制の整備に努めるとともに、働く場や参加する場の拡大にも取り組みます。

現状と課題

- 生活困窮をはじめとする複合的な課題に対して、包括的・継続的な支援を行うため、相談窓口を設置し、相談支援員による自立に向けた支援を行っています。
- 気軽に相談できる体制づくりとして、「くらしとしごとの応援LINE相談」を実施しています。
- 分野をまたぐような複雑化・複合化した課題を抱える人に対し、適切な支援団体や制度につなげられるよう、重層的支援体制を整備する必要があります。
- 単身高齢者の被保護実世帯数は増加が続いており、今後は、国の施策動向に十分注視し、潜在的な生活困窮者の早期発見及び的確な支援体制等の対応が必要です。

市の主な取組

施策		内容	担当課
①	自立相談支援事業※	相談支援員が相談内容に応じ、解決へ向けて個別の支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。また、早期かつ問題が深刻化する前に相談できるように、「くらしとしごとの応援LINE相談」を実施しています。	地域福祉課
②	住宅確保給付金の支給	離職等で住居を失ったり、又は失うおそれがある人を対象に、住居を整えた上で、就職に向けた活動を行うこと等を条件に、住居確保給付金として、一定期間、家賃相当額を支給します。	地域福祉課
③	就労準備支援事業	安心して就労に向けた能力等を養いながら就労支援、就労体験の機会が受けられるよう、就労支援員がマンツーマンで支援をします。	地域福祉課
④	家計改善支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるよう、状況に応じた支援計画の作成や相談支援等を行い、早期の生活再生を支援します。	地域福祉課
⑤	就労訓練事業	直ちに一般就労することが難しい人に対し、その人に合った作業機会の提供や、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を行います。	地域福祉課

(2) 子どもの貧困対策の推進

子どもの学習支援をはじめ、仲間と出会い活動ができる居場所づくりや就学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。また、子どもの貧困の実態を把握し、生活改善を支援することで、貧困の連鎖を防止していきます。

現状と課題

- 令和4（2022）年度より、子ども及びその保護者を支援する「子どもの学習・生活支援事業」を東谷中学校区で実施しています。
- 子どもの貧困問題については、学力をはじめ、生活習慣、進学意欲、自尊感情等、現在の経済的格差による弊害が、将来、親から子へと「貧困の連鎖」として引き継がれないことが重要です。このため、子どもたちが希望を持ち、意欲や機会が失われることのないよう、貧困の原因となる課題を解決していくことが求められます。

市の主な取組

	施策	内容	担当課
①	子どもの学習支援	子どもたちの学習活動拠点（居場所）を確保し、学習支援員とともに、子どもたちが自主的に学習に取り組む姿勢や態度・意欲を育むため、放課後の学習支援を行います。	地域福祉課 教育保育課
②	要保護児童に対する支援	要保護児童を早期に発見し対応するため、地域や福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関によるネットワークを活かした支援に取り組みます。	こども若者 相談センター
③	ひとり親家庭に対する支援	子育て家庭の中で所得水準が低い傾向にあるひとり親家庭に対して、専門的技能の習得により安定した生活につなげる支援や、子育ての不安を軽減するための相談支援等に努めます。	こども支援課
④	就学援助の実施	義務教育年齢の子がいる世帯で、経済的理由により就学に要する費用の支払が困難な保護者に対して、要件に該当した場合に、その費用の一部を援助します。	教育総務課
⑤	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを活用し、福祉的な観点から児童・生徒に関わる様々な環境の改善に向けた支援を行います。	こども若者 相談センター

3. 自殺防止対策の推進（自殺対策計画）

平成 18（2006）年に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになりました。自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、国の自殺総合対策大綱にある「いのちを支える」という理念のもと、各関係機関との横断的な連携により、包括的・継続的な支援を通じて、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざします。

（1）啓発と周知

命や暮らしの危機に陥った場合には「誰かに援助を求める」という考えを普及させる取組を通じて、周囲にいるかもしれない、自殺リスクを抱えている人の存在に気づき、必要に応じて支援機関等につなぎ、見守っていくという役割を一人一人が意識できるよう、教育活動や広報活動等を通じた啓発を進めることが重要です。

このため、命の大切さについて学ぶことのできるイベントや講座の開催、リーフレットやホームページ等のメディアを活用した周知等、様々な機会をとらえ、啓発を進めていきます。

現状と課題

- 市民アンケート調査結果では、今後の重要となる自殺対策について、「気軽に相談できる場所（電話相談等）の充実」と回答した人の割合が最も高くなっています。悩みや不安をできる限り早く相談支援につなげることができるよう、引き続き相談窓口の周知を図る必要があります。
- 自殺者数は令和 2（2020）年以降増加傾向となっており、コロナ禍における孤独・孤立から自殺につながったケースも考えられます。自殺には様々な要因が関係していることから、支援を必要とする人が悩みや不安を抱え込まず、必要な支援を受けることができるよう、様々な分野の相談先に関する情報を集約し、周知する必要があります。

市の主な取組

施策		内容	担当課
①	自殺防止に向けた啓発活動の実施	「いのちの授業」や「いのちとこころのセミナー」等の啓発活動を実施し、若年層からの自尊感情の醸成を促します。	地域福祉課
②	自殺対策をテーマにした展示等の実施	自殺予防週間や自殺対策強化月間時に「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連書籍の特集を行うことで、自殺防止への周知啓発を行います。	中央図書館
③	自殺防止に関する情報提供	男女共同参画センター情報紙の発行、講座の開催等により、女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報を提供します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)
④	各種相談窓口の周知	様々な困りごとや悩みごとについて、できるだけ早く具体的な支援につながるよう、自殺を考えている人を対象とするものだけでなく、健康、経済生活、家庭、労働等、様々な相談窓口に関する情報を集約し、積極的な周知に努めます。	地域福祉課

(2) 人材の育成

生き心地のよい地域社会の実現に向け、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、周囲の人の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させることが求められます。

このため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連領域の従事者だけでなく、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、市職員をはじめ、支援団体や専門職、教職員、一般市民に対して、命の大切さや「気づき」を促すための研修機会の充実を図り、生き心地のよい地域社会を支える人材の育成を図っていきます。

現状と課題

- 市民アンケート調査結果では、「自殺はなんの前触れもなく、突然に起きる」と回答している人の割合が全体の約3割を占めています。自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、自殺を防止する上では周囲の人が自殺につながるサインを見逃さずに対応することが重要となります。そのため、自殺予防ゲートキーパーの養成等を通じて、自殺のサインを見逃さない環境を整えていく必要があります。
- 市民アンケート調査結果では、「うつ病のサイン」に気づいたときに専門の相談窓口にご相談しようと思う人の割合が前回調査時点よりも低下しており、相談しない理由として「根本的な解決にならない」が理由として最も多くなっています。相談を受けた窓口で、適切な支援へとつなげていくために、職員の資質の向上を図る必要があります。

市の主な取組

施策		内容	担当課
①	職員研修の実施	市民の様々な困りごとや悩みごとについて問題が深刻化する前に具体的な支援につなげられるよう、市職員を対象として自殺対策に関する研修を実施します。	職員課 地域福祉課
②	教職員への研修の実施	児童・生徒の自殺防止への意識醸成を目的として、教職員を対象に自殺防止に関する研修を実施します。	教育保育課
③	自殺予防ゲートキーパーの養成（再掲）	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を行うことができる「自殺予防ゲートキーパー」の養成について、地域での活動につながるよう取り組みます。	地域福祉課

（3）ネットワークの強化

生き心地のよい地域社会の実現に向け、行政をはじめ、地域で活動している団体や支援機関、企業や事業所、そして市民一人一人が連携・協働して総合的に推進することが求められます。

このため、福祉事業の重要事項について調査審議する「川西市社会福祉審議会」等の審議会や「福祉ネットワーク会議」等の協議体において、自殺対策に関する情報共有や協議、検討を行うとともに、市、地域の活動団体や支援機関、企業や市民等、それぞれの主体の果たすべき役割を明確にし、まち全体で自殺対策を進めることのできる体制づくりを進めていきます。

現状と課題

- 自殺対策を推進する上では、悩みや不安を抱える人を早期に発見し、適切な支援につなぐことが重要となります。引き続き、関係機関・団体と連携し、情報共有を図り、早期発見、早期対応に努めていく必要があります。
- 地区別ワークショップにおいて、地域のつながりが薄くなっていることが課題として挙げられており、悩みや不安を抱える人の発見が困難になっていることが考えられるため、「福祉ネットワーク会議」等を通じて、地域で困難を抱えている人について把握する必要があります。

市の主な取組

	施策	内容	担当課
①	自殺対策に関する情報共有と協議・検討	福祉事業の重要事項について調査審議する「川西市社会福祉審議会」等の審議会や「福祉ネットワーク会議」等の協議体において、自殺に関する地域の現状や課題を把握、共有し、解決に向けた方策について、協議、検討していきます。	地域福祉課
②	包括的相談支援事業（再掲）	支援機関のネットワークで、世代や分野を問わず包括的に相談を受け止めます。複雑化・複合化した課題は適切に多機関協働事業につなぎます。	地域福祉課
③	官民連携によるプラットフォームの構築（再掲）	縦割りとなっている就労支援やひきこもり支援等を、早期に適切な支援につなぐことができるよう、官民連携によるプラットフォームを新たに構築するとともに、既存のプラットホームも複合的な課題に対応できるよう見直しを進めていきます。	地域福祉課
④	福祉ネットワーク会議の開催（再掲）	概（おおむ）ね小学校区ごとに、地域住民や関係機関等が参画する福祉ネットワーク会議を開催し、地域課題の把握や解決に向けた協議を行っています。市社会福祉協議会と連携し、会議へ参画する関係団体等の拡充を図り、地域プラットフォームの実現をめざします。	地域福祉課

(4) 自殺予防の支援

自殺対策においては、一人一人が抱えている悩みや不安のような「生きることの阻害要因」を減少させる取組だけでなく、地域での居場所づくりや健康なからだづくり等、生きがいを見いだすための取組も重要となります。

このため、ボランティアやNPO法人、地域の活動団体等と連携を図りつつ、子どもや若者、高齢者といった全ての人の居場所づくりに関する取組を進め、地域や学校等での孤立を防止するとともに、自殺未遂者や自死遺族等、自殺リスクが高いと思われる人が自殺に至ることのないよう、心の負担を軽減するための情報提供を行います。

現状と課題

■地区別ワークショップにおいて、地域交流や放課後の子どもの居場所の不足が課題として挙げられています。また、統計データにおいても独居者の自殺死亡率が高く、悩みや不安を相談できずに孤立している人がいることが考えられるため、地域の居場所づくりに向けた支援を実施する必要があります。

市の主な取組

施策	内容	担当課
① 共生型居場所機能を有する相談支援の実施（再掲）	公的な相談機関だけでは十分に対応できないはざまの相談ニーズに対して、民間法人との連携により、居場所機能を併せ持った相談支援を実施します。	地域福祉課
② 子ども・若者総合相談窓口事業	臨床心理士等による、ひきこもり、若年無業者、不登校者とその保護者への相談の充実を図り、若者の居場所や就労、福祉サービスへとつなぎます。	こども若者相談センター
③ 地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業を運営し、子育て親子の居場所や交流場所の提供、交流の促進、講座やイベントの実施、相談や情報提供等を行います。	こども若者相談センター
④ 子どもの居場所づくりへの支援	子どもたちの健やかな成長を支えるため、子どもたちが安心して利用できる地域の居場所として、子ども食堂や学習支援の開設及び運営を行う団体等に対して、市社会福祉協議会と連携して補助金を交付します。	こども政策課
⑤ 心の相談の実施	日常生活のストレス、ひきこもり等で、精神に障がいきたすおそれのある人及びその家族に対して、専門医と精神保健福祉士等が相談に応じます。	障害福祉課

施策		内容	担当課
⑥	犯罪被害者等への支援	犯罪被害者とその家族に対し必要な支援を行うため、専門の相談窓口との連携を図ります。	生活安全課
⑦	自死遺族への支援	大切な人を亡くした苦しみに寄り添い、その人らしい人生を再構築できるよう傾聴するとともに、必要に応じ支援機関への案内を行います。	地域福祉課

(5) 子どもが安心して生活できる環境づくり

子どもが安心して生活できない要因には、学校における人間関係、家庭における家族との関係、虐待等、様々な背景が考えられます。子どもが追いつめられる可能性を少しでも減らしていくためには、学校教職員をはじめ、保護者や子どもへの支援に携わる人の資質向上等、子どもが安心して生活できる環境の構築や、各自の自尊感情を育て、自らSOSを出せる教育を進めていく必要があります。

今後は、様々な機会を通じて、子どもに命の大切さを伝え、SOSを出しやすい環境や、SOSを出した友人等を受け止めてもらえる環境づくりに取り組みます。また、教職員への研修や情報提供を進めるとともに、相談やアドバイス等、子どもや保護者に対するアプローチも行っていきます。

現状と課題

- 本市における20歳未満の自殺死亡率が男性で2.9%、女性で3.0%となっていることから、児童・生徒が自殺に追い込まれることがないよう、悩みを打ち明けられる環境を整備する必要があります。
- 共働き世帯の増加等により、親等の身近な家族に相談することのできる機会が減少していることが考えられるため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育相談員等の学校や家庭以外で相談することのできる第三者による相談支援を引き続き実施する必要があります。

市の主な取組

施策		内容	担当課
①	悩みを打ち明けられる環境の提供	教職員及び児童・生徒と継続的に支援に携わることが可能なスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育相談員等が、児童・生徒に対し安心して悩みを打ち明けられる環境を提供します。	こども若者相談センター
②	教職員に対する研修	「SOSの出し方に関する教育」の講師を担えるように、学校教職員に対して研修を行います。	教育保育課

施策		内容	担当課
③	子ども・若者総合相談窓口事業（再掲）	臨床心理士等による、ひきこもり、若年無業者、不登校者とその保護者への相談の充実を図り、若者の居場所や就労、福祉サービスへとつなぎます。	こども若者相談センター
④	発達段階に応じた支援	乳幼児期からの自尊感情の醸成や保護者への啓発等の発達段階に応じた支援を行います。	こども支援課 こども若者相談センター 保健センター・ 予防歯科センター
⑤	不登校児童・生徒への支援	不登校状態にある児童・生徒の自立心の回復や学校復帰の支援を行います。	こども若者相談センター
⑥	教育相談の実施	子どもたちの性格、行動、心身の健康、ことば、不登校等に関する教育相談を実施します。	こども若者相談センター
⑦	子どもの人権オンブズパーソン	子どもの人権オンブズパーソンは、市長の附属機関である「公的第三者機関」として、いじめや体罰等の子どもの人権侵害に関する相談及び調整・調査活動、広報・啓発等を行うとともに、学校や教育委員会と連携した取組を行っていきます。	人権推進多文化共生課

（6）女性の自殺対策

全国統計では、近年、女性の自殺者数が増加傾向にあります。妊娠や出産、子育て等の場面で悩みや困難を抱えたり、孤立したりすることがないように、妊産婦への支援をはじめ、女性特有の視点も踏まえて取り組んでいきます。

現状と課題

- 令和4（2022）年10月に閣議決定された国の「自殺総合対策大綱」において、女性の自殺対策が重点施策として新設されており、妊産婦への支援の充実や困難を抱える女性への支援の推進等が求められています。
- 全国的に女性の自殺者数が増加していることから、引き続き困難を抱える女性を早期に発見し、必要な支援へとつなげる必要があります。

市の主な取組

施策	内容	担当課
① （仮称）こども家庭センターでの支援	妊娠期から子育て期にわたるまで関係所管と連携し、担当課で一体的に切れ目なく支援します。	こども若者相談センター 保健センター・予防歯科センター
② ひとり親家庭相談	母子家庭、父子家庭の子どもを養育していく上での悩みや就労についての支援を行います。	こども支援課
③ 妊婦への面接指導	全ての妊産婦が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から切れ目ない支援を行います。妊娠届出時・妊娠後期・出産後に専門職がアンケートや面談等を実施し、必要なサービスにつなぎ支援します。	保健センター・ 予防歯科センター
④ 女性のための相談の実施	女性が抱える様々な悩みを受け止め、気持ちの整理のお手伝いをする「女性のための相談」を実施します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)

（7）高齢者の自殺対策

全国的に高齢化が進行している現在、高齢者に対する支援は大きな課題となっています。高齢者の孤立を防ぎ、いきいきと暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムと連携した支援体制を構築するとともに、高齢者の健康維持や生きがいづくり、孤立防止等、生きることを促進する要因をつくる取組も進めていきます。

現状と課題

- 自殺の原因や動機として、「健康問題」が最も多くなっており、今後高齢者人口が増加する中で、身体能力の低下により外出が困難になることにより、自殺のリスクを抱えている人の発見が遅れることが考えられるため、地域ケア会議を通じて、ひきこもり状態にある高齢者の情報等を共有する必要があります。
- ワークショップにおいても、地域や隣近所で交流がなく孤立している高齢者がいるという課題が挙がっています。高齢者が生きがいややりがいを持って生活することは、孤独・孤立を防ぐことにもなり、自殺対策にもつながるため、引き続き趣味や特技を活かすことのできる場として就業機会の確保や提供を行う必要があります。

市の主な取組

施策		内容	担当課
①	高齢者への相談支援	概（おおむ）ね中学校区ごとに地域包括支援センターを設置し、保健師、社会福祉士※、主任ケアマネジャー等の専門職が、その専門知識や技能を互いに活かしながらチームによる高齢者への総合的な支援を行います。	介護保険課
②	地域ケア会議の実施	行政機関や関係機関等で構成される地域ケア会議において、個別課題の解決や地域におけるネットワークの構築、地域課題の発見等に取り組みます。	介護保険課
③	就業機会の確保と提供	「川西市しごと・サポートセンター」での就労・労働に関する課題解決に向けた支援やシルバー人材センターを通じた就業機会の確保と提供等を通じて、高齢者の就労・就業を促進します。	地域福祉課 産業振興課
④	生きがい就労事業の実施（再掲）	高齢者や障がい者のほか、生きづらさを抱える人等、誰もが自分らしく参加できる就労の場を創出する「生きがい就労事業」を実施します。	地域福祉課

（８）生活困窮者及び無職者、失業者の自殺対策

生活困窮に陥っている人は、健康状態の悪化や将来の見通しが持てないなど、様々な不安にさらされている一方で、周囲に支援者がおらず、地域の中で孤立している可能性もあります。また、無職者、失業者も、生活困窮に陥ることの不安、将来に対する不安、前職での勤務におけるストレス等、様々な困難に囲まれていることが予想されます。

本市は神戸市や大阪市等の大都市への通勤圏であることから、リストラ等による失業や、就職活動がうまくいかなかった学生等がいる可能性も想定されます。生活困窮者や無職者、失業者の生活不安を軽減するために、相談支援や生活支援に取り組むとともに、早急に経済的自立の見通しが立てられるよう、就労支援にも力を入れていきます。また、生活困窮に陥っている方の孤立を防ぎ、当事者の不安や悩みを軽減するために、居場所を提供するための取組も進めます。

現状と課題

- 男性の自殺の原因や動機をみると、「健康問題」に次いで「経済・生活問題」が多くなっています。また、男性の自殺死亡率をみると無職の独居者の自殺者数が特になくなっており、経済困窮に加えて社会との関係性が希薄な人がいることが考えられるため、関係機関等と連携を図り、自立した生活に向けて支援を行う必要があります。

市の主な取組

施策		内容	担当課
①	自立相談支援事業 (再掲)	相談支援員が相談内容に応じ、解決へ向けて個別の支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。また、早期かつ問題が深刻化する前に相談できるように、「くらしとしごとの応援LINE相談」を実施します。	地域福祉課
②	住宅確保給付金の支給 (再掲)	離職等で住居を失ったり、又は失うおそれがある人を対象に、住居を整えた上で、就職に向けた活動を行うこと等を条件に、住居確保給付金として、一定期間、家賃相当額を支給します。	地域福祉課
③	消費生活相談の実施	消費生活に関する相談をきっかけに、必要に応じて専門機関を案内するなど自殺予防支援につなげていきます。	生活安全課 (消費生活センター)
④	生活保護制度	生活保護を必要とする生活困窮者に対して健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を支援します。	生活支援課
⑤	川西しごと・サポートセンターの運営	伊丹公共職業安定所と共同で「川西しごと・サポートセンター」を設置し、就労に関する情報提供や、職業相談・その他生活に関する問合せに対する関係機関への紹介を行います。	産業振興課 地域福祉課
⑥	就労準備支援事業 (再掲)	安心して就労に向けた能力等を養いながら就労支援、就労体験の機会が受けられるよう、就労支援員がマンツーマンで支援をします。	地域福祉課

4. 再犯防止の推進（再犯防止推進計画）

平成 28（2016）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行され、地方自治体にも再犯の防止等に関し、施策を実施する責務があることが明記されました。

本市においても、法の趣旨を踏まえ、再犯の防止等を推進するため、本市として取り組むべき内容を取りまとめ、再犯防止推進計画を策定します。

現状と課題

- 全国の刑法犯の認知件数をみると、平成 15（2003）年以降は一貫して減少していましたが、令和 4（2022）年は 601,331 件となり、令和 3（2021）年の 568,148 件を上回りました。今後の動向について注視すべき状況にあります。
- 検挙人員における「再犯者」の割合を見ると、一貫して上昇し続け、令和 2（2020）年には統計をとりはじめて以降最も高い 49.1%となりました。令和 3（2021）年は 48.6%と減少しましたが、引き続き高い値となっています。また、本市における再犯率の状況は平成 29（2017）年は 54.7%となっていますが、最近は減少傾向にあり、令和 3（2021）年は 46.2%となっています。
- 県下における薬物事犯について、令和 4（2022）年の大麻事犯の検挙人員は 323 人で、3 年連続過去最多を更新しています。また、大麻事犯検挙人員のうち 30 歳未満が 7 割以上を占めるなど、若年層を中心とした大麻の乱用拡大が懸念されています。
- 川西警察署管内では、川西保護区保護司会や川西地区更生保護女性会、川西保護区更生保護協力雇用主会「つばさの会」等の団体によって様々な更生保護活動を続けられています。

市の主な取組

	施策	内容	担当課
①	自立相談支援事業 （再掲）	相談支援員が相談内容に応じ、解決へ向けて個別の支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。また、早期かつ問題が深刻化する前に相談できるように、「くらしとひとの応援 LINE 相談」を実施します。	地域福祉課
②	就労準備支援事業 （再掲）	安心して就労に向けた能力等を養いながら就労支援、就労体験の機会が受けられるよう、就労支援員がマンツーマンで支援をします。	地域福祉課
③	生活保護制度 （再掲）	生活保護を必要とする生活困窮者に対して健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を支援します。	生活支援課
④	高齢者への相談支援 （再掲）	概（おおむ）ね中学校区ごとに地域包括支援センターを設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が、その専門知識や技能を互いに活かしながらチームによる高齢者への総合的な支援を行います。	介護保険課

施策		内容	担当課
⑤	障がい者への相談支援	障がい者やその介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助等を行います。	障害福祉課
⑥	心の相談の実施（再掲）	日常生活のストレス、ひきこもり等で、精神に障がいをおきたおそれのある人及びその家族に対して、専門医と精神保健福祉士等が相談に応じます。	障害福祉課
⑦	青少年愛護活動の実施	児童・生徒の安全確保を図るため、警察・学校・市民が連携協力し、非行防止教室の開催や不審者対応訓練を実施し、安全確保に関する青少年愛護活動を行います。	教育保育課
⑧	社会環境の実態調査の実施	図書類、DVD、玩具類、スマートフォン取扱店等を訪問し、青少年を取り巻く社会環境の実態調査と有害環境浄化活動を行います。	教育保育課
⑨	アルコールやたばこ、薬物対策の強化	飲酒や喫煙、シンナー、薬物乱用の防止に努めるとともに、心身に与える影響について正しい知識の普及に努めます。	教育保育課
⑩	社会を明るくする運動の実施	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動「社会を明るくする運動」について、保護司*会等の関係団体との協働により、街頭啓発や小中学生を対象とした作文コンテストへの参加呼びかけ等を行います。	地域福祉課
⑪	地域における理解の促進	保護司会等の更生保護活動について市民へ周知し、再犯防止に係る地域での関心や理解を深められるよう取り組みます。	地域福祉課
⑫	人材確保に向けた取組	適正な保護司数を維持できるよう保護司会と連携して人材の発掘に取り組みます。	地域福祉課
⑬	地域のネットワークづくりの推進	生きづらさを抱える人の孤立化を防ぐため、地域に対する情報提供や話題づくり、地域での見守りや声かけ、相談、助け合い活動への支援等、地域のネットワークづくりを推進します。	地域福祉課
⑭	共生型居場所機能を有する相談支援の実施（再掲）	公的な相談機関だけでは十分に対応できないはざまの相談支援ニーズに対して、民間法人との連携により、居場所機能をあわせ持った相談支援を実施します。	地域福祉課
⑮	包括的な支援に向けた関係機関等との連携	更生保護関係者をはじめ、関係機関・団体、民間事業者等と連携支援会議を開催し、お互いの業務や提供可能なサービス等の内容に関する情報共有等の機会を設けます。	地域福祉課

5. バリアフリーのまちづくり

(1) ハード面のバリアフリー化の推進

高齢者や障がい者等、誰もが暮らしやすく、また、安心して安全に外出できるよう、道路や歩道、公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

現状と課題

- 歩行者等の安全性の向上を図るため、歩道の段差をなくす歩道切り下げ工事や点字ブロックの設置等を実施しています。
- 「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、施行地区内の整備を進める中で、バリアフリーに配慮した住環境の整備を実施しています。
- 福祉のまちづくり条例等を踏まえ、市庁舎等公共施設の維持管理を行っています。
- 歩道上等で歩行者妨害となる放置自転車を減らすため、啓発・撤去業務を行っています。また、道路修繕時において、劣化した点字ブロック、不要な段差等があれば、同時に修繕を実施し、改善に努めています。

市の主な取組

施策	内容	担当課
① 「福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化の推進	「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりを推進するとともに、同条例に基づく助言、指導を行い、全ての人がいきいきと生活できるよう、まちのバリアフリー化を進めます。	建築指導課
② 道路のバリアフリー化	誰もが安全に通行できるように歩道の段差解消や点字ブロックの設置等を進めます。	道路整備課
③ 公共施設のバリアフリー化	今後建設する公共施設は、高齢者や障がい者にとって利用しやすいものとなるよう、バリアフリー化を行うほか、既存のものは、利用が多い施設や身近な施設、緊急に整備が必要な施設から、年次的・計画的にバリアフリー化を進めていきます。	総務課 施設マネジメント課
④ 「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の普及	高齢者や障がい者等の一定の要件を満たす人が利用できる「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の普及を進め、利用者の増加をめざします。	地域福祉課

(2) ソフト面のバリアフリー化の推進

全ての人々が住み慣れた地域で、安心して暮らすために、認知症や障がい等に対する偏見やそれらへの理解不足から無意識に差別してしまうことがなくなるよう、心の面でのバリアフリー化を推進します。

現状と課題

- 障害者差別解消法^{*}の施行に伴い、本市における対応要領を作成するとともに、庁内連絡会議を設置し、各所属において「差別的な取扱いの禁止」、「合理的配慮^{*}の提供」に取り組んでいます。
- 本市では、令和4（2022）年4月1日に「川西市手話言語条例」を施行し、手話に対する理解の促進と手話の普及を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を推進しています。
- 障がい者が日常生活や社会生活を営む上で受ける制限は、社会の中にある障壁（バリア）によるものであるため、負担が重すぎない範囲でバリアを取り除くための配慮を行う必要があるとの考え方を、全ての人々が共有する必要があります。
- 地区別ワークショップでは、地域において障がい者の困りごとを十分に把握できていないことを受けて、「地域との交流機会（イベント、話合いの場、交流の場）を持つ」「障がい者の現状、実態をよく知る機会を増やす」「学校でも交流の場を設ける、支援学校との交流、一緒に授業を受ける」「地域の作業所に声をかけ、交流を促進する」といった様々な場面を通じた交流の推進に関する意見が挙げられています。

市の主な取組

施策		内容	担当課
①	心のバリアフリーの推進	心の内にあるバリア（障壁）を取り除き、年齢・性別に関係なく、お互いに尊重し合い、助け合って生きる“心のバリアフリー”の社会づくりを、関係機関等とともに進めます。	人権推進多文化共生課
②	障がい者差別の解消に向けた取組（再掲）	障がい者差別に関する相談に対し、人権相談等の各相談窓口において適切に対応するとともに、障がい者差別解消支援地域協議会の活動等を通じて、障がい者差別のない地域づくりを進めます。また、市長が指導監督権限を有する事業分野については、適切な権限行使に努めます。	人権推進多文化共生課 障害福祉課
③	障がい者に対する適切な配慮の実施	障害者差別解消法により、地方公共団体に義務づけられている不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的な配慮の提供、事前的改善措置の実施について、全庁的な取組を推進します。	職員課 障害福祉課 教育保育職員課
④	手話言語条例に基づく施策の推進	「川西市手話言語条例」に基づき、手話が言語であるとの認識を基盤として、手話に対する理解の促進と手話の普及を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を推進します。	障害福祉課
⑤	福祉教育の推進（再掲）	若い世代を対象として、ボランティア活動に対する理解促進と意識の醸成を図るとともに、学校等と連携した福祉教育の推進や、身近な地域における参加のきっかけづくりにつながる取組等、将来の福祉活動の担い手となるよう啓発を進めます。	地域福祉課
⑥	認知症サポーター等の養成（再掲）	認知症に対する正しい知識を持ち、地域における当事者や家族の温かい応援者となる認知症サポーター養成講座等を実施します。	介護保険課
⑦	虐待や近親者間暴力（DV）への対応（再掲）	高齢者虐待や障がい者虐待、児童虐待や近親者間暴力（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談や通報について、市と関係機関が連携して必要な援助を行うとともに、虐待等の防止に向けた周知啓発を行います。	介護保険課 障害福祉課 地域福祉課 こども支援課 こども若者相談センター

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたっては、保健、福祉分野のみならず、医療や教育、建設分野等、庁内横断的な体制が重要であるため、福祉部局をはじめ、関係部局担当課との連携・情報共有に努めます。

(2) 市社会福祉協議会との連携・協働

市社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として位置づけられており、市社会福祉協議会が策定する川西市地域福祉推進計画に基づきながら、地域福祉活動を進めています。そのため、本計画における施策と連携を図りながら、協働で地域福祉活動に取り組んでいきます。

(3) 地区福祉委員会との連携・協働

地域福祉の推進にあたっては、コミュニティエリアにおいて福祉活動を進められている地区福祉委員会と相互に連携・協働して取り組むことが重要です。そのため、地区福祉委員会に参画する各主体と、本計画における施策内容を共有しながら、必要な支援を行い協働で取り組むことで、実効性のある地域福祉の推進につなげていきます。

(4) ボランティア、NPO、民間事業者、社会福祉法人等との連携・協働

ボランティア、NPO、民間事業者等においては、市にはできない柔軟な運営が期待できるため、活動内容の充実とサービスの多様化により、様々な福祉ニーズへの対応が望まれます。そのため、ボランティア、NPO、民間事業者、社会福祉法人等と連携・協働を図ることで、きめ細かな地域福祉活動の展開を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、毎年進捗状況を把握し、市民や有識者、保健、医療、福祉関係団体等の代表者で構成される川西市社会福祉審議会に報告の上、総合的かつ専門的な見地から点検、評価を行います。また、令和10(2028)年度には、計画全体の中間評価を行い、本計画に位置づけた施策等が着実に実施されるようフォローアップしていきます。

1 計画の策定経過

調整中

昭和 58 年 4 月 1 日

規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和 52 年川西市条例第 3 号)第 3 条の規定に基づき、川西市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、福祉事業に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、福祉事業に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(専門委員)

第 3 条 市長は、福祉事業に関する重要事項を専門的に調査及び研究をする必要があると認めたととき、専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員の任免)

第 4 条 委員及び専門委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 社会福祉団体の代表者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認めたもの

2 委員及び専門委員の任期は、2 年とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員及び専門委員は、再任されることができる。

5 第 2 項の規定にかかわらず、専門委員は、当該事項に関する調査及び研究が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、委員及び専門委員から会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長が指名する部会に属する委員がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、専門部会について準用する。
- 6 審議会は、前条第3項の規定にかかわらず、出席委員の3分の2以上の多数による議決をもって、部会が調査審議する事項に係る議決を、審議会の議決とみなすことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

(公印)

第9条 公印は、次のとおりとする。

名称	寸法（センチメートル）	用途	個数	管守者
川西市社会福祉審議会会長之印	方1.8	会長名をもつてする文書	1	福祉部地域福祉課長

- 2 公印の取扱いについては、川西市公印規則(昭和39年川西市規則第13号)の規定を準用する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

3

川西市社会福祉審議会委員名簿

調整中

4

用語解説

	用語	初出 ページ	内容
あ 行	アウトリーチ	58	積極的に手を差し伸べること。例えば誰かが相談に来るのを待つのではなく、困っている人がいないか、支援者側から探し出して支援すること等をいう。
か 行	介護保険制度	58	寝たきり・認知症等の高齢者が増加する中で、「介護」の負担を社会全体で支えあうことを目的に平成 12（2000）年 4 月に施行された。
	虐待	1	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴る等の暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫等の心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金等を勝手に使ってしまう経済的虐待等があり、高齢者や障がい者、児童に対する虐待が問題となっている。
	キャラバン・メイト	63	認知症サポーター養成講座の講師役となる人。
	協働	1	市民及び市の執行機関がそれぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決にあたること。
	権利擁護	36	認知症高齢者等の判断能力が不十分な人の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）、苦情解決、運営適正化委員会等が規定されている。また、民法では成年後見制度が規定されている。
	子どもの貧困対策	36	平成 25（2013）年 6 月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号）が成立し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することとされた。法律を受け、政府は子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元（2019）年 11 月改定）を定めた。

用語		初出 ページ	内容
か 行	合理的配慮	88	障がい者から支援や手助け等を求められた場合、負担が重すぎない範囲で対応すること。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、国や自治体等に対して合理的配慮の提供を義務づけていたが、令和3（2021）年の法改正で民間事業者にも義務化された。
	自然動態	9	一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのこと。
さ 行	自立相談支援事業	73	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談事業。生活困窮者の抱えている課題の整理や状況把握をし、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認や社会資源の開発等も行う。
	社会動態	9	一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのこと。
	社会福祉協議会	1	社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。都道府県、市町村のそれぞれにおいて組織されている。
	社会福祉士	83	社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された、ソーシャルワーク専門職の国家資格。専門的知識や技術を持ち、日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う者のこと。
	障害者差別解消法	88	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に、平成28（2016）年4月1日に施行された。
	成年後見制度	2	認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがない場合は市町村）の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度にあわせて後見人等（後見人・保佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上相談や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。

	用語	初出 ページ	内容
た 行	地域ケア会議	63	専門職や民生委員・児童委員、福祉委員、自治会役員、社会福祉協議会、行政等が参加し、地域における課題と解決策を話し合う会議。
な 行	認知症行方不明者SOSネットワーク	47	認知症高齢者等が行方不明となった場合、早期発見・早期保護につなげるシステム。
	認知症サポーター	34	「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症を正しく理解して認知症の人や家族を温かく見守る応援団として自分のできる範囲で活動する人のこと。
は 行	パブリックコメント	91	行政制度や行政の計画の新設や変更の際に原案を公表し、住民から意見を求め、政策に反映させる制度のこと。
	バリアフリー	36	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計にすることをいう。また、障がい者に対する差別意識等の内面的な障壁を取り除くこともバリアフリーととらえられている。
	フォーマルケア・インフォーマルケア	64	フォーマルケアは公的機関や専門職によるサービスや援助のこと。インフォーマルケアは家族をはじめ、親族や友人、地域住民、NPO法人やボランティア等による非公式な支援のこと。
	福祉避難所	41	高齢者や障がい者等で、指定避難所での避難生活が難しい方に配慮した避難所のこと。
	プラットフォーム	44	サービスを実施するための土台や共通の基盤のこと。
	保護司	86	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えるために指導・助言を行うボランティアのこと。
ま 行	民生委員・児童委員	17	民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者のこと。都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣から委嘱される。児童福祉法の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。

用語		初出 ページ	内容
や 行	要支援・要介護認定	10	介護保険のサービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要がある。サービス利用希望者からの申請により、市が訪問調査や医師の意見書に基づき認定する。介護の必要度（要介護度）は「要支援1～2」「要介護1～5」に分かれる。
わ 行	ワークショップ	1	多様な価値観や考え方を受入れ、立場や年齢の違いにかかわらず、誰もが自由に意見を言いやすく形式張らないように工夫された会議の手法をいう。
ア ル フ ァ ベ ット	DV	63	ドメスティック・バイオレンスの略で、夫婦や恋人等の親密な間柄の人から振るわれる暴力のこと。
	I C T	17	PCやアプリ、インターネットといった情報を効率的に処理できる技術であるITを活用し、情報を伝達することをいう。
	NPO	1	Non Profit Organization の略で、民間非営利組織をいう。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事又は内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人（特定非営利活動法人）をいう。
	SNS	17	「Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略で、人と人との交流を促進するためのインターネット上のサービスのこと。LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）、Facebook（フェイスブック）、X（エックス）等がある。

